第５号議案

２０２６年９月２日
第５８２回理事会

「容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2026 年度）」
及び「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」の策定及び公表について

容量市場の長期脱炭素電源オークション（応札年度：2026 年度）の実施にあたり、業務規程第 32 条の 12 及び第 32 条の 23 の 2 の規定に基づき、参加を希望する事業者及び電源等が満たすべき要件、参加登録方法、応札方法、落札決定方法、及び契約条件等を定めた長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2026 年度）（以下「本要綱」）を策定し、公表する。

あわせて、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めた長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款（以下「本約款」）を改定し、公表する。

なお、本要綱の策定と本約款の改定にあたっては、業務規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、2026 年 7 月 21 日（火）から 2026 年 8 月 3 日（月）まで意見募集を実施し、事業者からの意見を反映した。

＜参考　業務規程＞

（メインオークション募集要綱の策定及び公表）

第３２条の１２ 本機関は、メインオークションの実施に先立ち、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱（以下「メインオークション募集要綱」という。）を策定し、事業者情報の登録を完了している市場参加資格事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（以下略）

（長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定 の準用）

第３２条の２３の２　第３２条の１２（第３２条の１２第１号アを除く。）及び第３２条の１４から第３２条の２０までの規定は、長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」 とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。

以上

【添付資料】
別紙１：長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2026 年度）
別紙２：長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款
別紙３：「長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2026 年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答
別紙４：「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

別紙１

容量市場
長期脱炭素電源オークション募集要綱

（応札年度：２０２６年度）

2026 年 9 月 2 日

電力広域的運営推進機関

目次

第１章　　はじめに 4
１．長期脱炭素電源オークション創設の背景..... 4
２．容量市場におけるオークションの種類..... 5
３．募集要綱の位置付け..... 6
第２章　　注意事項 7
１．一般注意事項 7
２．守秘義務 7
３．問合せ先 8
第３章　　募集概要 9
１．募集スケジュール..... 9
２．募集内容 10
第４章　　参加登録 21
１．参加登録の方法 21
２．事業者情報の登録..... 21
３．電源等情報の登録..... 22
４．期待容量の登録 32
第５章　　応札方法 33
第６章　　落札電源及び約定価格の決定方法..... 35
１．落札電源の決定方法..... 35
２．約定価格の決定方法..... 39
３．約定結果の公表 40
４．落札後の手続き等..... 40
５．容量確保契約の結果の公表..... 40
第７章　　契約条件 41
１．容量確保契約金額..... 41
２．容量確保契約金額に関する調整..... 41
３．市場退出 42
４．リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ..... 43
５．容量確保契約金額（各月）の支払・請求について..... 45
６．他市場収益の還付について..... 46
７．消費税等相当額について..... 46
８．その他 46

別紙１　補正後の応札価格における可変費の算定方法

【添付資料】

（様式１）容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書
（様式２）事業計画書
（様式３）バイオマス発電設備に係る燃料調達計画
（様式４）蓄電池に係る事業計画
（様式５）脱炭素化ロードマップ
（様式６）期待容量等算定諸元一覧
（様式７）調整機能の詳細情報

第１章　はじめに

１.長期脱炭素電源オークション創設の背景

小売全面自由化前は、総括原価方式による料金規制の下、安定的に料金の回収が可能であったため、巨額の電源投資を行うに足りるだけの長期的な投資回収予見性が確保されていました。その後、自由化の進展が、競争活性化による電力料金の抑制等、様々な恩恵をもたらしている一方で、原則的に、短期的な電力取引市場ベースでの料金設定となっていくため、市場価格の変動が想定されることも踏まえると、発電事業者にとっては長期的な投資回収予見性が低下し、多額の資金が必要な電源への新規投資が停滞しています。このため、一定の投資回収の予見性を確保する施策である容量メカニズムを追加的に講ずることで、中長期的に必要な供給力等を効率的に確保するため、2020 年度から新たに容量市場制度が創設されました。

現行の容量市場は、落札電源の大部分が既設電源となっていますが、電源への新規投資を促進するべく、現行の容量市場の入札とは別に、新規投資を対象とした入札を行い、容量収入を得られる期間を「1 年間」ではなく「複数年間」とする方法により、巨額の初期投資に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する入札制度が、2023 年度から新たに創設されました。

また、2050 年カーボンニュートラル実現に向けて定められた第 6 次エネルギー基本計画を踏まえ、本制度の対象となる新規投資は脱炭素電源への新規投資と整理されました。なお、火力発電所の休廃止の増加を背景として発生した 2022 年 3 月の東日本における電力需給ひっ迫を踏まえ、短期的な電力需給ひっ迫を防止していくため、比較的短期に建設が可能な LNG 火力の新設・リプレースが、一定期間内に限り、追加的に新規投資の対象とされています。その後、将来の需給バランスや脱炭素技術の進展の不確実性を踏まえ、当面の間は募集を継続することとされています。ただし、2050 年カーボンニュートラルとの関係を考慮し、供給力提供開始から 10 年後には脱炭素化に向けた対応（改修のための本制度への入札等）を求めることが整理されています。

このように、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、発電事業者の投資回収予見性を確保することで脱炭素電源への投資を着実に促すことにより、需要家に対して脱炭素電力の価値を提供するとともに、中長期的な観点から安定供給上のリスクや価格高騰リスクの抑制を目指します。すなわち、発電事業者の予見可能性確保と需要家の利益保護を同時に達成することが、長期脱炭素電源オークションの目的です。

上記の整理を受け、詳細な制度設計の検討の場として、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に設置された「制度検討作業部会」、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会の下に設置された「電力安定供給ワーキンググループ」並びに資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）を共同事務局として本機関に設置した「容量市場の在り方等に関する検討会」において、制度設計や業務運営

について検討が進められているところ、「電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会第八次中間とりまとめ」にて、長期脱炭素電源オークションは、容量市場の一部として位置付けられること、本機関が運営主体となり、2023 年度に長期脱炭素電源オークションの初回応札が開始することとなりました。

２.容量市場におけるオークションの種類

容量市場においては、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力（※）をオークションで募集します。オークションには以下の種類があります。

※沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）

<table>
<tr><td rowspan="4">容量
市場</td><td rowspan="3">容量オークション
（右記オークションの総称）</td><td>メインオークション
将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という。）の 4 年前に実施する。</td></tr>
<tr><td>追加オークション
メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の 1 年前に実施する以下 2 つのオークションがある。
・調達オークション
必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。
・リリースオークション
必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集する。</td></tr>
<tr><td>長期脱炭素電源オークション
脱炭素化に向けた新設・リプレース等の巨額の電源投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みにより、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保することで、電源投資を促進するために実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別オークション
安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する。</td></tr>
</table>

３.募集要綱の位置付け

（１） この長期脱炭素電源オークション募集要綱（以下「本要綱」という。）では、2026 年度に実施する長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」という。）への参加を希望する事業者及び電源が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等について説明します。

（２） 本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱に基づき応札をしてください。

（３） 落札した事業者は本機関との間で本オークションに係る容量確保契約書（以下「容量確保契約書」という。）を締結していただきます（容量確保契約書の様式については別途公表します。）。

（４） 本要綱と「長期脱炭素電源オークション　容量確保契約約款」（以下「容量確保契約約款」という。）では、容量確保契約約款に規定された内容を優先します。

第２章　注意事項

１.一般注意事項

（１） 本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱、容量確保契約書及び容量確保契約約款に定める条件を十分確認の上、必要な手続きを行ってください。

（２） 本オークションへの応札その他容量市場への参加（参加登録から実需給までの一連の行為を含む。）に当たっては、本機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針の他、電気事業法その他関係各種法令及び監督官公庁からの指示命令等を遵守するものとします。

（３） 本オークションに係る容量確保契約（以下「容量確保契約」という。）は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。

（４） 参加登録及び応札等に係る手続きによって発生する諸費用（応札に係る費用、応札に必要な書類を作成する費用等）は全て応札する事業者が負担するものとします。

（５） 参加登録及び応札等に際して必要な書類は、全て日本語で作成してください。また、応札等に使用する通貨については円貨を使用してください。なお、レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文と和訳を提出していただき、和訳を正式な書面として扱います。

２.守秘義務

（１） 本オークションへの参加登録を申請する事業者（以下「参加登録申請者」という。）は、以下の情報を除き、本オークションへの応札その他容量市場への参加を通じて知り得た本機関及び容量市場に関する情報（自己の応札情報を含み、以下「秘密情報」という。）を第三者（親会社、自己又は親会社の役員及び従業員、参加登録事業者に容量市場の参加に関する業務を委託した者、金融機関、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く。）に漏らしてはならず、また自己の役員又は従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。ただし、法令に基づく関係当局の開示要求に従って開示する場合及び取引先と相対契約等の協議を行う場合において、必要最小限の情報を提供する場合はこの限りではありません。

- 秘密情報を取得した時点で既に公知であった情報又は自ら有していた情報（ただし、自己の応札価格及び応札容量は除きます。）
- 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

・秘密情報の取得後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
・取得した秘密情報によらず、自らの開発により知得した情報
・第三者への提供を本機関があらかじめ認めた情報

（２） 本機関は原則として、容量市場の市場運営を通じて取得した情報を、業務規程第８条に定める秘密情報として取り扱います。ただし、国又は国の関係機関、電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者からの依頼により情報提供を行う場合があります。

３.問合せ先

本要綱の内容について不明な点がある場合は、下記窓口までお問合せください。なお、審査状況等に関するお問合せには回答できません。

・ 電力広域的運営推進機関　容量市場　長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
（長期脱炭素電源オークションについて）
URL：https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html

・ 資源エネルギー庁　電力基盤整備課　長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
（脱炭素化ロードマップ及び蓄電池に係る事業計画に関するお問合せ）
メールアドレス： bzl-chouki-auction@meti.go.jp

・ 電力・ガス取引監視等委員会　長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
（応札価格の監視に関するお問合せ）
メールアドレス： bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp
（他市場収益の監視に関するお問合せ）
メールアドレス： bzl-mp-decarbonization@meti.go.jp

第３章　募集概要

１.募集スケジュール

（１） 募集スケジュールは以下のとおりです。

期間	概要
2026 年 10 月 13 日（火）～ 2026 年 10 月 16 日（金）	事業者情報の登録受付期間
2026 年 10 月 13 日（火）～ 2026 年 10 月 21 日（水）	事業者情報の審査期間
2026 年 10 月 19 日（月）～ 2026 年 10 月 23 日（金）	電源等情報の登録受付期間
2026 年 10 月 26 日（月）～ 2026 年 12 月 08 日（火）	電源等情報の審査期間
2026 年 12 月 09 日（水）～ 2026 年 12 月 15 日（火）	期待容量の登録受付期間
2026 年 12 月 16 日（水）～ 2026 年 12 月 25 日（金）	期待容量の審査期間
2027 年 01 月 19 日（火）～ 2027 年 01 月 26 日（火）	応札の受付期間
2027 年 01 月 27 日（水）～ 2027 年 02 月 03 日（水）	応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の登録受付期間

※不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります。

※「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正」および「水素・アンモニア・CCS の補正後の応札価格」は、応札の受付期間に提出してください。

※約定結果は「応札の受付期間」終了から 3 か月後を目途とし、応札年度の翌年度に公表します。

※公表時期はあくまで目安であり、電力・ガス取引監視等委員会の監視状況等に応じて、前後する場合があります。

※各情報の登録受付後に審査を行い、上記審査期間内に容量市場システムを通じて審査結果をお知らせします。

※応札の受付期間終了後、電力・ガス取引監視等委員会により応札価格の監視が行われます。詳細については長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照してください。

（２） 事業者情報の登録に当たっては、事業者コード及びクライアント証明書の取得が必要です（取得済の事業者が新たに取得する必要はありません。）。

（３） 電源等情報については、事業者情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。

（４） 期待容量については、電源等情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。

２.募集内容

（１） 募集量

ア　本オークションにおける脱炭素電源（以下「脱炭素電源」という。）の募集量は500万キロワット（kW）になります。

※脱炭素電源の募集量500万kWのうち、脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力）は50万kW（※1)、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）は40万kW、蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）は40万kW（※2)、揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システムは合計で40万kW、洋上風力は50万kW、既設の原子力電源の安全対策投資は150万kWを募集量の上限とします。

※1：新設・リプレースの脱炭素部分の容量と既設火力の改修の脱炭素部分の容量の累計

※2：蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）について、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）の全ての落札容量の30%未満とします（以下「セル製造国30%制限」という。)。

イ　LNG専焼火力の募集量は600万kWになります。

（２） 制度適用期間

本制度で落札した電源の容量収入を得られる期間であり、供給力提供開始年度の翌年度を始期として以降、原則20年間となります。

※以下に示す電源種については、20年よりも長期の適用期間（1年単位）を希望することも可能です。

電源種	制度適用期間の上限
水力電源（揚水式を除く。)、揚水式水力（新設に限る。)、長期エネルギー貯蔵システム、原子力電源、LNG専焼火力電源	30年
火力電源、既設火力の改修（バイオマス専焼にするための改修を除く。)、揚水式水力（新設を除く。)、蓄電池	40年

（３） 対象エリア

全国（ただし、沖縄地域及びその他地域の離島を除く。）

（４） 参加登録が可能な事業者

下記のア及びイを満たす者が、参加登録が可能な事業者とみなします。

ア　電源を自ら維持・運用しようとする者のうち、本オークションに応札する意思がある者とする。

※必ずしもその設備を所有することは必要とされておらず、電源の維持・運用業務について一義的な責任及び権限を有していれば該当します。なお、一義的な責任及び権限を有する者が複数存在する場合は、その中で代表者を決めて、代表者が応札してください。

イ　国内法人（日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店又は主たる事務所を持つ法人）であること。

※落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアム（事業計画書に記載した議決権保有割合の構成員を中心に構成されるものに限る。）を含みます。コンソーシアムの場合は代表企業が応札してください。

（５） 参加登録した事業者が登録可能な電源等

ア　参加対象となる電源は、今後、設備投資が必要であり、応札時点で運転開始前（既設の原子力電源の安全対策投資の場合は、2013 年 7 月の新規制基準導入後初めて再稼働する前。既設火力の改修の場合は、改修工事後の運転開始前）の安定電源・変動電源が対象です。

イ　登録できる電源は以下に区分され、要件は以下のとおりです。なお、電源については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。

※本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は、設備容量（発電端）から、当該電源の所内消費電力及び自家消費のために必要な容量、自己託送及び特定供給のために必要な容量、特定送配電事業者が利用するために必要な容量、発電所から発生する熱を熱供給することにより減少する容量、FIT/FIP に供する容量並びに本オークションの参加要件を満たさない発電容量を控除した容量とします。

※同時落札条件（同年度の本オークションに応札した特定の別の電源が非落札となった場合は、自動的に非落札となる条件）を付けた複数電源の合計により本オークションに参加可能な設備容量（送電端）の要件を満たす場合においても、各電源の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は 3 万 kW に達する必要があります。（複数電源の合計により、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）の要件を満たすことが認められる同時落札条件は、下記①の※3、※9、※12 と②の※20 を参照してください。）。

※容量確保契約約款の第 11 条第 1 項第 10 号に基づき法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、監視を経て認められた費用が契約期間中に増加した

ことにより市場退出した電源が本オークションに再度応札する場合は、当初応札したときと同一の容量を提供する電源等の区分及び電源等要件が適用されます。

① 脱炭素電源

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
安定電源	次の A.～D.のいずれかに該当するもの A. 次の a.～d.のいずれかの新設・リプレース（※1）又は既設の原子力電源の安全対策投資（※2）に該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 10 万 kW 以上（※3）の安定的な供給力を提供するもの。 a. 火力電源（LNG に高位発熱量ベースで水素を 10%以上混焼させる火力電源又は水素専焼の火力電源若しくはアンモニア専焼の火力電源に限る。）（※4、5、6、7） b. 原子力電源 c. 地熱電源 d. バイオマス電源（※8） B. 既設の火力電源をバイオマス専焼にするための改修に該当し、改修によって新たに生じるバイオマス部分の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 10 万 kW 以上の安定的な供給力を提供するもの。（※3、8、9） C. 既設の火力電源をアンモニア混焼（高位発熱量ベースでアンモニアを 20%以上混焼させる場合に限る。）若しくはアンモニア専焼、水素混焼（高位発熱量ベースで水素を 10%以上混焼させる場合に限る。）若しくは水素専焼又は CCS 付き（LNG 又は石炭による設備容量（発電端）から発電した電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って年間に発生する CO_2 の回収率が 20%以上、かつ、当該電源で最大限 CO_2 を回収し、及び貯蔵する前提の回収率となる場合に限る。）（※6、7、10、11）にするための改修に該当し、改修によって新たに生じるアンモニア、水素又は CCS の部分の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 5 万 kW 以上（※12）の安定的な供給力を提供するもの。

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
	D. 水力電源（調整池式、貯水池式若しくは揚水式に限る。）、蓄電池（※13）若しくは長期エネルギー貯蔵システム（※14）の新設・リプレース（※15、16）又は既設の水力電源（ただし、揚水式に限る。）の大規模改修（※17）に該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 3 万 kW 以上（揚水式の水力電源、蓄電池又は長期エネルギー貯蔵システムについては、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で、1 日 1 回以上連続 6 時間以上の運転継続が可能な能力を有するものであり、期待容量等算定諸元一覧における連続発電可能時間の年平均値が 6 時間以上のものに限る。）の安定的な供給力を提供するもの。
変動電源	次の E. 又は F. のいずれかに該当するもの E. 次の a. ～c. のいずれかの新設・リプレースに該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 10 万 kW 以上（※3）の供給力を提供するもの。 a. 太陽光電源 b. 陸上風力電源 c. 洋上風力電源（※18） F. 水力電源（安定的に供給力を提供できるものは除く。）の新設・リプレース（※19）に該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 3 万 kW 以上の供給力を提供するもの。

② LNG 専焼火力

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
安定電源	LNG のみを燃料とする火力電源の新設・リプレースに該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 10 万 kW 以上（※20）の安定的な供給力を提供するもの。

※1：地熱電源のリプレースは、「地上設備、蒸気井、還元井の全部を更新するもの」や「地上設備の全部を更新するものであって、かつ、蒸気井、還元井の全部又は一部を継続して使用するもの」が該当します。

※2：「2013 年 7 月に施行された新規制基準に対応するための投資」が該当します。

※3：同一場所（託送供給等約款で定める１発電場所）の発電所における別の A.～C.又は E.と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で 10 万 kW 以上となる場合も可とします。

※4：「CCS 付火力の新設・リプレース」や「既設のバイオマス電源を CCS 付火力にするための改修」、「アンモニア混焼を前提とした LNG 火力の新設・リプレース」、「合成メタンを燃料とする発電所」は、本制度の対象ですが、現時点では応札が想定されないこと、上限価格を設定することが困難(アンモニア混焼を前提とした LNG 火力は、発電コスト検証では石炭と混焼する場合のコストデータしか示されておりません。)であること、合成メタンに必要なコスト（投資金額等)、合成メタンの特性を踏まえた応札条件等（上限価格、混焼率等）の検討が改めて必要であることを踏まえ、本年度のオークションでは対象外とします。

※5：本オークションで落札した既設の火力電源に対し脱炭素化に向けて追加的なリプレースを実施する場合は、原則として、ビルド＆スクラップにて対応することとします。当該対応が困難な場合には、当該電源の落札後 4 年後の年度末までの間、供給力の提供を継続することを条件に、スクラップ＆ビルドでの対応を認めます。

※6：高位発熱量ベースでアンモニア・水素を定格出力で 90%以上を混焼して発電できる新設・リプレース・既設改修については、アンモニア専焼又は水素専焼として本オークションに参加することを認め、アンモニア専焼又は水素専焼として応札容量を設定することが可能になります。その場合、アンモニア専焼又は水素専焼としてのリクワイアメントを課します。

※7：水素・アンモニアの燃料種については、CI 値(Carbon Intensity：炭素集約度)が、3.4kg-CO_2e/kg-H_2 以下となる低炭素水素、0.87kg-CO_2e/kg-NH_3 以下となる低炭素アンモニアを対象とします。

※8：バイオマスの燃料種については、メタン発酵ガス、未利用の木質バイオマス、一般木質バイオマス、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料・バイオマス液体燃料、建設資材廃棄物及び廃棄物・その他のバイオマスです。

※9：同一プラントの一部の設備容量が別の脱炭素技術（アンモニア等）による設備容量である場合を含みます。同一プラントの一部をアンモニア混焼、水素混焼又は CCS 付きにするための改修を同時に応札する場合は、同時落札条件を付けた応札とする必要があります。

※10：電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する CO_2 を回収し、及び貯蔵する措置を導入した電源をいいます。

※11：本オークションで落札した既設の火力電源に対し脱炭素化に向けて追加的な改修を実施する場合は、既設の火力電源における混焼率に対し高位発熱量ベースでアンモニアを 20%以上増加させる電源若しくは高位発熱量ベースで水素を 10%以上増加させる電源又は既設の火力電源における年間 CO_2 発生量に対する年間 CO_2 回収量(以

下「CO_2回収率」という。）を敷地条件による設備の設置制約の範囲内で最大限増加（ただし、20%以上増加を最低限とする。）させる電源のみ本制度の対象と認めます。

※12：同一場所の発電所における別の C.と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で 5 万 kW 以上となる場合も可とします。

ただし、既設の火力電源を改修し、水素混焼のガスタービン発電設備を追設する場合は、追設するガスタービン発電設備（その排熱由来の蒸気を用いて蒸気タービン・発電機で発電する部分も含む。）の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 10 万 kW 以上必要となります。

同一場所の発電所における別の A.～C.又は E.と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で 10 万 kW 以上となる場合も可とします。

※13：本年度のオークションでは、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）と蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）を組み合わせること、又は複数のメーカーの蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）を組み合わせることにより、1 電源（ユニット、号機）とする場合は本制度の対象として認めません。

※14：系統から電気を受電してエネルギーとして貯蔵し、再度、系統に電気を逆潮する電源をいい、蓄電池及び揚水式の水力電源を除きます。

※15：水力電源（調整池式、貯水池式又は揚水式に限る。）のリプレースは、「既に設置している導水路を活用して、水車及び発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの」が該当します。

また、調整池式、貯水池式及び流込式の水力電源を揚水式へと改造する場合、及び流込式の水力電源を調整池式若しくは貯水池式へと改造する場合については、期待容量が改造前と比較して 3 万 kW 以上大きくなる場合のみ新設に該当します。

※16：「蓄電池」と「蓄電池以外の電源種」、「揚水式水力」と「揚水式水力以外の電源種」又は「長期エネルギー貯蔵システム」と「長期エネルギー貯蔵システム以外の電源種」を同一場所に併設する場合（単独で系統に接続する場合を除く。）はいずれにおいても本オークションの対象外とします。一方、同一場所の発電所内に「蓄電池」、「揚水式水力」若しくは「長期エネルギー貯蔵システム」の電源種のみが存在し、かつ、複数号機が建設されている場合、一部の電源を本オークションに応札し、その他の電源をメインオークション、追加オークションに応札することが可能です。

※17：「オーバーホール（水車及び発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理）を行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの」が該当します。

※18：海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下「海洋再エネ整備法」という。）に基づく洋上風力発電事業における第 2 ラウンド及び第 3 ラウンドにおける電源のうち、プレミアム発生の可能性を完全に排除するために、公募占用計画

における供給価格を 0 円/kWh に変更し、初めて応札する本オークションの参加登録までに、FIP 制度の全支援期間にわたりバランシングコスト相当分の FIP 交付金の受領を放棄した電源（以下「洋上風力ゼロプレミアム電源」という。）は本オークションの対象として認めます。

※19：水力電源（安定的な供給力を提供できるものは除く。）のリプレースは、「既に設置している導水路を活用して、水車及び発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの」が該当します。

※20：同一場所の発電所における別の「LNG のみを燃料とする火力電源の新設・リプレース」と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で 10 万 kW 以上となる場合も可とします。

ウ　火力電源（ただし既設火力の改修は除く。）、水力電源（揚水式に限る。）、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システムについては、調整機能を具備し、制度適用期間中はその機能を維持することが必要となります。

※火力電源（ただし既設火力の改修は除く。）及び水力電源（揚水式に限る。）については、系統連系技術要件を満たすものとし、蓄電池については、水力電源（揚水式のみ）の系統連系技術要件で求められている周波数調整のための機能を満たすものとし、長期エネルギー貯蔵システムについては、火力（GT 又は GTCC）の系統連系技術要件で求められている周波数調整のための機能を満たすものとします。なお、水力電源（揚水式に限る。）、蓄電池及び長期エネルギー貯蔵システムは全ての調整機能（GF・LFC・EDC）の要件を満たす必要があります。具体的には、GF については自端で周波数の変化を検出し設定された調定率に応じて出力を増減させる機能、LFC・EDC については属地一般送配電事業者の指令に応じて出力を増減させる機能の構築が必要となります。水力電源（揚水式に限る。）、蓄電池及び長期エネルギー貯蔵システムの制御回線については原則専用線とし、10 万 kW 未満のうち、光ケーブル回線で施工できない設備については簡易指令システムも認め、この場合、LFC 機能（負荷周波数制御機能）は必須としません。

エ　相対契約の締結予定の有無にかかわらず本オークションに参加することができます。

オ　プロジェクトファイナンス等により建設された電源については、担保設定等について本機関と容量提供事業者間にて協議させていただく場合があります。

カ　以下の電源は本オークションに参加できません（該当する場合、電源等情報の登録は不可。）。

（ア）　既に容量オークション（メインオークション・追加オークション・本オークション）で落札されている電源（電源等差替によって、差替電源等として市場に参加した場合も不可。）

ただし、以下に該当する場合は参加が可能です。

・ 既設の火力電源について、脱炭素化のための改修を前提とせずに、メインオークション・追加オークションにおいて落札した後に、脱炭素化に向けた改修を行う場合（電源等差替によって差替先として市場に参加した後に、脱炭素化に向けた改修を行う電源を含む。）

・ 本オークションで落札した新設・リプレースの火力電源（水素混焼又はLNG 専焼）が、脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために、本オークションに再度応札をする場合

・ 本オークションに落札した既設改修の火力電源が、脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために、本オークションに再度応札をする場合

（イ） FIT/FIP 制度を適用する電源

ただし、以下に該当する場合は参加が可能です。

・FIT/FIP の適用対象以外の供給力がある電源は、当該 FIT/FIP の適用対象以外の供給力をもって、本オークションに応札をする場合

・海洋再エネ整備法に基づく洋上風力発電事業における第 2 ラウンド及び第 3 ラウンドのうち、プレミアム発生の可能性を完全に排除するために、公募占用計画における供給価格を 0 円/kWh に変更し、初めて応札する本オークションの参加登録までに、FIP 制度の全支援期間にわたりバランシングコスト相当分の FIP 交付金の受領を放棄した場合

（ウ） 本機関の業務規程第 33 条の規定に基づく電源入札で落札した電源

（エ） 専ら自家消費のみに供される電源

ただし、自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は、当該提供できる供給力の容量について登録可能です。

（オ） 専ら自己託送及び特定供給のみに供される電源

自己託送及び特定供給の用に供する供給力は、(エ) 専ら自家消費のみに供される電源と同様の扱いとなり参加はできません。ただし、自己託送及び特定供給のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は、当該供給できる供給力の容量について登録可能です（発電容量から自己託送及び特定供給に相当する分を差し引いた容量での登録が可能です。）。

（カ） 専ら特定送配電事業者が利用する電源

特定送配電事業の用に供する供給力は、(エ) 専ら自家消費のみに供される電源と同様の扱いとなり参加はできません。ただし、特定送配電事業者が利用するために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は登録可能です。

（キ） 制度適用期間において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発

電量調整供給契約がない電源

（６） 上限価格

電源種ごとに、新設・リプレース等（※1）・改修の区分により上限価格が異なります。
上限価格以下での応札が必要となります。

ア　新設・リプレース等の大規模投資

電源種	新設の上限価格	リプレース等の上限価格
太陽光	101,396～200,000 円/kW/年（※2）	
陸上風力	109,547～200,000 円/kW/年（※2）	
洋上風力	345,220～701,172 円/kW/年（※2）	
水力 (揚水式を除く)	192,739 円/kW/年	83,778 円/kW/年
水力 (揚水式)	200,000 円/kW/年	70,675～74,417 円/kW/年（※2）
蓄電池	70,675～74,417 円/kW/年	
長期エネルギー 貯蔵システム	200,000 円/kW/年	
地熱	126,236 円/kW/年	全設備更新型（※3）： 97,104 円/kW/年 地下設備流用型（※4）： 58,262 円/kW/年
バイオマス	100,000 円/kW/年	
原子力 (既設の原子力電源の安全対策投資を含む)	193,810 円/kW/年	
火力 (水素 10%以上混焼)	132,666 円/kW/年	
火力 (水素専焼)	739,104 円/kW/年	
火力 (アンモニア専焼)	289,200 円/kW/年	
LNG 専焼火力	LNG 基地の整備が必要な場合（※5）：92,068 円/kW/年 LNG 基地の整備が不要な場合：65,284 円/kW/年	

イ　既設火力の改修

電源種	上限価格
水素 10%以上の混焼又は専焼にするための改修	703,352 円/kW/年
アンモニア 20%以上の混焼又は専焼にするための改修	353,563 円/kW/年
バイオマス専焼にするための改修	100,000 円/kW/年
既設石炭火力を 20%以上の CCS 付きにするための改修	324,582 円/kW/年
既設 LNG 火力を 20%以上の CCS 付きにするための改修	114,926 円/kW/年

※1：「等」には、「既設の水力電源（揚水式に限る。）の大規模改修」と「既設の原子力電源の安全対策投資」の 2 つが含まれます。

※2：電源が設置されたエリアによって、以下のとおり設定します。

エリア	太陽光	陸上風力	洋上風力	揚水(リプレース) 蓄電池
北海道	200,000 円/kW/年	173,123 円/kW/年	545,569 円/kW/年	71,768 円/kW/年
東北	159,073 円/kW/年	129,741 円/kW/年	408,857 円/kW/年	71,140 円/kW/年
東京	176,615 円/kW/年	151,408 円/kW/年	477,137 円/kW/年	74,906 円/kW/年
中部	152,376 円/kW/年	123,965 円/kW/年	390,657 円/kW/年	71,563 円/kW/年
北陸	101,396 円/kW/年	174,036 円/kW/年	548,446 円/kW/年	71,273 円/kW/年
関西	143,307 円/kW/年	127,939 円/kW/年	403,179 円/kW/年	71,754 円/kW/年
中国	135,139 円/kW/年	177,158 円/kW/年	558,286 円/kW/年	71,154 円/kW/年
四国	112,320 円/kW/年	109,547 円/kW/年	345,220 円/kW/年	71,621 円/kW/年
九州	200,000 円/kW/年	200,000 円/kW/年	701,172 円/kW/年	72,813 円/kW/年

※3：全設備更新型は、地上設備、蒸気井、還元井の全部を更新するものとします。

※4：地下設備流用型は、地上設備の全部を更新するものであって、かつ、蒸気井、還元井の全部又は一部を継続して使用するものとします。

※5：LNG タンク、桟橋、ローディングアーム等の全てを含む LNG 基地を新たに整備する電源に限ります。

（7） 応札単位

ア　応札単位は、電源（ユニット、号機）単位ごととします。

※落札電源のリクワイアメント達成状況の確認のため、一般送配電事業者によって電源単位ごとに特定計量器が設置されていない場合は、容量提供事業者が電

源単位ごとに特定計量器を設置してください。また、同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置を求めます。

※海洋再エネ整備法に基づく洋上風力発電事業における第 2 ラウンド及び第 3 ラウンドにおける電源は、託送供給等約款で定める 1 発電場所でない場合も FIP 認定が 1 つであることから、1 単位として認めます。

イ　応札容量は１kW 単位で登録できます。

ウ　同一場所において複数の電源を応札する場合、個別電源ごとに別々の応札を行い、同時落札条件を付けることが可能です。

エ　主要な共用設備がある場合、異なる場所の複数電源であっても、同時落札条件を付けることが可能となります（各電源が、異なる事業者同士の設備であっても同様です。）。

第４章　参加登録

１.参加登録の方法

（１） 参加登録は容量市場システムを利用して行います。容量市場システムでの具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。
※事業者コード及びクライアント証明書が未取得の場合は、参加登録までに取得してください。
※クライアント証明書には有効期限があるため、期限切れとならないように注意してください。

（２） 参加登録においては以下の 3 点について登録します。それぞれの情報の登録については本章にて後述します。
ア　事業者情報（応札手続きを行う事業者の情報）
イ　電源等情報（応札される電源の情報）
ウ　期待容量（制度適用期間において供給区域の供給力として期待できる上記電源の容量）
※上記アで登録した事業者が、上記イ及びウの情報を登録する必要があります。

（３） 参加登録の後、登録した情報に変更が生じた場合は、容量市場システム上で変更の手続きを行ってください。また、それぞれの情報の登録受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更は行えませんので、ご注意ください。応札価格、応札容量及び制度適用期間は約定結果の公表以降についても内容の変更は行えません。ただし、電力・ガス取引監視等委員会による監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に含めることが認められない金額が含まれていた場合には、応札価格の修正が必要です。なお、一部の費用が応札価格に含めることが認められないことにより、投資回収が困難と事業者が判断した場合には、応札の取下げが可能です。

（４） 同一電源の参加登録の重複は認められません。

２.事業者情報の登録

（１） 参加登録申請者は、はじめに事業者情報の登録を行ってください。なお、過去の容量オークション（メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークション）において既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。
また、容量市場システムにて既に「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

（様式１）」を提出している事業者は、再度提出する必要はありません。なお、過去にメインオークション・追加オークションの参加申請に伴い「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書」を提出している場合には、当該誓約書の効力は長期脱炭素電源オークションにも及ぶものとします。

（２） 登録項目及び提出書類は、以下のとおりです。なお、参加登録申請者名は、法人としての正式名称又はコンソーシアムの代表企業の正式名称を登録してください。

登録項目
・事業者コード（※1） ・参加登録申請者名 ・所在地 ・銀行口座（※2） ・担当者名 ・担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス、郵便番号、住所、所属部署） ・登録番号（適格請求書発行事業者） ・収入金課税事業者への該当有無 ・クライアント証明書のシリアル No（※1） ・クライアント証明書の ID（※1） ・クライアント証明書の ID の有効期限（※1）

※1 未取得の場合は事業者情報の登録前に取得してください。

※2 登録口座は当座預金口座又は普通預金口座としてください。

提出書類
容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書（様式 1）

（３） 登録項目及び提出書類に不備が認められた場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備がない場合は、参加登録申請者へログイン情報を通知します。

３.電源等情報の登録

（１） 事業者情報の登録を完了した参加登録申請者は電源等情報の登録を行うことができます。

（2） 電源等情報の登録に当たっては、制度適用期間で想定される情報を記載してください。

（3） 事業計画書は様式 2 に沿ってその時点での確度の高い情報をもとに作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。なお「未定」の部分が多数ある等、事業の実施能力や事業継続の確実性が認められない場合には、応札が認められない場合があります。

（4） バイオマスの電源については、バイオマス発電設備に係る燃料調達計画を様式 3 に沿ってその時点での確度の高い情報をもとに作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。なお「未定」の部分が多数ある等、事業の実施能力や事業継続の確実性が認められない場合には、応札が認められない場合があります。

（5） 提出時点で導入の可能性が最も高い蓄電池について、蓄電池に係る事業計画を様式 4 に沿って作成し、電源等情報の登録受付期間に提出してください。なお様式 4 に規定された書類を提出できない場合や、記載内容が不十分の場合には、応札が認められない場合があります。

（6） LNG 専焼火力の新設・リプレース、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・既設改修、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修については、脱炭素化ロードマップを様式 5 に沿って作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。
脱炭素化ロードマップにおいて、2050 年までの脱炭素化の道筋が示されていない、技術開発動向に比べて脱炭素化の取り組みが明らかに遅い、将来の脱炭素化の比率が現行の技術水準に比べて一定の技術進展を織り込んでいない、トランジション期の脱炭素技術と 2050 年のカーボンニュートラル達成時の脱炭素技術に齟齬がある等、本制度の対象とすることがふさわしくない場合には、応札が認められない場合があります。

（7） 安定電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、応札予定の電源が新設電源等であり、電源等情報の登録時に合理的な理由により書類が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります。

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報（基本情報）	容量オークション区分	（提出書類なし）
	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	制度適用期間開始年度	（提出書類なし）
	事業者コード	（提出書類なし）
	電源等の名称	（提出書類なし）
	電源等識別番号	（提出書類なし）
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出 ・常時系統エリアを確認できる書類
電源等情報（詳細情報）	号機単位の名称	（提出書類なし）
	号機単位の所有者	接続検討申込者と応札事業者が異なる場合は以下を提出 ・事業実施体制図
	新設・リプレース等/既設火力の改修の区分	（提出書類なし）
	電源種別	（提出書類なし）
	発電方式の区分	（提出書類なし）
	設備容量(発電端)に対する混焼率	（提出書類なし）
	混焼率の合計値	（提出書類なし）
	CO_2回収率	敷地条件による設備の設置制約を踏まえた最大限の回収率としていることを示す説明資料（発電所の構内の図面等）
	CO_2回収率の合計値	（提出書類なし）
	設備容量（発電端）	（提出書類なし）
	所内消費に供出する容量	（提出書類なし）
	設備容量（送電端）	・接続検討回答書（※1）
	自家消費に供出する容量	・各種証憑
	自己託送に供出する容量	・各種証憑
	特定供給に供出する容量	・各種証憑
	特定送配電事業者に供出する容量	・各種証憑

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	発電所から発生する熱を熱供給することにより減少する容量	
	本オークションの参加要件を満たさない発電容量	（提出書類なし）
	FIT/FIP に供出する容量	（提出書類なし）
	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）（※2）	（提出書類なし）
	供給力提供開始時期	（提出書類なし）
	調整機能（※3）の有無	調整機能「有」を選択した場合は、以下を提出 ・余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）（※4） ※提出期限は別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。 調整機能「有」を選択した上で、電源が落札された場合、調整機能の詳細が判明次第速やかに以下を提出 ・調整機能の詳細情報（様式 7）（※5）
	発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無	（提出書類なし）
	FIT/FIP 認定 ID	参加登録の時点で FIT/FIP 認定を受けている場合は以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約の終了年月 ※FIT/FIP 認定 ID を登録する場合に限る	（提出書類なし）
	発電 BG コード	（提出書類なし）
	相対契約上の計画変更締切時間	（提出書類なし）
	電源の起動時間	（提出書類なし）
	環境アセスメント完了年度（見込みを含む）（※6）	（提出書類なし）
	同時落札条件の対象有無	（提出書類なし）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	同時落札条件に係る共用設備の有無	（提出書類なし）
	同時落札条件の対象となる電源等の名称、事業者コード及び電源等識別番号	（提出書類なし）
脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために本オークションに再度応札する場合に限った登録項目	脱炭素化に向けた改修のための追加投資の有無	（提出書類なし）
	改修しようとしている電源の電源等識別番号	（提出書類なし）
	スクラップ＆ビルドの有無	（提出書類なし）
	スクラップする電源の電源等識別番号（※7）	（提出書類なし）
既設の火力電源を改修し、水素混焼のガスタービン発電設備を追設する場合に限った登録項目	応札容量に対する混焼率	（提出書類なし）
LNG 専焼火力に限った登録項目（※8）	LNG 基地の整備の有無	（提出書類なし）
	他市場収益の還付方法の選択（※9）	（提出書類なし）
水素・アンモニア混焼火力、バイオマス(既設改修に限る。)、CCS 付火力、LNG 専焼火力に限った登録項目	脱炭素化に向けた対応（改修のための本制度への応札）	・脱炭素化ロードマップ（様式 5）
CCS 付火力に限った登録項目	設備容量（発電端）における化石燃料部分で発電する容量	（提出書類なし）
蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）に限った登録項目	経済安全保障推進法に基づく安定供給確保のための取組に関する計画の認定有無（※10、11）	（提出書類なし）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）に限った登録項目	セル製造国・地域（※12）	（提出書類なし）

※1：電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出いただけない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加できませんのでご注意ください。なお、接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに 2 か月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに 3 か月程度を要します。

電源等情報登録時に接続検討回答書に係る証憑として受け付ける書類は以下のとおりです。

・2023 年 6 月 21 日以降に発行された接続検討回答書（有効期限は問いません。）

・接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検討回答書（この場合は接続検討回答書の発行日は問いません。接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します。）

・属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことが分かる書類

※2：既設火力の改修の場合は、新規投資によって新たに生じる脱炭素化された容量部分の数値を記載してください。

「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）」は、設備容量（送電端）を上限とし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量（既設火力の改修の場合は、これら容量の新たに生じる脱炭素化された容量割合分）、発電所から発生する熱を熱供給することにより減少する容量、FIT/FIP に供する容量並びに本オークションの参加要件を満たさない発電容量を除いた数値を記載してください。

※3：需給調整市場における商品の要件を満たす機能がある場合は、調整機能「有」で登録する必要があります。なお、火力（既設火力の改修を除く。）、揚水式水力、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システムについては、調整機能「有」で登録する必要があります。

※4：余力活用に関する契約の締結は、事前審査の申込から契約の締結までに約 6 か月程度の期間を要します。供給力提供開始時期は当該期間を踏まえて設定してください。なお、事前審査の申込から契約の締結までに要する期間は、以下のホームページを参照の上、最新の情報を確認してください。

一般社団法人 送配電網協議会 ホームページ（余力活用に関する契約の概要と申込）

URL：https://www.tdgc.jp/yoryoku/outline/

※5：調整機能の詳細情報（様式 7）は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照し、事業者ごとに本機関の専用アドレス（youryou_chouseiryoku@occto.or.jp）へ提出すること。

※6：環境影響評価法又は環境影響評価に係る条例の定めにおける、環境影響評価書の公告を実施した年度を環境アセスメント完了年度とします。なお、電源等情報の登録受付期間終了までに環境影響評価書の公告を実施した場合は、法・条例アセス済として扱います。

※7：スクラップ&ビルドの建て替え後の電源（ビルドする電源）を応札する際には、建て替え前の電源（スクラップする電源）の電源等識別番号を登録する必要があります。

※8：LNG タンク、桟橋、ローディングアーム等の全てを含む LNG 基地を新たに整備する電源に限ります。

※9：他市場収益の還付方法として、実際の他市場収益の約 9 割の金額を還付する方法の「実績ベースによる還付」又は還付水準額（円/kW/年）を還付する方法の「還付の固定化」のいずれかを供給力提供開始年度に選択する必要があります。なお、「還付の固定化」における還付水準及び水準の設定方法については、今後、国の審議会（電力安定供給ワーキンググループ）において検討が継続されます。その結果を、本要綱に反映します。「還付の固定化」を選択した場合は、制度適用期間開始年度から 9 年後に、再度、他市場収益の還付方法の選択が可能です。他市場収益の還付方法の詳細な取決めや還付方法については、容量確保契約約款の第 28 条を参照してください。

※10：経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定を受けているメーカー（当該メーカーが株式・持分 50%超の支配力を持つ国内外の子会社・孫会社を含む。）が製造するセルを使用する蓄電池（以下「認定付きリチウムイオン蓄電池」という。）で応札する際は、蓄電池に係る事業計画（様式 4）を通じて蓄電池の供給確保計画の認定を証する書類を提出してください。なお、「認定を受けているメーカーが製造するセル」とは、当該メーカーが、自ら保有する製造拠点で製造したセルに限るものとします。第三者への委託等により当該メーカーが自ら保有する製造拠点以外で製造したセル（OEM を含む。）は、これに該当しません。

※11：経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定を受けているメーカーが製造するセルを、約定結果の公表以降に変更する場合は、認定を受けている別のメーカーへの変更に限り認めます。

※12：電源等情報の登録以降にセル製造国・地域を変更することは認められません。

（８） 変動電源の登録項目及び提出書類は、以下のとおりです。

※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、応札予定の電源が新設電源等であり、電源等情報の登録時に合理的な理由により書類が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります。

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報（基本情報）	容量オークション区分	（提出書類なし）
	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	制度適用期間開始年度	（提出書類なし）
	事業者コード	（提出書類なし）
	電源等の名称	（提出書類なし）
	電源等識別番号	（提出書類なし）
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出 ・常時系統エリアを確認できる書類
電源等情報（詳細情報）	号機単位の名称	（提出書類なし）
	号機単位の所有者	接続検討申込者と応札事業者が異なる場合は以下を提出 ・事業実施体制図
	新設・リプレースの区分	（提出書類なし）
	電源種別	（提出書類なし）
	発電方式の区分	（提出書類なし）
	設備容量（発電端）	（提出書類なし）
	所内消費に供出する容量	（提出書類なし）
	設備容量（送電端）	・接続検討回答書（※1）
	自家消費に供出する容量	・各種証憑
	自己託送に供出する容量	・各種証憑
	特定供給に供出する容量	・各種証憑
	特定送配電事業者に供出する容量	・各種証憑
	FIT/FIP に供出する容量	（提出書類なし）
	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）（※2）	（提出書類なし）
	供給力提供開始時期	（提出書類なし）
	FIT/FIP 認定 ID	参加登録の時点で FIT/FIP 認定を受けている場合は以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	特定契約の終了年月 ※FIT/FIP 認定 ID を登録する場合に限る	（提出書類なし）
	発電 BG コード	（提出書類なし）
	相対契約上の計画変更締切時間	（提出書類なし）
	電源の起動時間	（提出書類なし）
	環境アセスメント完了年度(見込みを含む。)（※3）	（提出書類なし）
	同時落札条件の対象有無	（提出書類なし）
	同時落札条件に係る共用設備の有無	（提出書類なし）
	同時落札条件の対象となる電源等の名称、事業者コード及び電源等識別番号	（提出書類なし）
太陽光に限った登録項目	PCS に係るセキュリティ対策の実施有無	セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）における★１（レベル 1）を取得していることを示す適合ラベル（※4）
陸上風力・洋上風力に限った登録項目	ウィンドファームと外部の結節点となるゲートウェイのファイアーウォールに係るセキュリティ対策の実施有無	セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）における★１（レベル 1）を取得していることを示す適合ラベル
洋上風力ゼロプレミアム電源に限った登録項目	バランシングコスト相当分の FIP 交付金の放棄の有無	・バランシングコスト相当分の FIP 交付金の受領を放棄していることが分かる書類
	供給価格を 0 円/kWh にするために公募占用計画変更の実施有無	・公募占用計画変更表明書（※5） 公募占用計画の変更認定を取得後、速やかに以下を提出すること（※6） ・変更後の公募占用計画

※1：電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出いただけない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加できませんのでご注意ください。なお、接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに 2 か月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに 3 か月程度を要します。

電源等情報登録時に接続検討回答書に係る証憑として受け付ける書類は以下のとお

りです。

・2023 年 6 月 21 日以降に発行された接続検討回答書（有効期限は問いません。）

・接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検討回答書（この場合は接続検討回答書の発行日は問いません。接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します。）

・属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことが分かる書類

※2：「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）」は、設備容量（送電端）を上限とし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量、FIT/FIP に供する容量を除いた数値を記載してください。

※3：環境影響評価法又は環境影響評価に係る条例の定めにおける、事業者は環境影響評価書の公告を実施した年度を環境アセスメント完了年度とします。なお、電源等情報の登録受付期間終了までに環境影響評価書の公告を実施した場合は、法・条例アセス済として扱います。

※4：JC-STAR 制度における★１の取得対象とならない機器を導入する場合で、将来的に JC-STAR 制度における★２の基準が運用開始され取得対象となった場合には、供給力提供開始までに★２を取得することを求めます。供給力提供開始後に★２の基準が運用開始された場合には、速やかに★２を取得してください。なお、★２の基準の運用開始にあたり機器の変更が必要となり、追加費用が発生した場合でも契約単価の調整は行いません。

安定電源のうち蓄電池については、蓄電池に係る事業計画（様式 4）を通じて当該資料の提出を求めます。

※5：別途公表する「公募占用計画変更表明書」を提出してください。

※6：「変更後の公募占用計画」を 2026 年 12 月 28 日（月）までにご提出いただけない場合は、本オークションの参加資格通知書の発行ができず、応札に参加できませんのでご注意ください。

（９） 提出書類については、本機関が登録項目の内容が確認できると判断した場合には、本要綱で指定する書類以外で代替可能な場合があります。また、本機関が必要と判断した場合は、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

（１０） 登録項目及び提出書類を確認し、不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。なお、再申込みに際しては、不備があった項目のみ修正が可能です。不備がなければ参加登録申請者へ登録完了の旨を通知します。

４.期待容量の登録

（１） 電源等情報の登録が完了した参加登録申請者は、登録した電源ごとに期待容量を登録することができます。

（２） 期待容量は以下のとおり算定し、登録してください。

容量を提供する電源等の区分	期待容量の算定方法
安定電源	期待容量等算定諸元一覧（様式 6）の記載要領に基づき算定します。発電方式の区分や本要綱に記載がない事項については電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインを参照してください。ただし、調整係数は応札年度に公表する値を制度適用期間にわたり適用し、実需給年度ごとに変更することはありません。
変動電源	同上

（３） 期待容量は kW 単位で登録してください。

（４） 期待容量の登録に係る提出書類は、期待容量等算定諸元一覧（様式 6）となります。

（５） 期待容量及び提出書類を確認し、期待容量及び提出書類に不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備がなければ参加登録申請者に登録完了の旨を通知します。

（６） 本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

第５章　応札方法

（１） 本オークションの応札は容量市場システムを通じて行います。具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。

（２） 参加登録（事業者情報、電源等情報及び期待容量の登録）が完了した旨の通知を受けた事業者は、応札情報の登録ができます。応札の受付期間は、「第 3 章　募集概要 1. 募集スケジュール」を参照してください。

（３） 応札情報として、応札容量（kW）及び応札価格（円/kW/年）（税抜き）を登録してください。なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、本オークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容に従った容量確保契約が成立するものとします。

（４） 応札容量の最大値はそれぞれの電源等情報に登録済の期待容量とします。なお、応札容量は 1kW 単位で登録できます。

（５） 応札価格は 1 円単位で登録できます。なお、応札価格に織り込むことが認められるコストについては、長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照してください。ただし、新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくは CCS 付火力が、物価・金利変動に伴う契約単価の補正方法として特定の指標による補正を選択している場合、「第 6 章第 1 項　落札電源の決定方法」で用いる応札価格は、応札価格に織り込んだ資本費、運転維持費、資本コストに加え、本要綱別紙 1 で定める費用項目を補正した可変費の合計(以下「補正後の応札価格」という。)とします。

（６） 上記（５）で定める補正後の応札価格及び物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法は応札の受付期間に提出してください。また、契約単価における補正方法の詳細は容量確保契約約款別紙 1「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」を参照してください。なお、補正後の応札価格は別途公表する物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法の様式に沿って算定してください。

（７） 期待容量を登録した電源ごとに応札情報を登録してください。

（８） 応札の受付期間終了後、期待容量等算定諸元一覧（様式 6）に応札情報に関する必要事項（制度適用期間含む）を記載の上、本機関が指定する期限までに提出してください。

（９） 上記（８）で提出された期待容量等算定諸元一覧の記載内容に不備がある場合、本機関は事業者にその旨を通知します。通知を受けた事業者は速やかに記載内容を修正の上、期待容量等算定諸元一覧を再提出していただきます。本機関が指定する期限までに当該不備が解消されない場合は、応札が認められない場合があります。

（１０） 容量市場システムを通じた封印入札により実施し、約定価格はマルチプライス方式で決定します。

（１１） 応札の受付期間内であれば応札情報の変更・取消が可能です。

（１２） 応札の受付期間終了後は、応札情報（制度適用期間含む）の変更・取消はできません。ただし、電力・ガス取引監視等委員会による監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に含めることが認められない金額が含まれていた場合には、応札価格の修正が必要です。なお、一部の費用が応札価格に含めることが認められないことにより、投資回収が困難と事業者が判断した場合には、応札の取下げが可能です。

（１３） 応札価格については、電力・ガス取引監視等委員会による監視が行われます。監視対象及び内容の詳細は、長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照してください。なお、過年度に非落札となった電源を再び応札する場合であっても、再度監視が行われるため、応札価格の算定根拠及び根拠証憑を改めて提出し、電力・ガス取引監視等委員会に説明する必要があります。

（１４） 電力・ガス取引監視等委員会に提供した情報は、必要に応じ、電力・ガス取引監視等委員会から、本機関にも共有いただく場合があります。

第６章　落札電源及び約定価格の決定方法

１.落札電源の決定方法

（１） 脱炭素電源の落札電源の決定方法

脱炭素電源の落札電源の決定方法の基本的ルールは以下のとおりです。

- 原則、応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札されます。
- 募集量を跨ぐ電源（以下「限界電源」という。）は、募集量を超過する容量が、不足する容量の 10 倍以下の場合、落札となる判定が行われます。
- 物価・金利変動に伴う契約単価の補正方法として特定の指標による補正を選択した新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくは CCS 付火力については、「第 5 章　応札方法 (5)」のとおり補正後の応札価格を用いて約定処理を行います。
- 「脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくは CCS 付火力)」、「蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。)」、「揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム」、「洋上風力」、「既設の原子力電源の安全対策投資」（以下「募集上限付き電源」という。）には「募集上限」が設定されており、落札される電源は「募集上限」を跨ぐ電源以下に限定されます。なお、同時落札条件が付与されている異なる募集上限が設定された電源はそれぞれ「募集上限」を跨ぐ電源以下である必要があります。
- 蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）について、日本を除くセル製造国・地域の 1 国・地域当たりの蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）の全ての落札容量の 30%未満である必要があります。
- 認定付きリチウムイオン蓄電池は、経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定を受けていないメーカーが製造するセルを使用する蓄電池（以下「認定付きではないリチウムイオン蓄電池」という。）に対して優先的に落札されます。なお、認定付きリチウムイオン蓄電池の全てが落札又は非落札の判定が行われたのち、「募集上限」を満たしてない場合に限り、認定付きではないリチウムイオン蓄電池が落札される可能性があります。また、認定付きではないリチウムイオン蓄電池を含めて同時落札条件が付与されている電源に対しても、認定付きリチウムイオン蓄電池は優先的に落札されます。

- 募集量を満たすために「募集上限」を超えてこれらの電源が落札される可能性があります。ただし、「脱炭素火力」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）」、「揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム」、「洋上風力」は「募集上限」を跨ぐ電源以下に限定されます。
- 同時落札条件が付与された電源は、同一の同時落札条件によって紐付けられた全ての電源が落札されない限り、全て非落札となります。

落札電源を決定するまでの詳細な流れについては、以下のとおりです。

ア　認定付きではないリチウムイオン蓄電池及び認定付きではないリチウムイオン蓄電池と同時落札条件によって紐づけられた電源を、手順イからセの対象から除外します。

イ　募集上限付き電源について、電源種ごとに応札価格が低い電源から昇順に並べます。（※1）

ウ　手順イで並べた電源について、「募集上限付き電源」ごとに、応札価格が低い順番に選定していき、合計応札容量が募集上限を超える電源までを、募集上限内電源とします。（※2、3）
なお、「募集上限付き電源」に同時落札条件が付与されている場合は、全てが募集上限内電源と判定されたことをもって手順エへ進みます。

エ　手順ウで募集上限内電源となった「募集上限付き電源」と「募集上限のないその他電源」を応札価格が低い電源から昇順に並べます。（※1）

オ　手順エで並べた電源について、応札価格が低い順番に選定していき、限界電源までを落札候補とします。

カ　手順オで落札候補となった電源のうち、蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外に限る。）について、セル製造国 30%制限を満たしているか判定します。なお、セル製造国 30%制限を満たしている場合は手順コへ進みます。

キ　手順カで落札候補となった蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外に限る。）について、セル製造国 30%制限を満たしていないセル製造国・地域の蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外に限る。）を応札価格の高い順からセル製造国 30%制限を満たすまで、非落札候補として落札候補から除外します。（※4）

ク　手順キで限界電源となっている電源より応札価格が低いことに加え、手順ウで募集上限内電源の判定を受けていない、又は手順キで非落札候補とした落札候補となっていない蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外に限る。）について、応札価格の低い順番に 1 電源ずつセル製造国 30%制限を満たすか、及び募集上限の超過有無を判定の上、それに適合する電源を選定することを繰り返し、限界電源まで落札候補とします。（※5）

なお、合計応札容量が募集量と一致した場合は、募集量以下の電源を落札電源として、約定処理を終了します。

また、限界電源がある場合は手順コへ進みます。

ケ　手順クで落札候補となった電源のうち最も応札価格が高い電源の次に応札価格が高い電源から順に限界電源まで落札候補とします。手順ケで新たに落札候補とした電源に蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外に限る。）が含まれず、合計応札容量が募集量と一致した場合は、募集量以下の電源を落札電源として、約定処理を終了します。また、新たに落札候補とした電源に蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外に限る。）が含まれる場合は手順カへ進みます。

コ　手順イからケの結果、限界電源はなく、落札候補の合計応札容量が募集量未満となった場合は、手順セに進みます。

手順イからケの結果、限界電源がある場合には、手順サに進みます。

サ　限界電源については、限界電源を落札とした場合の「超過量」が限界電源を非落札とした場合の「不足量」の 10 倍以下の場合は落札電源とします。一方、「超過量」が「不足量」の 10 倍を超過する場合は非落札とします。（※6）

シ　手順サの結果、限界電源が落札となった場合、落札候補を落札電源として、手順ソに進みます。

手順サの結果、限界電源が非落札となった場合には、当該電源を非落札とします。また、非落札となった限界電源に同時落札条件が付与されている場合、この同時落札条件によって紐付けられた全ての電源を非落札とします。

ス　手順シの結果、「募集上限付き電源」の募集上限内電源が非落札となり、募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を下回る場合、非落札とされた電源以外を対象に再度手順イから実施します。

手順シの結果、募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を下回らなかった場合、非落札とされた電源以外を対象に再度手順エから実施します。

セ　手順イからケの結果、「募集上限付き電源」のうちの募集上限内電源及び「募集上限のないその他電源」の全電源が落札候補又は非落札となり、かつ落札候補の合計応札容量が募集量に満たない場合、募集上限内電源とならなかった「脱炭素火力」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）、「揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム」、「洋上風力」を除く「募集上限付き電源」の応札価格が低い電源を（同時落札条件が付与された電源であれば、同時落札条件を満たした上で）募集量に達するまで落札とし（ただし、限界電源となる場合は、「超過量」が「不足量」の 10 倍を超過する場合は当該電源のみ非落札とします。）、落札候補を落札電源として、手順ソに進みます。

ソ　手順アによって除外した電源を含む全ての電源を対象に手順イからセを実施している場合、約定処理を終了します。
手順アによって除外した電源を含む全ての電源を対象に手順イからセを実施していない場合、手順アによって除外した電源を含む全ての電源を対象に、再度手順イから実施します。ただし、手順アによって除外した電源以外の電源を対象に手順イからセを実施した結果、落札電源とされた「蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）」は予め落札電源として扱います。なお、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）」について、落札電源の合計応札容量が募集上限を満たしている場合は、約定処理を終了します。

（２） LNG 専焼火力の落札電源の決定方法

LNG 専焼電源の落札電源の決定方法の基本的ルールは以下のとおりです。

- 原則、応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札されます。
- 募集量を跨ぐ電源には「限界電源」の判定が行われ、募集量を超過する容量が、不足する容量の 10 倍以下の場合、落札となります。
- 同時落札条件が付与された電源は、同一の同時落札条件によって紐付けられた全ての電源が落札されない限り、全て非落札となります。

落札電源を決定するまでの詳細な流れについては、以下のとおりです。

ア　応札価格が低い電源から昇順に並べ、応札価格が低い順番に選定していき、合計応札容量が募集量以下となる電源までを落札候補とします。（※1）

イ　手順アの結果、限界電源はなく、落札候補の合計応札容量が募集量以下となった場合は、落札候補を落札電源として約定処理を終了します。
手順アの結果、限界電源がある場合には、手順ウに進みます。

ウ　限界電源については、限界電源を落札とした場合の「超過量」が限界電源を非落札とした場合の「不足量」の 10 倍以下の場合は落札電源とします。一方、「超過量」が「不足量」の 10 倍を超過する場合は非落札とします。（※6）

エ　手順ウの結果、限界電源が落札となった場合、落札候補を落札電源として、約定処理を終了します。
手順ウの結果、限界電源が非落札となった場合には、非落札となった限界電源に同時落札条件が付与されている場合、この同時落札条件によって紐付けられた全ての電源を非落札とします。この場合、非落札とされた電源以外を対象に、再度手順アから実施します。

オ　手順アからエを繰り返し実施した結果、全ての電源が落札候補又は非落札となり、落札候補の合計応札容量が募集量以下となった場合、落札候補を落札電源とし、約定処理を終了します。

※1：同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、約定処理を行います。ただし、同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格が同じである場合、1つの電源とみなします。

※2：募集上限を跨ぐ電源までを募集上限内電源とします。

※3：同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て募集上限内電源とすることで募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集上限を超える容量が最小となる組合せにより募集上限内電源を決定します。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します。

※4：セル製造国 30%制限を満たさない同じ応札価格の電源が複数存在する場合はその全てを非落札候補として落札候補から除外します。

※5：同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て落札電源とすることでセル製造国 30%制限を満たさなくなる場合は、当該セル製造国・地域の電源の中から、セル製造国 30%制限を満たす範囲で容量が最小となる組合せにより電源を並び替えます。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します。

※6：同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て落札電源とすることで合計落札容量が募集量を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集量を超える容量が最小となる組合せにより電源を並び替えます。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します。

なお、上記（1）（2）いずれにおいても、電力・ガス取引監視等委員会による応札価格の監視の結果、事業者が応札を取り下げた場合、当該電源を除いて同様の手順で約定処理を行います。同監視の結果、事業者が応札価格を修正した場合は、修正前の応札価格で約定処理を行います。ただし、落札された際の容量確保契約金額は修正後の応札価格を基に算定されます。

2.約定価格の決定方法

各落札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式で決定されます。

３.約定結果の公表

本オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第 3 章　募集概要　1.募集スケジュール」を参照してください。なお、脱炭素化ロードマップについては、約定結果の公表から 3 か月後を目途に公表します。

- 脱炭素電源、LNG 専焼火力それぞれの約定総容量及び約定総額
  なお、試算した還付額（※）を控除した後の約定総額についても参考に公表します。
- 脱炭素電源における落札電源ごとの、事業者名、案件名、電源種（蓄電池は、リチウムイオン蓄電池とリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の別を含む。揚水式水力は新設とリプレース等の別を含む。）、落札容量
- LNG 専焼火力における落札電源ごとの、事業者名、案件名、電源種（LNG 基地の整備有無の別を含む）、落札容量

※過去3年のスポット市場と非化石価値取引市場の価格等を基に還付額を試算したものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なります。

４.落札後の手続き等

（１） 落札後は、容量確保契約書を締結していただきます。

※応札情報の登録をもって容量確保契約の申込みをしたものとして扱います。また、容量確保契約の効力発生日は約定結果の公表日とします。

※コンソーシアムとして応札する場合には、代表企業が容量確保契約の申込みを行ったものとして、約定結果の公表日において、代表企業と本機関との間で容量確保契約が成立するものとします。

（２） 落札後、容量確保契約において必要な情報を提出しない、各契約書面の締結を行わない等、市場運営に支障をきたす行為を行った場合は、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

（３） 落札した電源は、原則として供給計画に計上してください。

５.容量確保契約の結果の公表

容量確保契約の締結結果について、以下の情報を公表します。

- 脱炭素電源、LNG 専焼火力それぞれの契約締結総容量及び契約締結総額
  なお、試算した還付額（※）を控除した後の契約締結総額についても参考情報として公表します。

※過去 3 年のスポット市場と非化石価値取引市場の価格等を基に還付額を試算したものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なります。

第７章　契約条件

１.容量確保契約金額

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源ごとに算定します。年間の契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という。）（kW）を乗じて得た金額を基準として算定します。容量確保契約金額の詳細な計算式については、容量確保契約約款の第 6 条を参照してください。

２.容量確保契約金額に関する調整

（１）　系統接続費の見積額と精算額の調整

応札価格に最新の見積額を参考に、事業者が算出した任意の金額を系統接続費として織り込むことができます。応札価格に織り込んだ系統接続費よりも精算額が低くなった場合は、容量確保契約金額の支払額を差額分修正します。支払額修正の詳細な計算式については、容量確保契約約款の第 6 条を参照してください。また、応札時点における接続検討回答書の工事費負担金の最新の見積額（実際に応札価格に織り込んだ系統接続費の方が高い場合は、実際に織り込んだ系統接続費）よりも実際の工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化の結果、市場退出する場合は不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科しません。

（２）　新設・リプレースの追加投資時の調整

本オークションで落札した新設・リプレースの火力電源（水素混焼又は LNG 専焼）が、脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために、本オークションに再度応札をする場合、1 回目の応札における制度適用期間が終了する前に 2 回目の応札における制度適用期間が開始することがあります。制度適用期間が重複した場合の契約の取扱いは、容量確保契約約款の第 6 条を参照してください。

（３）　アンモニア・水素混焼設備を専焼化するために建て替える場合の調整

既設の火力電源をアンモニア混焼又は水素混焼に改修するために本オークションで落札し、その後、専焼化するための建て替えの投資を本オークションで落札する場合の契約の取扱いは、容量確保契約約款の第 6 条を参照してください。

（４）　事後的な費用増加が発生した場合の調整

供給力提供開始期限が 10 年以上となり、かつ、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 30 万 kW 以上の電源の新設・リプレースについて、法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生し、あ

らかじめ見積もることが困難であった費用が契約期間中に増加した場合の契約の取扱いは、容量確保契約約款の第 6 条を参照してください。

３.市場退出

（１） 契約容量の全部又は一部の容量を市場退出として扱う基準、及び市場退出時の契約の取扱いについては、容量確保契約約款の第 11 条を参照してください。

（２） 市場退出による経済的ペナルティの算定方法は容量確保契約約款の第 12 条を参照してください。

（３） 本機関は、算定した経済的ペナルティを容量提供事業者に通知します。通知された経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。
容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者に経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも併せて通知します。

４.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

４－１　リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの適用期間

「４.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」の適用期間は、以下の４つに区分されます。

（１） 制度適用期間前

「約定結果の公表」から制度適用期間開始までに課すリクワイアメント、実施するアセスメント、及びアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

（２） 対象実需給年度前

各対象実需給年度（※）前に課すリクワイアメント、実施するアセスメント、及びアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

※「対象実需給年度」とは制度適用期間の特定１年間を指します。

（３） 対象実需給年度

制度適用期間中の各対象実需給年度において課すリクワイアメント、実施するアセスメント、及びアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

（４） その他

上記（１）から（３）のいずれにも属さないリクワイアメント、実施するアセスメント、及びアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

４－２　制度適用期間前

（１） リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第 13 条に定める制度適用期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

（２） アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第 14 条を参照してください。

（３） ペナルティ

本機関は、前項の制度適用期間前のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第 15 条に掲げるとおり、ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

４－３　対象実需給年度前

（１）　リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第 16 条に定める対象実需給年度のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

（２）　アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第 17 条を参照してください。

（３）　ペナルティ

本機関は、前項の対象実需給年度のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第 18 条に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

４－４　対象実需給年度

（１）　リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第 19 条に定める対象実需給年度のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

（２）　アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第 20 条を参照してください。

（３）　ペナルティ

本機関は、前項の対象実需給年度のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第 21 条に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

なお、対象実需給年度の経済的ペナルティの年間上限額及び月間上限額については、容量確保契約約款の第 25 条を参照してください。

４－５　その他

（１）　リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第 22 条に定めるその他のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

（２）　アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第 23 条を参照してください。

（３）　ペナルティ

本機関は、前項のその他のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第 24 条に掲げるとおり、ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

５.容量確保契約金額（各月）の支払・請求について

（１）　毎月の支払又は請求は、容量確保契約金額（各月）から、容量確保契約約款の第 18 条及び第 21 条に基づき算定される経済的ペナルティ、第 28 条第 1 項に基づき算出された還付額及び第 33 条 4 項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じることにより算定し、正値となる場合は支払金額とし、負値となる場合は請求金額とします。

（２）　本機関から容量提供事業者への支払は、上記（１）の支払金額から振込手数料（振込手数料は、容量提供事業者の負担となります。）を差し引いて事業者情報に登録された銀行口座への振込により行われます。

（３）　請求は上記（１）の請求金額を本機関から容量提供事業者に請求し、容量提供事業者が本機関の指定する銀行口座へ振込いただきます（振込手数料は、容量提供事業者の負担となります。）。

６.他市場収益の還付について

（１） 他市場収益の還付

容量確保契約に基づき、電源を落札した事業者は、実際の他市場収益の約 9 割の金額を本機関に還付する必要があります。詳細な取決めや還付方法については、容量確保契約約款の第 28 条を参照してください。

（２） 他市場収益の監視

電力・ガス取引監視等委員会において、年度ごとの他市場収益の金額（実際の他市場収入－実際の可変費から応札価格に算入した部分を控除した値）が適正なものとなっているかを監視します。監視に当たり、電力・ガス取引監視等委員会の求めに応じて、実際の他市場収益の金額の算定方法及び算定根拠となる証憑類を提出してください。また、電力・ガス取引監視等委員会の求めに応じて、その算定方法及び算定根拠を説明してください。相対契約に係る規律の監視（※）に当たっては、相対契約を締結した場合は契約締結後速やかに契約書等の証憑類を電力・ガス取引監視等委員会に提出してください。

※：LNG 専焼火力について他市場収益の還付方法を「還付の固定化」と選択した場合、当該期間中は適用外とします。

７.消費税等相当額について

（１） 容量確保契約金額の消費税等相当額は外税です。

（２） 容量確保契約約款の第 21 条及び第 25 条に基づき算定される経済的ペナルティ並びに容量確保契約約款の第 28 条に基づき算定される他市場収益の還付額は、容量確保契約金額を実質的に減額するものであり、容量確保契約約款の第 6 条の容量確保契約金額から当該経済的ペナルティ及び、他市場収益の還付額を控除した後の金額が消費税法令における資産の譲渡等の対価の額として消費税等相当額の課税対象となります。

ただし、当該経済的ペナルティの年間累計額及び他市場収益の還付額の合算値が容量確保契約金額を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）となります。

８.その他

（１） 容量提供事業者は容量確保契約に定められた特例に該当する場合のみ、電源等差替が可能です。詳細は、容量確保契約約款の第 10 条を参照してください。

（２） 国の審議会等の審議事項を含め、本要綱の策定の前提としていない事象が生じた場合は、本機関にて取扱いを検討し、関係する事業者等に通知又は公表いたします。

（３） 戦争、大規模自然災害、容量確保契約の効力発生後に発生した事後的な法令改正や規制適用等による運転停止、及び送電線故障による出力抑制等の不可抗力により供給力の提供が困難となった場合には、容量確保契約に基づくリクワイアメントの不履行について責めを負わないこととします。ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により供給力を提供しない場合は除きます。詳細は容量確保契約約款の第 29 条を参照してください。

（４） 容量提供事業者が「容量オークションへの参加登録申請に伴う誓約書」に違反した場合、本オークションへの応札その他容量市場への参加に当たり提出された情報に虚偽があった場合、及び容量市場の運営に重大な問題を引き起こす行為があった場合には、本機関は容量確保契約を解除できるものとします。

（５） 再エネ電源（※）を落札した事業者においては、FIT/FIP 制度で課されている事業規律の確保を求められます。

※地熱、太陽光、陸上風力、洋上風力、バイオマスの電源種を応札予定の事業者に限ります。

※FIT/FIP 制度における事業計画策定ガイドラインに準拠して事業運営を行ってください。

（６） 太陽光発電設備及び風力発電設備（海洋再エネ整備法に基づく公募案件で認定された電源を除く。）の廃棄等費用は、制度適用期間終了 10 年前から本機関へ積立てを開始するものとします。

積立金の額は、FIT/FIP と同様の金額水準とし、月次払い（積立金の額の 1/120 ずつ）で、利息は付しません。

※太陽光発電設備　：1.0 万円/kW × 設備容量（発電端）

陸上風力発電設備：1.95 万円/kW × 設備容量（発電端）

洋上風力発電設備：10.70 万円/kW × 設備容量（発電端）

（７） 本オークションの落札電源について、制度適用期間中及び容量確保契約約款の第 15 条に基づきメインオークションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティが適用される年度は、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）をメインオークション及び追加オークションに参加することができません。ただし、制度適用期間の途中で、増出力や自己託送の廃止等により本オークションに参加可能な設備容

量（送電端）が増加した場合には、その部分の容量はメインオークションや追加オークションに参加することができます。なお、既設火力の改修の場合は、新規投資によって新たに生じる脱炭素化された容量以外の部分は、メインオークションや追加オークションに参加することができます。
また、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は、供給力提供開始年度のみ、メインオークション及び追加オークションへの参加が可能となります。

別紙 1

補正後の応札価格における可変費の算定方法

物価・金利変動に伴う契約単価の補正方法として可変費の補正を選択した上で、(水素・アンモニアの燃料費 - 天然ガスの燃料費) 及び (水素・アンモニアの燃料費 - 電気代) のうちの OPEX について調達国の消費者物価指数による補正を選択した新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくは輸送費用 (OPEX のうち燃料費・電気代を除いた費用に限る) について米国の生産者物価指数及び貯留費用 (OPEX のうち燃料費・電気代を除いた費用に限る) について貯留対象国の企業物価指数の両方又は片方による補正を選択した CCS 付火力 (貯留方法が海外貯留に限る) は、補正後の応札価格における可変費を、以下の算定式に基づき、過去のインフレ率が継続したと仮定して補正してください。なお、端数処理については、容量確保契約約款の第 5 条と同等の要件を適用します。

1. 新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼若しくはアンモニア混焼

（1） 天然ガスマーケット連動の場合

天然ガスの燃料費

＋ (水素・アンモニアの燃料費 － 天然ガスの燃料費)のうち OPEX

× $\{(1+r)+(1+r)^2+\cdots+(1+r)^s\}/s$

＋ (水素･アンモニアの燃料費 － 天然ガスの燃料費)のうち CAPEX

－ LNG･石炭の燃料費

（2） 天然ガスエスカレ補正の場合

{天然ガスの燃料費 ＋ (水素・アンモニアの燃料費 － 天然ガスの燃料費) のうち OPEX }

× $\{(1+r)+(1+r)^2+\cdots+(1+r)^s\}/s$

＋ (水素・アンモニアの燃料費 － 天然ガスの燃料費)のうち CAPEX

－ LNG・石炭の燃料費

（3） 電気料金マーケット連動の場合

電気代

＋(水素・アンモニアの燃料費 －電気代)のうち OPEX

× $\{(1+r)+(1+r)^2+\cdots+(1+r)^s\}/s$

＋ (水素・アンモニアの燃料費 －電気代)のうち CAPEX

－ LNG･石炭の燃料費

r：調達国の消費者物価指数の上昇率の過去 10 年平均と日本の消費者物価指数の上昇率の過去 10 年平均の差

※（水素・アンモニアの燃料費 - 天然ガスの燃料費）及び（水素・アンモニアの燃料費 - 電気代）のうちの OPEX について、調達国の消費者物価指数による補正を選択していない場合は 0 とします。

s：制度適用期間の年数

2. 既設火力の改修のうち CCS 付火力

（１）貯留方法が海外貯留の場合

分離回収費用(合計)

＋ 輸送費用（OPEX のうち燃料費・電気代を除いた費用に限る）

× $\{(1+x)+(1+x)^2+\cdots+(1+x)^s\}/s$

＋ 輸送費用（CAPEX に限る）

＋ 貯留費用（OPEX のうち燃料費・電気代を除いた費用に限る）

× $\{(1+y)+(1+y)^2+\cdots+(1+y)^s\}/s$

＋ 貯留費用（CAPEX に限る）

＋輸送・貯留費用（OPEX のうち燃料費・電気代に限る）

x：米国の生産者物価指数の上昇率の過去 10 年平均と日本の生産者物価指数の上昇率の過去 10 年平均の差

※輸送費用（OPEX のうち燃料費・電気代を除いた費用に限る）について、米国の生産者物価指数による補正を選択していない場合は 0 とします。

y：貯留対象国の企業物価指数の上昇率の過去 10 年平均と日本の企業物価指数の上昇率の過去 10 年平均の差

※貯留費用（OPEX のうち燃料費・電気代を除いた費用に限る）について、貯留対象国の企業物価指数による補正を選択していない場合は 0 とします。

s：制度適用期間の年数

様式１

年　　月　　日

電力広域的運営推進機関　殿

容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

所在地
名称又は商号
代表者　　㊞

当社は、容量オークションへの参加登録を申請するに当たり、下記に掲げる事項を誓約します。なお、誓約事項に違反した場合、当社は、容量オークションの参加資格の取消し、損害の賠償その他の不利益を被ることとなっても、一切異議を申し立てません。

記

（誓約事項）

1. 容量オークションの各募集要綱に従って手続きを行うこと。
2. 電気事業法その他の法令、関係当局より公表されたガイドライン、送配電等業務指針その他貴機関が定めた規程を遵守すること。
3. 参加登録申請に当たっては、真実かつ正確な情報を提供するものとし、虚偽の情報提供や提出資料の改ざん等を行わないこと。
4. 容量オークションの公正を害する行為をしないこと。
5. 容量オークションにおける応札情報の登録が完了したことをもって容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、容量オークションの約定結果の公表日において、貴機関との間で、公表内容に従った容量確保契約が成立することに同意すること。
6. 容量オークションで落札者となった場合は、貴機関との間で貴機関が指定する様式の容量確保契約書を締結すること。
7. 当社が容量オークションへの参加に当たって貴機関に提出した情報は、容量オークションの運営上の必要がある場合には、貴機関から関係当局又は一般送配電事業者に対し提供されることをあらかじめ承諾し、一切異議を申し立てないこと。
8. 容量オークションへの参加に当たって、個人情報の保護に関する法律その他の法令に従って、個人情報を適切に取り扱うこと。
9. 貴機関が容量オークションの運営上の必要があると判断し、貴機関から情報提供や調査等への協力を依頼された場合、速やかにこれに応じること。
10. 当社の役員若しくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当しないこと、及びこれらの者と密接な関わりを有していないこと。また、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、偽計又は威力を用いた信用棄損行為及び業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないこと。

以上

様式２

年　　月　　日

応札事業者名：

発電設備名：

事業計画書

※事業計画書の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合であっても、事業計画書の更新及び電力広域的運営推進機関への再提出は不要

１．応札事業者

コンソーシアム以外の場合

事業者コード	
事業者名	
住所	
法人番号	

コンソーシアムの場合

代表企業	事業者コード	
	事業者名	
	住所	
	法人番号	
	出資比率（予定）	
	議決権保有割合（予定）	
構成員①	事業者名	
	住所	
	法人番号	
	出資比率（予定）	
	議決権保有割合（予定）	

※　コンソーシアム設立前の場合も代表企業の事業者コードを記載すること。

※　コンソーシアムについては、落札した後に設立又は利用する予定の SPC の出資比率及び議決権保有割合（予定）を記載すること。また、構成員の数に応じて、表を追加すること。

２．応札電源の名称等

容量を提供する電源等の区分		安定電源・変動電源
新設、リプレース等、既設火力の改修の区分		新設・リプレース等・既設火力の改修
電源等の名称		●●発電所●号機
電源種別 ※１		●●
設置場所		●●県●●市●●
発電設備の所有者 ※２	事業者名	
	住所	
	法人番号	
発電設備の出力 ※３		・設備容量（発電端）：●●kW ・設備容量（送電端）：●●kW※３ ・長期脱炭素電源オークションに参加可能な設備容量（送電端）：●●kW
系統接続に係る事項 ※４		・接続検討回答日：●年●月●日 ・工事費負担金額：●●円
事業実施計画 ※５、※６、※７、※８		・環境影響評価の要否　：要・否 ・環境影響評価の手続予定期間　：●年●月～●年●月 ・設置工事開始予定年月　：●年●月 ・供給力提供開始時期　：●年度
資金調達計画 ※９		・総調達予定額　：●●円 ・うち自己資本による調達予定額：●●円（●%） ・うち負債による調達予定額　：●●円（●%）
補助金の受領額		・補助金の名称　：●●補助金 ・補助金の内容　：●● ・補助金の受領額：●●円

※１　次のいずれかを記載すること。

新設・リプレース等の場合	太陽光、陸上風力、洋上風力、一般水力、揚水、揚水（リプレース）、既設の揚水の大規模改修、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム、地熱、地熱（全設備更新型）、地熱（地下設備流用型）、バイオマス、原子力、既設の原子力の安全対策投資、水素（混焼の場合は高位発熱量ベースの混焼率を記載、専焼の場合は専焼と記載）、アンモニア（専焼）、LNG なお、地熱・水力のリプレースは更新設備が把握可能な資料を提出すること。
既設火力の改修の場合	高位発熱量ベースで水素●%混焼にするための改修、高位発熱量ベースでアンモニア●%混焼にするための改修、既設石炭火力を CO_2 回収率が●%の CCS 付火力にするための改修、既設 LNG 火力を CO_2 回収率が●%の CCS 付火力にするための改修、バイオマス専焼にするための改修

※２　応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図を添付書類として提出すること。
ただし応札事業者と発電設備の所有者が同一の場合は提出不要。
応札事業者と同じ場合は、「－」と記載すること。

※３　設備容量（送電端）を証する接続検討回答書を添付書類として提出すること。

※４　連系可否、工事費負担金を証する接続検討回答書を添付書類として提出すること。
なお、審査合格前に申請した接続検討申込み内容に変更が生じた場合、一般送配電事業者へ再検討を依頼し、再検討後の接続検討回答書を証憑として提出すること。
ただし一般送配電事業者から再検討不要と回答を得た場合、その旨が記載された証憑（メール本文の写しでも可）を、接続検討回答書と合わせて提出すること。
また、応札事業者と接続検討回答書に記載された申込者が異なる場合は、両者の関係を証する事業実施体制図を添付資料として提出すること。

※５　環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類を添付書類として提出すること。
添付書類として、方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの、または方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピーなど手続開始を証する書類を提出すること。事業計画書の提出時に添付できない場合、落札結果公表後、５ヶ月以内に提出すること（提出できない場合には契約解除を行う。）

※６　バイオマスの電源については、燃料調達計画について、様式３に記載すること。

※７　水素又はアンモニアを燃料とする電源は、資源エネルギー庁ホームページ「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（以下「水素社会推進法」という。）における「長期脱炭素電源オークションの応札に向けた予備審査依頼にあたって」
（https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/hydrogen_society/carbon_neutral/dengen_auction/）に記載する予備審査において、当該電源に係る事業計画が予備審査に適合していることの証憑として、「資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 水素・アンモニア課」からの電子メールの写しを、期待容量の登録受付期間中に添付資料として提出すること。なお、落札結果公表後、速やかに水素社会推進法第７条第７項に基づき低炭素水素等供給等事業計画の認定を申請し、制度適用期間開始年度の前年度１月末までに低炭素水素等供給等事業計画の認定書の写しを添付資料として提出すること。

※８　制度適用期間における当該電源で回収した CO_2 の貯留の蓋然性を確認するため、応札事業者と CO_2 輸送貯留事業者間の輸送貯留に係る契約書又は覚書その他共同で CCS の実施を検討していることを示す書類を証憑として提出すること。
また、応札事業者と輸送貯留に係る契約書又は覚書等を締結した事業者が異なる場合は、両者の関係を証する事業実施体制図を添付資料として提出すること。

※９　詳細は別紙１に記載すること。

【別紙１】

資金調達計画

※資金調達計画の審査合格後に記載された内容に変更がある場合であっても、資金調達計画の更新および電力広域的運営推進機関への再提出は不要

総調達予定額			億円
自己資本による調達予定額	資本金額		
	出資者・出資比率	出資者毎の出資比率	
		上記出資者の選定理由（出資者毎に記載）	
負債による調達予定額	総借入額		億円
	借入形式	借入形式（該当形式にチェック）	□プロジェクトファイナンス □コーポレートファイナンス □その他 （　　）
		当該形式を選択する理由	※複数の借入形式を希望する場合、全ての借入形式について「当該形式を選択する理由」欄に選択理由を記載すること
	想定する金融機関	金融機関毎の借入比率	
		上記金融機関の選定理由（金融機関毎に記載）	
	債券を発行する場合	債券種類、発行条件	
		債券発行を選択する理由	

＜添付書類＞

プロジェクトファイナンスを利用する場合

① 金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類（様式自由）

② 金融機関の関心表明書又はコミットメントレター（様式自由）

プロジェクトファイナンス以外の場合

① 以下の内容を記載した事業者名義の誓約書（様式自由）

- 事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること
- 外部（親会社等）からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続

様式３

年　　月　　日

応札事業者名：

発電設備名：

バイオマス発電設備に係る燃料調達計画

１．燃料調達計画

※　バイオマス発電設備が使用するすべての燃料について、電源等情報の登録受付期間（2026 年 10 月 19 日から 2026 年 10 月 23 日）時点の情報を記載すること。

※　当計画（様式３）の内容（都道府県・森林管理局に提出した最新の「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」の内容を含む）に変更が生じた場合は、落札後に再度本計画を電力広域的運営推進機関に提出し、以下の審査に合格しない限り変更は認められない。

※　「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」に関する変更が生じる場合は、事前に変更元・変更先の都道府県・森林管理局と調整し、２．に記載すること。

燃料名 （注１） （注２）	年間使用数量 （t/年） （注３）	調達事業者（発電事業者に燃料を納入する事業者）	調達地域（都道府県市町村・原産国）（注４）
計			

（注１）　燃料名に加え、以下の燃料区分を併記すること。
（記載例：木質チップ（一般木質バイオマス））
メタン発酵ガス、森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）、建設資材廃棄物、一般廃棄物・その他のバイオマス、バイオマス液体燃料

（注２）　国有林から調達する場合は、民有林の数量と分けて記載すること。

（注３）　年間使用数量は、発電に使用する燃料の数量を記載すること。また、国内調達燃料については都道府県市町村単位、輸入燃料については原産国単位で記載すること。

（注４）　調達地域は、国内調達燃料については都道府県市町村単位、輸入燃料は原産国単位で記載すること。

＜添付書類＞

（ｉ）国内の森林に係る木質バイオマスを使用する場合は、以下の書類を添付すること。

- 燃料の安定調達を確認できる書類
  燃料調達事業者と発電事業者間の流通に係る二者間の売買契約書又は覚書等、締結済みのものすべて
- 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく木質バイオマス証明書類及び事業者認定取得を確認できる書類の写し
  （以下、「木質バイオマス証明事業者認定関係書類」という。）
- ライフサイクル GHG を確認できる書類
  ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクル GHG の算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類

（ⅱ）輸入木質バイオマス燃料を使用する場合は、以下の書類を添付すること。

- 燃料の安定調達を確認できる書類
  原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等
  国内の燃料調達事業者(輸入)と発電事業者間の流通に係る事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等
- 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく持続可能性（合法性）を証明するための書類
- ライフサイクル GHG を確認できる書類
  ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクル GHG の算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類

（ⅲ）農産物バイオマス燃料を使用する場合は、以下の書類を添付すること。

- 燃料の安定調達を確認できる書類
  原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等
  国内の燃料調達事業者(輸入)と発電事業者間の流通に係る事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等
- バイオマス発電設備に係る燃料調達計画の添付書類
  持続可能性（合法性）が認証されたことを証する書類
- ライフサイクル GHG を確認できる書類
  ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクル GHG の算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類

なお、FIT/FIP 制度における「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」及び事業計画認定申請書の記載要領（様式第１）で求められる上記以外の書類について、本機関から提出の依頼があった場合には、依頼された資料について別途提出すること。

２．関係者との調整状況

※上記１．の発電所が使用する「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」に限り記載すること。

項　目	調　整　状　況
（１）都道府県との調整 **※調整が完了し、都道府県から調整完了通知書を入手してから記入すること。** （①木質バイオマスの供給源となる森林行政を所管する都道府県に対して燃料調達計画を説明し、調達地域の素材生産量との整合性の確認等を記載） （②発電所を設置する都道府県が木質バイオマス供給源の都道府県と異なる場合は、設置する都道府県へも説明し確認内容を記載）	都道府県への説明年月日：　年　月　日 説明先部署　　： 担当者名（役職）：　　（　　） 連絡先(TEL)　： 都道府県の指導・助言内容： 都道府県の指導・助言内容に対する対応策：
（２）森林管理局との調整 **※調整が完了してから記入すること。** （国有林から調達しない場合はその旨記載すること。）	森林管理局への説明年月日：　年　月　日 説明先部署： 担当者名（役職）：　　（　　） 連絡先(TEL)： 森林管理局の指導・助言内容： 森林管理局の指導・助言内容に対する対応策：
（３）既存用途の事業者への配慮 （製材、合板、木質ボード、畜産事業者、先行発電事業者など既存の事業者との間でバイオマス調達に関して支障の有無の確認及び具体的な確認方法、事業者の反応などを記載）	事業者名： 説明年月日：　年　月　日 確認方法： 事業者の反応： 対応策：
	事業者名： 説明年月日：　年　月　日 確認方法： 事業者の反応： 対応策：

※　都道府県・森林管理局との調整においては、本フォーマットではなく、FIT/FIP 制度における「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」のフォーマット（https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html）で燃料調達計画を作成し、説明を実施すること。

※　都道府県・森林管理局に提出した最新の「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」および都道府県から交付された調整完了通知書を添付すること。

※　都道府県・森林管理局との調整は、十分な時間的余裕をもって相談すること。

様式４

年　　月　　日

蓄電池に係る事業計画

※　電源等情報の登録受付期間（2026 年 10 月 19 日から 2026 年 10 月 23 日）時点での内容（蓄電池については当該時点で導入の可能性が最も高い蓄電池の内容）に関して、記載すること。電源等情報登録時に提出した以下の２～９の内容に変更が生じた場合には、落札後に再度本計画を提出し、以下の審査に合格しない限り変更は認められない。ただし、２．のセルを製造する国・地域の変更は認められない。

※　以下の事項について、資料を提出できない場合や記載項目が空欄の場合、又はチェックボックスにチェックがないなど内容が不十分の場合には、応札を認めない。

※　記載項目や添付資料に不備がありその旨が通知された場合は、不合格となった項目のみを修正し、再申込みを行うこと。電源等情報登録審査の過程で一度合格となった項目の修正は認められない。

※　初回審査において、不合格となった項目については、備考欄に不合格に関する指摘事項を記載している。該当する欄内に全文が表示されていない場合があるため、欄の幅及び高さを調整し、全文を確認すること。なお、審査期間中には、提出された全ての資料について審査を行っているため、初回の審査結果の通知に含まれない事項が、再提出の審査結果に含まれることがある。募集要綱を確認の上、全項目への対応ができているかどうかについて、応札事業者の責任で確認すること。

※　本計画の内容は電力・ガス取引監視等委員会へ連携し、応札価格の監視時の参考とする場合がある。

１．参加登録申請事業者と発電設備に係る情報

事業者情報及び電源等情報として容量市場システム又は電源等情報登録様式に登録した内容を以下に記載すること。

情報	記載項目
参加登録申請者名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
電源等の名称	
発電設備の設置場所	

２．導入予定の蓄電池のメーカー・型番

導入の可能性が最も高い以下の製品に関して、以下の内容を記載し、以下に記載した蓄電システムの見積書（有効期限内のものに限る。見積書には、発行日、宛名、納入先、見積内容（蓄電システムのスペック（出力 kW/kWh）、型番、単価、個数、合計金額）等の通常記載される内容に加え、リチウムイオン以外の場合は、セルを製造する国・地域※1 も記載すること。）及びメーカーが当該応札案件で使用する蓄電池に関する有効な見積書を発行している旨を証明する書面（当該メーカーが発行する書面に限る。）を、添付資料１として、提出すること。型番が存在しない場合は、記載は不要です。

・セル

	記載項目
種別※1 （リチウムイオン・レドックスフロー 等）	
メーカー名	

	記載項目
型番	
セルを製造する国・地域※2	
経済安全保障推進法に基づく、 安定供給確保のための取組に関する 蓄電池の供給確保計画の認定有無※3※4	

※1：本オークションでは、リチウムイオンとその他種別を組み合わること、複数のメーカーのリチウムイオン蓄電池や複数のメーカーのリチウムイオンのセルを組み合わせることにより、1 電源（ユニット、号機）とする場合は本制度の対象として認めません。

※2：リチウムイオンの場合は、セルを製造する国・地域の記載は「－」を記載すること。リチウムイオン以外の場合は、セルを製造する国・地域は、１つの国・地域に限定すること。

※3：認定を受けているリチウムイオンの場合は「有」を、リチウムイオン以外と認定を受けていないリチウムイオンは「無」を記載すること。

※4：経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定を受けているメーカーが製造するセルを、約定結果の公表以降に変更する場合は、認定を受けている別のメーカーへの変更に限る。

・モジュール

	記載項目
メーカー名	
型番	

・電池システム

	記載項目
メーカー名	
型番	

・蓄電システム

	記載項目
メーカー名	
型番	

・電池システム制御部分（BMS：バッテリーマネジメントシステム部分）

	記載項目
メーカー名	
型番	
JC-STAR 適合ラベル登録番号	

・蓄電システム制御部分（EMS：エネルギーマネジメントシステム部分）

	記載項目
メーカー名	

	記載項目
型番	
JC-STAR 適合ラベル登録番号	

・電力変換装置（パワーコンディショナ部分）

	記載項目
メーカー名	
型番	
JC-STAR 適合ラベル登録番号	

３．安全設計

（１）全ての蓄電池共通事項

以下の要件を満たす蓄電池を導入すること。これらを遵守する場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。 □

・防護及び保護装置：システムに合わせた火災検知システム、火災警報器、消火設備の計画・設置及び消防法等にて要求される事項を準拠すること

・使用上の情報 ：システムに合わせた危険表示や安全表示、立ち入り禁止区画の表示等及び安全設計を行うことに加え、関係者の機能へのアクセスや教育訓練の機会を確保すること

（２）リチウムイオンのみ

・導入予定の蓄電池について、セル、モジュール、電池システムのいずれかの JIS C 8715-2 又は IEC 62619 により第三者認証を取得していることの証明書を、添付資料２として、提出すること。その上で、導入予定の蓄電池のモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、又は IEC62933-5-2（ただし、規格に規定の試験を実施した場合に限る。）の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）を、添付資料３として、提出すること。

・経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定を受けているメーカー（当該メーカーが株式・持分 50%超の支配力を持つ国内外の子会社・孫会社を含む。）が製造するセルを使用する蓄電池で応札する場合は、蓄電池の供給確保計画の認定を証する書類を添付資料４として提出すること。なお、「認定を受けているメーカーが製造するセル」とは、当該メーカーが、自ら保有する製造拠点で製造したセルに限るものとします。第三者への委託等により当該メーカーが自ら保有する製造拠点以外で製造したセル（OEM を含む。）は、これに該当しない。

（３）リユースのみ

・電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを２次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JET リユース電池認証等の第三者機関による証明書等を添付資料５として提出することにより、当該蓄電システムの類焼に関する安全性を証明すること。

４．発煙・発火の事故への対応

・導入予定の電池システムを製造するメーカーが過去に国内外に設置した定置用大型電池システムにおいて「発煙・発火」に類する事故を起こしている場合は、当該メーカーより、過去 10 年間の年間毎の事故件数と、主要な事故 10 件について事故の原因と対策を示した資料を取得し、添付資料６として、提出すること。

５．公衆安全の確保

・消防法等の適用各種法令等に準拠した計画・設備導入や、 保安体制・事故検知設備の設置を行うこと。これを遵守する場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。 □

６．セキュリティ対策

・「電力制御システムセキュリティガイドライン」、「IoT 開発におけるセキュリティ設計の手引き」等に基づき、適切かつ十分なセキュリティ対策を行う場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。 □

・以下の①～③の証憑・説明資料を、添付資料７として、提出すること。

① 導入する蓄電システムが採用するすべての制御システムのセキュリティに関する主要な構成製品（BMS, PCS, EMS 等※1）について、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR 制度)」における★１（レベル１）を取得していることを示す適合ラベル。

② 制御システムのうち、IP 通信機能を持たないために JC-STAR 制度の取得対象にならない機器を含む場合は、IP とのプロトコル変換を行う機器を組み入れた構成等として JC-STAR 制度の★１を取得していることを示す適合ラベル。また、クラウド上に搭載されるために JC-STAR 制度の取得対象にならない機器を含む場合等は、取得対象にならないことの根拠を明示し、同等のセキュリティ対策を講じていることの説明資料※2。

③ 導入する機器と JC-STAR 制度における★１の取得対象機器と取得内容との整合、セキュリティ対策を明示したシステム構成図。

※1 外部と直接通信を行わない場合でも、外部との間接的な通信などを通じて、設備全体に影響を及ぼす可能性のある機器を含む。

※2 JC-STAR 制度における★１の取得対象とならない機器を導入するにあたり、将来的に JC-STAR 制度における★２の基準が運用開始され取得対象となった場合には、供給力提供開始までに★２を取得すること。供給力提供開始後に★２の基準が運用開始された場合には、速やかに★２を取得すること。なお、★２の基準の運用開始にあたり機器の変更が必要となり、追加費用が発生した場合でも契約単価の調整は行わない。

７．地元調整の状況

・設置する土地の地権者、立地市町村や近隣（敷地境界線から 100m 以内）の住民・事業者に対して行った説明会等（2026 年度内に実施されたものに限る。ポスティングは認めない。）を通して、当該地権者・立地市町村（企業立地を担当する部署）・住民・事業者に対して立地の是非について相談し、立地に関して支障が生じていないことについて記載した資料（説明会等の議事録は必須とする。）を、添付資料８として、提出すること。近隣の住民・事業者が存在しない場合は、その旨を添付資料８に記載すること。

・既に土地の所有権を保有している等の理由から、地権者への説明会等が不要となる場合には、保有する土地の権利書を添付資料８に含めて提出すること。

・外部委託等により説明会等を実施する事業者と応札事業者が異なる場合は、両者の関係を証する事業実施体制図を添付資料８に含めて提出すること。

・以下の表に土地の地権者、近隣（敷地境界線から 100m 以内）の住民・事業者の有無及び立地市町村の企業立地を担当する部署の名称を記載すること。

項目	回答
土地の地権者の有無	
近隣住民の有無	
近隣事業者の有無	
立地市町村の企業立地を担当する部署	

８．廃棄物処理法上の広域認定取得

・採用予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）上の広域認定において、本事業で採用する予定の

セル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得していることの証憑を、添付資料９として、提出すること。当該証憑には、広域認定申請書及び添付資料別紙 1 を含むこととし、採用予定の蓄電池（セル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれか）との紐付けが確認できる必要がある。

・当該蓄電システムを廃棄する場合には、２．で記載した当該認定を取得しているメーカー（当該メーカーから事業承継があった場合は、引き継いだメーカー。セル・モジュール・電池システム・蓄電システムで異なるメーカーが広域認定を取得している場合、蓄電システムのメーカー・電池システムのメーカー・モジュールのメーカー・セルのメーカーの順に優先する。）が存在する限り、当該メーカーに委託して廃棄処分すること。当該メーカーが存在しない場合は、適切にリサイクルできる廃棄物処理法上の処分業の許可業者へ委託して廃棄処分すること。これを遵守する場合には、右欄のボックス☐を☑に変更すること。 ☐

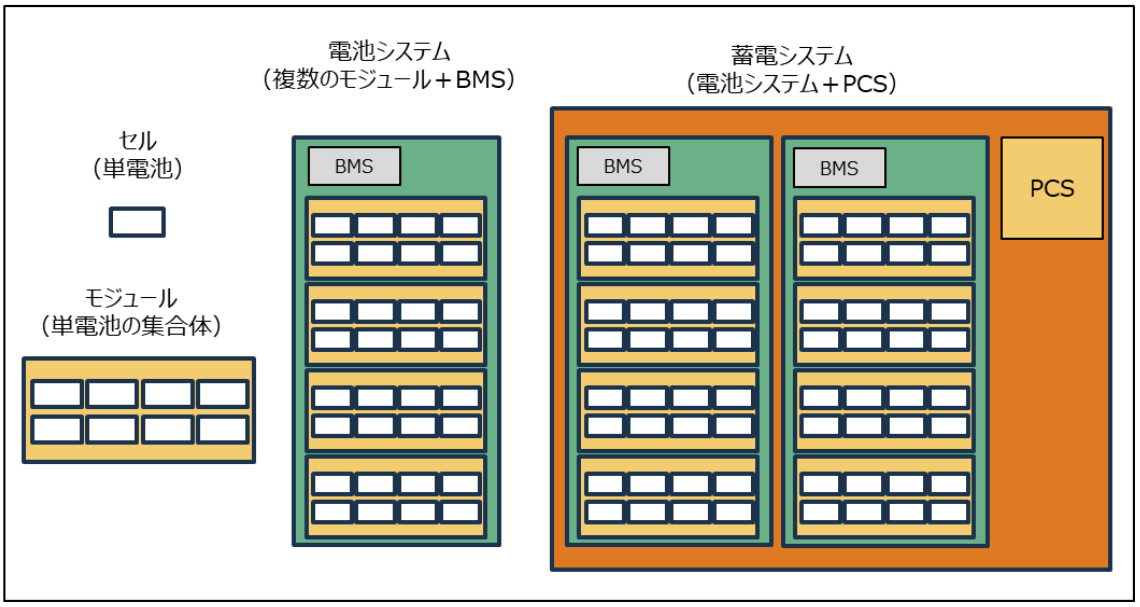
・本制度における応札事業者から蓄電システム（広域認定を取得している対象がセル・モジュール・電池システムである場合は、広域認定を取得している対象に限る。）について廃棄処分の依頼が当該メーカーにあった場合には、それを拒まないことについて誓約する書類（名宛人は応札事業者とする。）を当該メーカーから取得し、添付資料１０として、提出すること。

９．レジリエンス

・異常が発生した場合に、蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制の内容について記載した資料を、添付資料１１として、提出すること。

・蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（蓄電池セル、PCS）を迅速に供給できる拠点の内容について記載した資料を、添付資料１２として、提出すること。

（参考）定義
本事業計画における「セル」、「モジュール」、「電池システム」、「蓄電システム」の用語は、下記の図を前提としています。



様式5

発電所　号機の脱炭素化ロードマップ

年　月
応札事業者名

	年度 （応札年度）	2020年代	2030年代	2040年代	2050年度
＜電源＞ 発電所 号機					
＜燃料種＞ 燃料 （例：低炭素水素、 低炭素アンモニア 、バイオマス）					

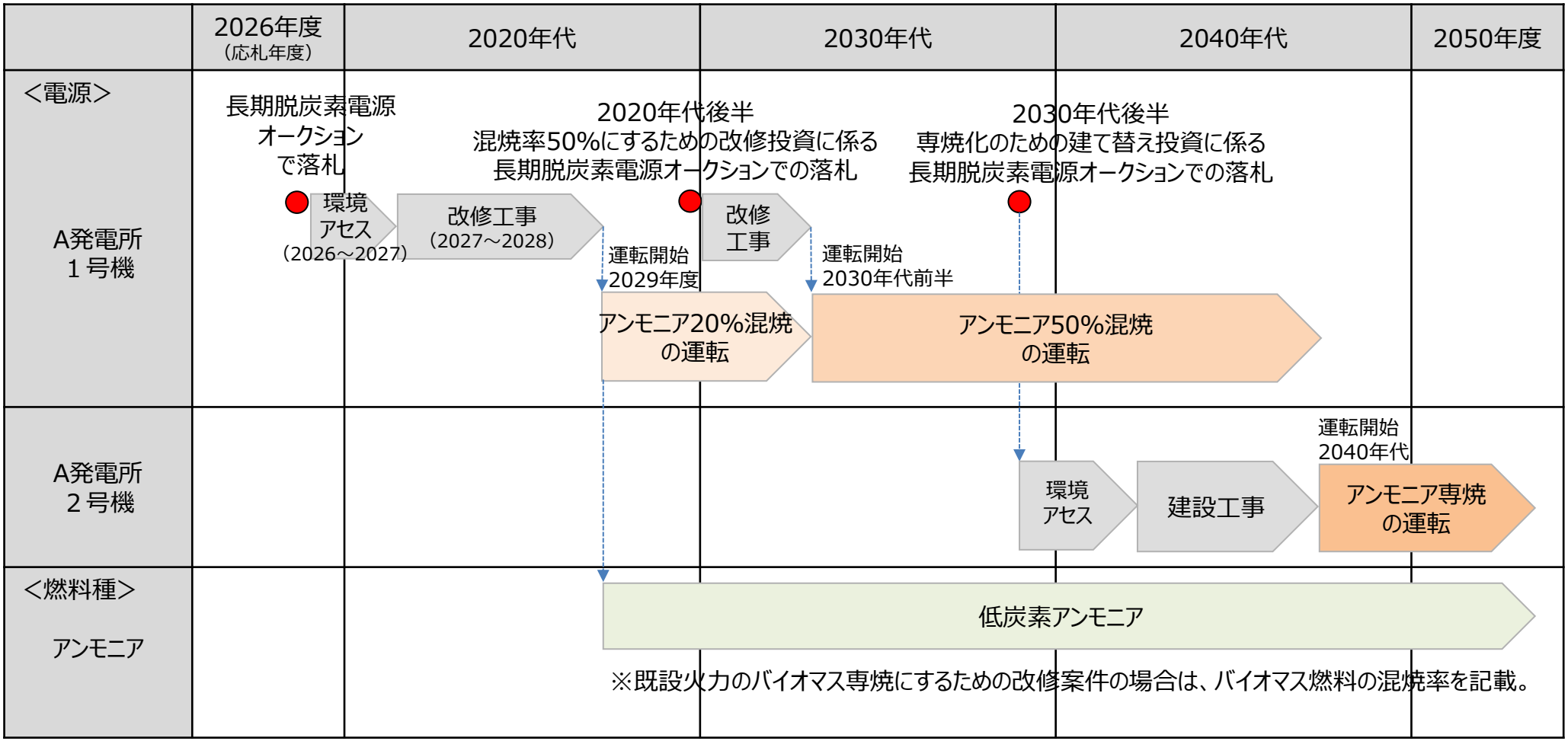
＜前提条件＞

注）以下の５つの項目は最低限記載すること。
・落札電源に係る建設工事の期間（環境アセスの期間を含む）
・各段階での脱炭素化技術、脱炭素比率、各脱炭素比率での運転開始時期
・脱炭素比率を向上させる改修投資を行う場合の長期脱炭素電源オークションでの落札の時期
・使用する脱炭素燃料(水素・アンモニアは低炭素水素・低炭素アンモニアと記載すること。合成メタンは原料となる水素を低炭素水素と記載すること。なお、合成メタンは、原料となるCO_2の情報（調達先、回収方法等）についても、今後の政策動向によっては、記載を求める場合があります。）
・前提条件

（記載例）

●●発電所●号機の脱炭素化ロードマップ

2026年●月
●●株式会社



＜前提条件＞
✓長期脱炭素電源オークションでの落札や、燃料費回収のための制度の適用を通じた、適切な投資回収の確保
✓追加投資を行うにあたっての脱炭素化のための技術開発の実現及び実証試験の成功

※　供給力提供開始年度は、具体的な年度で記載。次回以降の応札時点や供給力提供開始時点は、具体年度の明示は困難なため、「○○年代前半/後半、○○年代、○○年～○○年」の形で記載　※矢印の色使いは、上記と同様とすること（LNG専焼の期間は、白色とすること）。

※　上記は、アンモニア20%混焼からスタートする場合のイメージ。脱炭素化のシナリオは、複数シナリオを記載することも可。

様式6

期待容量等算定諸元一覧（対象応札年度：2026年度）

対象電源種	【新設・リプレース等】火力(LNG専焼、水素10%以上混焼、水素専焼、アンモニア専焼)、水力（調整池式・貯水池式）、原子力、既設の原子力電源の安全対策投資、地熱、バイオマス(専焼) 【既設火力の改修】水素10%以上の混焼にするための改修、水素専焼にするための改修、アンモニア20%以上の混焼にするための改修、アンモニア専焼にするための改修、LNGによるCO_2の回収率が20%以上かつ最大限回収するCCS付火力にするための改修、石炭によるCO_2の回収率が20%以上かつ最大限回収するCCS付火力にするための改修、既設火力の化石kW部分の全てをバイオマス化するための改修

会社名：

No.	項目	事業者入力												単位
1	電源等識別番号													
2	容量を提供する電源等の区分	安定電源												
3	新設・リプレース等/既設火力の改修													
4	電源種別													
5	エリア名													
6	本オークションに参加可能な設備容量(送電端)													kW
7	各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														kW
8	期待容量	(自動計算)												kW
9	提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														kW
10	応札容量	(自動計算)												kW
11	制度適用期間													年間

（記載要領）

1．以下の項目については、期待容量の登録期間中**(2026/12/9～12/15)**に容量市場システムに登録してください。
- ・電源等識別番号については、電源等情報に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載してください。
- ・容量を提供する電源等の区分については、安定電源で固定です。
- ・新設・リプレース等/既設火力の改修及び電源種別については、電源等情報に登録した内容を記載してください。
- ・エリア名については、電源等情報に登録した「エリア名」を記載してください。
- ・設備容量（送電端）については、電源等情報に登録した「設備容量」を応札単位ごとに合計した値を記載してください。
- ・本オークションに参加可能な設備容量(送電端)については、電源等情報登録様式に記載した値としてください。
- ・各月の供給力の最大値については、期待容量算定に係る設備容量から大気温の影響による能力減少分を差し引いた値を記載してください。
- ・期待容量については、自動計算されます。 ※この値が、応札容量の上限値になります。
- ・発電方式が一般（調整池式・貯水池式）の水力発電所について、安定的な供給力を提供するものは安定電源、そうでないものは変動電源となります。

2．以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間中**(2027/1/27～2/3)**に容量市場システムに登録してください。
- ・提供する各月の供給力については、各月の供給力の最大値を上限に、運用リスク分等を差し引いて任意に記載してください。※追加投資を行わない場合はこの値がアセスメント対象容量になります。
- ・応札容量については、自動計算されます。 ※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。
- ・追加投資を行った場合、当該契約が提供する各月の供給力がアセスメント対象容量となります。
- ・制度適用期間は20以上40以下の整数を記載してください。

※地熱、バイオマスの制度適用期間は20年限定となるため、20と記載してください。

※水力（調整池式・貯水池式）、原子力、LNG専焼火力の制度適用期間は30年が上限となるため、20以上30以下の整数を記載してください。

期待容量等算定諸元一覧（対象応札年度：2026年度）

対象電源種	【新設・リプレース等】：水力（揚水式のみ）、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム

会社名：

#	項目	事業者入力												単位
1	電源等識別番号													
2	容量を提供する電源等の区分	安定電源												
3	新設・リプレース等													
4	電源種別													
5	エリア名													
6	本オークションに参加可能な設備容量(送電端)													kW
7	各月の発電可能電力(期待容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														kW
8	各月の連続発電可能時間(期待容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														h
9	連続発電可能時間(年平均値)	(自動計算)												h
10	各月の上池容量又は蓄電容量(期待容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
							(自動計算)							kWh
11	各月の調整係数(期待容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
							(自動計算)							%
12	期待容量	(自動計算)												kW
13	各月の管理容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														kW
14	各月の連続発電可能時間(応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														h
15	連続発電可能時間(年平均値)	(自動計算)												h
16	各月の上池容量又は蓄電容量(応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
							(自動計算)							kWh
17	各月の調整係数(応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
							(自動計算)							%
18	応札容量	(自動計算)												kW
19	制度適用期間													年間

（記載要領）

1. 以下の項目については、期待容量の登録期間中**(2026/12/9～12/15)**に容量市場システムに登録してください。
   - ・電源等識別番号については、電源等情報に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載してください。
   - ・容量を提供する電源等の区分については、安定電源で固定です。
   - ・新設・リプレース等及び電源種別については、電源等情報に登録した内容を記載してください。
   - ・エリア名については、電源等情報に登録した「エリア名」を記載してください。
   - ・本オークションに参加可能な設備容量(送電端)については、電源等情報登録様式に記載した値としてください。
   - ・各月の発電可能電力(期待容量算出用)については、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)から大気温及びダム水位低下等の影響による能力減分を差し引いた値を記載ください。
   - ・各月の連続発電可能時間(期待容量算出用)については、各月の上池容量又は蓄電容量(期待容量算出用)の範囲内で最大出力で発電した場合に運転可能な継続時間(3以上の整数)を記載してください。
   - ・連続発電可能時間(年平均値)については、自動計算されます。
   - ・各月の上池容量または蓄電容量(期待容量算出用)については、自動計算されます。
   - ・各月の調整係数(期待容量算出用)については、自動計算されます。
   - ・期待容量については、自動計算されます。 ※この値が、応札容量の上限値になります。

2. 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間中**(2027/1/27～2/3)**に容量市場システムに登録してください。
   - ・各月の管理容量については、制度適用年数の間でのダム、蓄電池もしくは長期エネルギー貯蔵システムの運用のリスクを踏まえ、同月の各月の発電可能電力を上限に任意に記載してください。
   - ※この値がアセスメント対象容量となり、当該容量にはあらゆる運用のリスクが織り込まれているものと見なし、アセスメントを実施いたします。
   - ・各月の連続発電可能時間(応札容量算出用)については、ダム、蓄電池もしくは長期エネルギー貯蔵システムの運用のリスクを踏まえ、任意の継続時間(3以上の整数)を記載してください。
   - ※ただし、その際には各月の上池容量又は蓄電容量(応札容量算出用)が、同月の各月の上池容量または蓄電容量(期待容量算出用)以下となるようにする必要があります
   - ※運用のリスクの例　下池の制約、劣化による容量低下、早期連系追加対策による充電制限（時間・量）、充放電時の電流量、充放電可能量（kWh）、満充電維持時間、充放電サイクル数（1日1サイクル未満）による制約等。なお、満充電からの全量放電、全量放電からの満充電までの充放電量を１サイクルと見做します。また、原則として余力活用契約に基づく一般送配電事業者からの指令においても1日1サイクルを超える運用は行われませんが、契約期間の総サイクル数を超えない範囲で、一時的に1日1サイクルを超える場合があります。
   - ・連続発電可能時間(年平均値)については、自動計算されます。
   - ・各月の上池容量または蓄電容量(応札容量算出用)については、自動計算されます。
   - ・各月の調整係数(応札容量算出用)については、自動計算されます。
   - ・応札容量については、自動計算されます。 ※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。
   - ・制度適用期間は20以上40以下の整数を記載してください。
   - ※揚水式（新設）、長期エネルギー貯蔵システムの制度適用期間は30年が上限となるため、20以上30以下の整数を記載してください。

期待容量等算定諸元一覧（対象応札年度：2026年度）

対象電源種	【新設・リプレース等】：太陽光、風力、水力（安定的に供給力を提供できるものは除く）

会社名：

No.	項目	事業者入力												単位
1	電源等識別番号													
2	容量を提供する電源等の区分	変動電源												
3	新設・リプレース等													
4	電源種別													
5	エリア名													
6	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）													kW
7	調整係数	（自動計算）												%
8	各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														kW
9	期待容量	（自動計算）												kW
10	提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														kW
11	応札容量	（自動計算）												kW
12	制度適用期間													年間

（記載要領）

1. 以下の項目については、期待容量の登録期間中**(2026/12/9～12/15)**に容量市場システムに登録してください。
   ・電源等識別番号については、電源等情報に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載してください。
   ・容量を提供する電源等の区分については、変動電源で固定です。
   ・新設・リプレース等及び電源種別については、電源等情報に登録した内容を記載してください。
   ・エリア名については、電源等情報に登録した「エリア名」を記載してください。
   ・本オークションに参加可能な設備容量(送電端)については、電源等情報登録様式に記載した値としてください。
   ・調整係数については、自動計算されます。
   ・期待容量については、自動計算されます。 ※この値が、応札容量の上限値になります。

2. 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間中**(2027/1/27～2/3)**に容量市場システムに登録してください。
   ・提供する各月の供給力については、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)を上限に、運用リスク分等を差し引いて任意に記載してください。※この値がアセスメント対象容量となります。
   ・応札容量については、自動計算されます。※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。
   ・制度適用期間は20以上30以下の整数を記載してください。
   ※太陽光、風力の制度適用期間は20年限定となるため、20と記載してください。
   ※水力（安定的に供給力を提供できるものは除く）の制度適用期間は30年が上限となるため、20以上30以下の整数を記載してください。

様式７　調整機能の詳細情報

提出対象者：長期脱炭素電源オークション落札の調整機能「有」の安定電源を保有する事業者は、調整機能の仕様が確定次第、速やかにご提出ください。

⇒記入いただくセルとなります。

調整機能の詳細情報

（記載要領）

・C～K列は電源等情報登録様式(D1)に記載された内容を入力してください。

・L～P列は、需給調整市場の商品要件をご確認の上、一次～三次②の調整力供出可能量（発電設備の設計値）を記載してください。

なお、仮に供給力提供開始後において、本様式記載値と実際の調整力供出可能量が変更となったとしても本様式を再提出いただく必要はありません。

・需給調整市場の商品要件→　https://www.eprx.or.jp/outline/outline.html

・調整機能の詳細情報が判明した時点で、受電地点特定番号が未発番の場合は「99…99」で提出してください。

・脱炭素化に向けた改修のための追加投資後の電源は、備考に追加投資前の電源等識別番号を記載してください。

（提出方法）

・以下提出先へ電子メールにてご提出ください。

（提出先・お問合せ先）youryou_chouseiryoku@occto.or.jp

・提出時のファイル名は、「long_2026_youshiki7_調整機能の詳細情報_事業者コード_事業者名_R0.xlsx」として、事業者コードと事業者名を変更したものを提出してください。

※ファイル名冒頭の**年度は電源等情報で入力した応札年度を記載**のこと。提出時のファイル名の例：「long_2026_youshiki7_調整機能の詳細情報_7Y01_広域電力_R0.xlsx」など

No.	電源等情報登録様式(D1) に記載された値									調整力供出可能量（送電端）[kW]					備考 ※脱炭素化に向けた改修のための追加投資後の電源は、備考に追加投資前の電源等識別番号を記載すること
	電源等識別番号	受電地点特定番号	新設・リプレース等/ 既設火力の改修の区分	事業者名	電源等の名称	エリア名	設備容量（発電端） [kW]	電源種別の区分	発電方式の区分	一次 (オフライン含む)	二次①	二次②	三次①	三次②	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															

別紙２

長期脱炭素電源オークション
容量確保契約約款

2026 年 9 月 2 日

電力広域的運営推進機関

（変更履歴）

2023年　9月13日　施行

2024年　9月　4日　変更

2025年　9月　3日　変更

2026年　9月　2日　変更

目次

第 1 章　総則 4
第 1 条　適用 4
第 2 条　約款の変更 4
第 3 条　定義 4
第 4 条　契約期間 4
第 5 条　単位及び端数処理 5
第 2 章　容量確保契約金額 6
第 6 条　容量確保契約金額の算定 6
第 7 条　各月の容量確保契約金額の支払・請求 6
第 3 章　権利及び義務 8
第 8 条　需給バランス評価 8
第 9 条　容量停止計画の提出と計画停止の扱い 8
第 10 条　電源等差替 8
第 11 条　市場退出 9
第 12 条　市場退出時の経済的ペナルティ 10
第 13 条　制度適用期間前のリクワイアメント 11
第 14 条　制度適用期間前のアセスメント 12
第 15 条　制度適用期間前のペナルティ 12
第 16 条　対象実需給年度前のリクワイアメント 13
第 17 条　対象実需給年度前のアセスメント 14
第 18 条　対象実需給年度前のペナルティ 15
第 19 条　対象実需給年度のリクワイアメント 16
第 20 条　対象実需給年度のアセスメント 19
第 21 条　対象実需給年度のペナルティ 21
第 22 条　その他のリクワイアメント 23
第 23 条　その他のアセスメント 24
第 24 条　その他のペナルティ 24
第 25 条　対象実需給年度の経済的ペナルティの上限 25
第 26 条　金員の移動 25
第 27 条　容量確保契約金額（各月）の精算 25
第 28 条　還付 25
第 29 条　不可抗力が生じた場合の特則 27
第 30 条　参入ペナルティ 27
第 4 章　契約の変更等 28
第 31 条　契約の変更 28
第 32 条　権利義務及び契約上の地位の譲渡 28
第 33 条　契約の解除 29
第 5 章　一般条項 31

第 34 条　免責 31
第 35 条　守秘義務 31
第 36 条　個人情報の取扱い.....31
第 37 条　反社会的勢力との関係排除.....32
第 38 条　準拠法 32
第 39 条　合意管轄裁判所.....33
第 40 条　誠実協議 33

別紙 1　物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法
別紙 2　事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法
別添　用語の定義

第1章　総則

第1条　適用

1. この長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款（以下「本約款」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と容量提供事業者との間で締結される長期脱炭素電源オークションに係る容量確保契約書（以下「本オークションに係る容量確保契約書」という。）に関し、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めたものです。
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する容量提供事業者は、制度適用期間において、電源を自ら維持・運用しようとする者に限ります。
3. 本契約は、本オークションに係る容量確保契約書（契約書別紙を含む。）及び本約款で構成されるものとします。

第2条　約款の変更

1. 本機関は、電気事業法その他の法令の改正や制度改定、趣旨の明確化等により本約款を変更する必要が生じた場合、本約款を変更することがあります。その場合、本契約の契約条件は変更後の本約款によるものとします。
2. 本約款の変更により、本約款と長期脱炭素電源オークション募集要綱（以下「本オークション募集要綱」という。）の内容が相互に矛盾又は抵触が生じた場合、本約款の定めが適用されるものとします。

第3条　定義

本約款における用語の定義は、別添「用語の定義」に定めます。なお、特段の定めのない用語については、本機関が定める定款、業務規程、送配電等業務指針、本オークション募集要綱及び容量市場業務マニュアルにおける用語と同一の意味を有するものとします。

第4条　契約期間

1. 落札された電源（以下「契約電源」という。）の契約期間は、本オークション募集要綱に基づき約定結果を公表した日から、制度適用期間※1の末日までとします。なお、契約締結日は約定結果公表日とします。

   ※1：アンモニア・水素混焼設備の専焼化に向けた建て替えに伴う運転終了日※2が属する年度の4月1日から建て替え後の発電設備による供給力提供開始日が属する年度の3月31日までの期間については、制度適用期間の対象外。

   ※2：建て替え（混焼設備を解体し、その後に専焼設備の建設を行う場合に限る。）に伴う混焼設備の運転終了日は、当該追加投資が落札された日の5年後の年度末までのいずれかの日とする。

   また、当該混焼設備は、当該追加投資が落札された日の4年後の年度末までの間は供給力を提供すること。ただし、当該追加投資が落札された日の4年後の年度末までの間に、建て替え前の電源に係る制度適用期間が終了する場合は、その制度適用期間の終了時点まで供給力を提供すること。

2. 既設の火力電源をバイオマス専焼にするための改修については、制度適用期間の末日又は2050年度の末日（同日より前に契約電源の設備を廃止する場合は当該廃止日）のいずれか遅い方の日までを契約電源の契約期間とします。
3. 本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続します。

第5条　単位及び端数処理

1. 本契約における単位及び端数処理は次の各号に定めるとおりとします。
   ① 設備容量
   原則として、1キロワット（kW)とし、その端数は切り捨てます。
   ② 容量確保契約容量（以下「契約容量」という。）の単位は1kWとし、その端数は切り捨てます。
   ③ 価格その他の金額について
   特段の記載が無い限り、消費税等相当額を含みません。
   また、価格その他の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
2. 本契約に基づく計算に際しては、その過程において、端数処理は行わないものとします。

第 2 章　容量確保契約金額

第 6 条　容量確保契約金額の算定

1. 容量確保契約金額（各年）は、次の算式に基づき、制度適用期間の年度ごとに、物価・金利変動等に応じ算定された額とします。
   ただし、具体的な算定方法は別途本機関が定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

   容量確保契約金額（各年）
   ＝ 契約単価※1※2※3 × 契約容量

   ※1：別紙 1「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」に従い補正する。

   ※2：新設・リプレース又は既設の火力電源を改修し、水素混焼のガスタービン発電設備を追設する場合（以下「新設・リプレース又は追設」という。）に対し、脱炭素燃料の混焼率拡大のための追加投資を行う際は、追加投資に係る制度適用期間開始時点から、新設・リプレース又は追設に係る制度適用期間終了時点までの期間において、容量確保契約金額（各年）に係る契約単価の内訳である運転維持費は以下のように算出し、契約単価を修正する。

   運転維持費（円/年）= 新設・リプレース又は追設の運転維持費（円/kW/年）
   × （新設・リプレース又は追設の契約容量 - 追加投資の契約容量）（kW）

   ※3：供給力提供開始期限が 10 年以上となり、かつ、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 30 万 kW 以上の電源の新設・リプレースについて、法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用が契約期間中に増加した場合は、別紙 2「事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法」に従い算定した上で、※1 に従い補正する。また、当初の契約単価に対する算定後の契約単価の増加率を費用増加の状況として公表します。

2. 既設火力をアンモニア・水素混焼にするための改修に対して専焼化に向けた建て替えの追加投資を行う場合、建て替えに伴う混焼設備運転終了以降の残りの制度適用期間においては、前項の契約単価に含まれる資本費（円/kW/年）と資本コスト（円/kW/年）部分を容量確保契約金額（各年）の契約単価※1 とします。

   ※1：別紙 1「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」に従い補正する。

3. 容量確保契約金額（各年）は、契約電源ごとに算定するものとします。
4. 第 1 項及び第 2 項に基づき算定された容量確保契約金額（各年）を 12 で除した金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3 月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額（各年）から最終月（3 月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

第 7 条　各月の容量確保契約金額の支払・請求

1. 本機関は、対象実需給年度の 9 月から翌年 8 月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第 21 条に基づき算定される経済的ペナルティ、第 28 条第 1 項に基づき算出された還付額及び第 33 条 4 項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じることにより算定します。ただし、対象実需給年度の初月においては第 18 条に基づき算定される調

整不調電源に科される経済的ペナルティも控除対象とし算定します。算定した金額※1 が正値となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という。）を支払うものとします。

※1：ただし、太陽光発電設備及び風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に基づく公募案件で認定された電源を除く。）で落札された容量提供事業者に限り、発電設備の廃棄等費用の外部積立金額を金額から更に減ずることとし、制度適用期間終了の 10 年前から本機関へ積立てを開始するものとします。なお、積立金の額は落札年度における FIT/FIP 電源と同様の金額水準とし、落札年度の本オークション募集要綱に記載した値とします。また、制度適用期間終了又は市場退出以降に発電設備の全部又は一部を廃棄する場合は、その時点で外部積立金額の全部又は一部を取り戻すものとします。

2. 前条第 2 項の容量確保契約金額（各月）は、建て替え後の発電設備による供給力提供開始日の翌年度から支払を開始するものとします。この場合、容量確保契約金額（各月）に、建て替え後の発電設備の支払率（当該発電設備の当該月の支払金額を当該発電設備の当該月の容量確保契約金額（各月）で除して得た比率をいう。）を乗じて得た金額が正値となる場合、その金額を前項の支払金額とし、支払うものとします。
3. 第 1 項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という。）を請求します。
4. 請求に対する入金期限日は対象実需給年度の 9 月から翌年 8 月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。

第 3 章　権利及び義務

第 8 条　需給バランス評価

本機関は、翌日計画、気象情報その他必要な情報に基づき、実需給の前日に需給バランス評価を行い、30 分ごとに平常時と広域予備率が低下した時に区分し、その結果を公表し、以降、これを見直して公表します。

第 9 条　容量停止計画の提出と計画停止の扱い

1. 容量停止計画の対象は、以下のとおりとします。
   ① 電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合※1※2
   ② 流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）
   ③ 地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

   ※1：実需給の 2 年度前に提出する容量停止計画は、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る。

   ※2：第 15 条に基づき、供給力提供開始年度にメインオークションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティが適用される場合において、運転開始前の供給力を提供できない期間は計画停止として扱う。
2. 容量提供事業者は、本機関に対し、リクワイアメントに定められた期日までに容量停止計画を提出するものとします。
3. 容量提供事業者は、前項に基づき提出した容量停止計画に変更が生じた場合には、速やかに、本機関に対し、変更後の容量停止計画を提出するものとします。
4. 本機関は、次の各号に掲げる期間を計画停止の期間として扱います。
   ① 実需給の 2 年度前に提出された容量停止計画に記載された期間
   ② 実需給の前月末日までに提出された容量停止計画に記載された期間
   ③ 上記②以降、前週火曜日 17 時までに提出された容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された期間
   ④ 上記②が変更された場合で、本機関が合理的と判断した場合
   ⑤ 容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された休日又は夜間における停止※1 期間

   ※1：発電の停止及び発電の出力抑制の総称
5. 本機関は、次の各号に掲げる期間について、計画外停止の期間として扱います。
   ① 計画停止期間以外の停止期間
   ② 容量停止計画に記載された停止期間のうち、属地一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む。）した作業停止計画と整合が取れていない期間

第 10 条　電源等差替

1. 容量提供事業者は、以下の場合において、年度ごとに電源等差替を行うことができるものとします。
   ① 供給力提供開始時期が遅れ、第 15 条第 1 項第 1 号のペナルティが科される場合
   ② 長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」という。）で落札した既設火力の

アンモニア・水素混焼にするための改修が、水素又はアンモニアの専焼化のための建て替えの追加投資を行う場合で、当該追加投資が本オークション落札後４年後※1 の年度末までの間において、供給力の提供ができない場合

※1：本オークション落札から４年後の年度末までの間に、建て替え前の電源に係る制度適用期間が終了する場合は、その制度適用期間の終了時点まで。

2. 前項第 2 号に該当する場合は、契約容量の一部のみの差替はできません。
3. 電源等差替を行っている期間において、差し替えた電源の提供について容量提供事業者に対して交付される容量確保契約金額（各年）は以下のように算定します。

電源等差替により交付される容量確保契約金額（各年） ＝ 対象実需給年度のメインオークションにおける差し替えた電源が立地するエリアの約定価格 × 差替容量

4. 電源等差替を行っている期間は、差し替えた電源について、当該電源のメインオークションにおける電源等区分に応じ、対象実需給年度のメインオークションにおいて求められるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用します。
5. 電源等差替を行っている期間は、制度適用期間には含めないものとします。
6. 第 1 項の電源等差替を行う際は、別途本機関が定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

第 11 条　市場退出

1. 本オークションで落札された電源については、原則、市場退出は認められません。
ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部又は一部の容量を市場退出として扱います。なお、本機関はこれを公表する場合があります。
   ① 本機関が合理的と認める理由により、契約電源による供給力の提供が不可能となり市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量又は一部
   ② 本オークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限までに提出しない場合や、提出した情報に不備があり是正指示に応じない場合、又は提出した情報が不足あるいは虚偽であることが判明した場合、当該電源の契約容量の全量
   ③ 電源の区分が安定電源の場合で、本機関又は属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者の求めに応じた給電申合書を締結しない、又は給電申合書を解約した場合、当該電源の契約容量の全量
   ④ 電源の区分が安定電源のうち調整機能ありの場合で、本機関又は属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者と第 16 条第 1 項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しない、又は余力活用に関する契約を解約した場合、当該電源の契約容量の全量
   ⑤ 容量提供事業者が左右することができない事由により、応札時点における接続検討回答書の工事費負担金の最新の見積額（実際に応札価格（監視後の応札価格をいう。以下同じ。）に織り込んだ系統接続費の方が高い場合は、実際に織り込んだ系統接続費）よりも実際の工事費負担金が高くなることで経済性が悪化し、供給力提供開始前に市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量
   ⑥ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関

する法律（以下「水素社会推進法」という。）第 7 条第 1 項の認定を受けた計画が取り消された場合、当該電源の契約容量の全量

⑦ 本契約の締結後、容量提供事業者、燃料又は CCS サプライチェーン上で協業する本オークションに参加していないパートナー事業者又は更なる脱炭素化のための改修を行う前の電源で本契約を締結している容量提供事業者が 3 年以内に前提とした水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度又は CCS コスト差支援措置の全部又は一部の適用を受けることが決まらない又は前提とした支援制度の支援金額が支援予想金額よりも低くなったことで経済性が悪化し、供給力提供開始前に市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量

⑧ 約定結果公表後 8 か月以内に、水素・アンモニアを燃料とする電源及び CCS 付火力の電源が、本オークション以外の燃料需要等も確保する前提で水素・アンモニア供給事業や CO_2 輸送・貯蔵事業を想定していた際に、容量提供事業者以外に起因する理由で当該事業が中止となり、事業全体の最終投資決定ができなくなった場合、当該電源の契約容量の全量

⑨ 本契約の契約期間内に、更なる脱炭素化のための改修を行うことで、契約容量の一部の供給力が提供できなくなったことについて合理的な説明がある場合、当該電源の契約容量の一部

⑩ 法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、監視を経て認められた費用が契約期間中に増加したことにより市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量

⑪ 前各号に掲げる場合のほか、契約電源が応札年度の本オークション募集要綱の参加登録した事業者が登録可能な電源等に記載の要件を満たさなくなった場合、当該電源の契約容量の全量

2. 契約電源の契約容量の一部が市場退出した場合、市場退出した電源の契約容量を控除したものを新たな契約容量とします。
3. 本契約に定められた契約電源の契約容量の全量が市場退出した場合、本契約は終了するものとします。その場合、容量提供事業者と本機関は別途解約合意書を締結するものとします。

第 12 条　市場退出時の経済的ペナルティ

1. 本機関は、契約電源の全部又は一部が前条に示す市場退出をした場合、当該電源に係る容量提供事業者に対し、以下の経済的ペナルティを科します。なお、科される経済的ペナルティは容量確保契約金額に基づく当該年度単年の契約単価により算定するものとします。

   経済的ペナルティ＝ 市場退出した電源の容量 × 契約単価※1※2× 10%

   ※1：経済的ペナルティ算定時点の契約単価とする。

   ※2：別紙 1「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」に従い補正する。ただし、制度適用期間前に市場退出する場合は、市場退出決定年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）と応札年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）を用いる。

2. 前条第 1 項第 5 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号又は第 10 号の事由により市場退出となった場合、不可抗力事由として取り扱い、経済的ペナルティを科さないこととします。

第 13 条　制度適用期間前のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、当該電源の電源種に応じて、以下の各号に定める制度適用期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

① 供給力提供開始時期の遵守

容量提供事業者自身が電源等情報に登録した供給力提供開始時期（予定年度）を遵守すること。

② 供給力提供開始期限の遵守

電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力の提供を開始すること。

電源種ごとの供給力提供開始期限

電源種	供給力提供開始期限※1※2※3
太陽光	5 年（法・条例アセス済の場合：3 年）後の日が属する年度の末日
風力、地熱	8 年（法・条例アセス済の場合：4 年）後の日が属する年度の末日
水力 （揚水式を含む。）	12 年（法・条例アセス済の場合：8 年）後の日が属する年度の末日 多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを別途考慮
バイオマス専焼、水素混焼の LNG、水素専焼、アンモニア専焼、既設火力の改修（水素・アンモニア混焼・専焼、バイオマス専焼、CCS 付火力）	11 年（法・条例アセス済・不要の場合：7 年）後の日が属する年度の末日
原子力	17 年（法・条例アセス済の場合：12 年）後の日が属する年度の末日
蓄電池	4 年後の日が属する年度の末日
長期エネルギー貯蔵システム	【応札年度:2026 年度】7 年後の日が属する年度の末日 【応札年度:2025 年度】4 年後の日が属する年度の末日
LNG 専焼火力	【応札年度:2026 年度】11 年（法・条例アセス済・不要の場合：7 年）後の日が属する年度の末日 【応札年度:2024～2025 年度】8 年後の日が属する年度の末日 【応札年度:2023 年度】6 年後の日が属する年度の末日

※1：供給力提供開始期限は、本契約締結日を起算日とする。

価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度又は CCS コスト差支援措置の全部又は一部の支援を前提に本オークションに参加する場合は、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3 年以内に前提とした全ての制度の適用を受けることが決定した日（3 年を超える場合、本オークションでの落札に伴う契約締結日から起算して 3 年目の日）

※2：海外の環境アセスメントも、法・条例アセスに含むものとする。

※3：法・条例アセス済は、電源等情報の登録期間終了までに、環境影響評価法又は環境影響評価に係る条例の定めにおける環境影響評価書の公告を実施した場合とする。

ただし、供給力提供開始期限が異なる電源が、共用設備を有する理由で同時落札条件付応札を行った場合は、最も遅い方の供給力提供開始期限を共通の供給力提供開始期限とします。

第 14 条　制度適用期間前のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。
   本機関は、以下の各号に示すアセスメントを行います。
   ① 供給力提供開始時期の遵守
   供給力提供開始時期が含まれる年度の変更による、メインオークション及び追加オークションの供給曲線への影響の範囲を確認します。
   ② 供給力提供開始期限の遵守
   供給力提供開始日が電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過していないことを確認します。
2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。
   ① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。
   ② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。
   ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

第 15 条　制度適用期間前のペナルティ

1. 本機関は、前条の制度適用期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、ペナルティを科します。
   ① 供給力提供開始時期の遵守
   供給力提供開始時期についてメインオークション又は追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合、変更のタイミングに応じてペナルティを科します。なお、影響を及ぼした対象実需給年度が複数ある場合、複数年度分の上記ペナルティを算定するものとします。
   (1) 当該変更がメインオークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合※1
   経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格※2 × 契約容量※3 × 5%
   ※1：対象実需給年度のメインオークションの開催年度の 4 月 1 日以降、同じ対象実需給年度の追加オークション実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日までの間に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更した場合。ただし、当該供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合は除く。
   ※2：供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格（円/kW）
   ※3：電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く。

(2) 当該変更が追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合※1

経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格※2 × 契約容量※3 × 10%

※1：対象実需給年度の追加オークションの開催有無によらず、実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日の翌日以降に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更した場合。ただし、当該供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合は除く。

※2：供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格（円/kW）

※3：電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く。

ただし、供給力提供開始時期を翌年度以降に変更した時点が、変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けのメインオークションの開催年度の 4 月 1 日以降である場合であって、当該変更がメインオークション若しくは追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合、変更後の供給力提供開始年度については(1)及び(2)で示す経済的ペナルティを科さず、当該年度の契約電源には、変更後の供給力提供開始年度の 4 月 1 日から供給力の提供を開始する前提で、当該メインオークションにおける契約電源が立地するエリアの約定単価（円/kW）及びリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用します。この場合における容量提供事業者に対して交付される容量確保契約金額（各年）は、以下のように算定します。

変更後の供給力提供開始年度における容量確保契約金額(各年) ＝ 供給力提供開始年度のメインオークションにおける契約電源が立地するエリアの約定単価 × 契約容量※1

※1：電源差替を行った場合は、差替を行った容量は除く。

② 供給力提供開始期限の遵守

電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過した場合、超過した期間※1分、第 6 条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間を短縮します。

第 6 条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間終了後の制度適用期間における容量確保契約金額（各年）の契約単価は、各対象実需給年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格とし、他市場収益の還付の対象外とします。

なお、供給力提供開始期限を超過した場合も、制度適用期間は供給力を提供する義務が生じるため、制度適用期間中は本オークションに係るリクワイアメントの達成が求められます。

※1：1 年未満の端数は 1 年として切り上げ。

2. 前項第 1 号 (1)で科した経済的ペナルティは、対象実需給年度向けの調達オークションが開催されなかった場合に、当該対象実需給年度に対し発生した当該経済的ペナルティの金額の返金を行います。

第 16 条　対象実需給年度前のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める対象実需給年度前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

① 電源の区分が安定電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

対象実需給年度の 2 年度前に、本機関又は属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、第 9 条第 1 項に基づく自らの容量停止計画の調整に応じること。

※：対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る。）、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

(2) 契約の締結

安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること。

余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力及び下げ調整力の両方を供出するものであること。

運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること。

なお、やむを得ない理由がある場合を除き、余力の提供において、上記の契約容量や運転継続時間を制限することは認めない。

※：当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バランシンググループの形態等により、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とする。

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

対象実需給年度の 2 年度前に、本機関又は属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、第 9 条第 1 項に基づく自らの容量停止計画の調整に応じること。

※：対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る。）、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

第 17 条　対象実需給年度前のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します。

(2) 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と第 16 条第 1 項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しているかを確認します。

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します。

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。

① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。

② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。

③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

第 18 条 対象実需給年度前のペナルティ

1. 本機関は、前条の対象実需給年度前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源の区分が安定電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量、及び調整不調となった日数に応じて、以下の経済的ペナルティを科します。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、経済的ペナルティの対象外とする場合があります。

経済的ペナルティ ＝ 契約単価※1 × 契約容量 × 減額率（A） × 調整不調日数（B）

（A）減額率 ＝ 追加設備量※2 を利用する場合の減額率（A-①）
＋供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率（A-②）

（A-①）追加設備量を利用する場合の減額率
＝ 0.3%/日 × （追加設備量を利用する容量 / 追加設備量）
×（追加設備量を利用する容量 / 停止対象容量）

（A-②）供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率
＝ 0.6%/日 × （供給信頼度確保に影響を与える容量 / 停止対象容量）

（B）調整不調日数＝ 出力可能容量に関する補正率（B-①） × １か月の日数

（B-①）出力可能容量に関する補正率
＝（１－ 出力可能容量 / 応札単位のアセスメント対象容量）

※1：対象実需給年度の契約単価又は第 15 条に基づく供給力提供開始年度のメインオークションの契約電源が立地するエリアの約定単価

※2：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変

更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額を 1.5 倍した経済的ペナルティを科す場合があります。

(2) 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と第 16 条第 1 項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しない、又は制度適用期間において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全てを第 11 条に示す市場退出とし、第 12 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します。

なお、やむを得ない事由があると本機関が認めた場合、当該電源等情報の調整機能を無に変更した上で、本号のペナルティを科さない場合があります。

② 電源の区分が変動電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量、及び調整不調となった日数に応じて、以下の経済的ペナルティを科します。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、経済的ペナルティの対象外とする場合があります。

経済的ペナルティ ＝ 契約単価※1 × 契約容量 × 減額率（A） × 調整不調日数（B）

（A）減額率 ＝ 追加設備量※2 を利用する場合の減額率（A-①）
＋供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率（A-②）

（A-①）追加設備量を利用する場合の減額率
＝ 0.3%/日 × （追加設備量を利用する容量 / 追加設備量）
× （追加設備量を利用する容量 / 停止対象容量）

（A-②）供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率
＝ 0.6%/日 × （供給信頼度確保に影響を与える容量 / 停止対象容量）

（B）調整不調日数＝ 出力可能容量に関する補正率（B-①） × 1か月の日数

（B-①）出力可能容量に関する補正率
＝（1－ 出力可能容量 / 応札単位のアセスメント対象容量）

※1：対象実需給年度の契約単価又は第 15 条に基づく供給力提供開始年度のメインオークションの契約電源が立地するエリアの約定単価

※2：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額を 1.5 倍した経済的ペナルティを科す場合があります。

2. 前項に定めるペナルティのうち、第 1 号 (1) 及び第 2 号 (1) は対象実需給年度前に算定し、第 7 条に示す容量確保契約金額（各月）の算定時に反映します。

第 19 条 対象実需給年度のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める対象実需給年度のリクワイアメ

ントを達成しなければならないものとします。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること。

ただし、第 9 条第 1 項に基づく容量停止計画※1 を提出する場合は、8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

※1 対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

対象実需給年度において、容量停止計画※1 が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること※2。

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします。

※1：出力抑制に伴う停止計画は除く。

※2：揚水、蓄電池及び長期エネルギー貯蔵システムの場合、1 日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること。

i. 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に売り入札可能な市場が存在しない場合

ii. 事業者の責によらない燃料制約又は充電制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という。）は除く。）

iii. 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む。）からの起動が不経済となる場合

iv. 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合

v. その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(3) 電気の供給指示への対応

対象実需給年度の容量停止計画※1 を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること。

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

※1：出力抑制に伴う停止計画は除く。

i. 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合

ii. 属地一般送配電事業者と専用線オンラインで接続され、かつ、直接的に出力の制御が可能な場合

iii. その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(4) 脱炭素燃料の混焼率の達成

脱炭素燃料※1を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く。）は、契約容量に含まれる脱炭素燃料部分※2の容量における当該脱炭素燃料による年間の混焼率が、年間最低混焼率を達成すること。ただし、応札年度が2026年度以降の水素・アンモニアを燃料とする電源については、水素社会推進法に基づくCI値の要件を満たした水素・アンモニアで発電した混焼率を達成することを求めます※3。

年間最低混焼率は年間設備利用率※4に応じて算定します。なお、バイオマス専焼電源（新設・リプレースを除く。）については、年間設備利用率によらず年間最低混焼率70%を求めます。

※1：バイオマス、アンモニア、水素

※2：高位発熱量ベースで脱炭素燃料を定格出力で90%以上を混焼して発電する火力電源が、本オークションにおいて専焼の火力電源として契約している場合は、実際の混焼率によらず専焼として扱い、化石燃料部分を含む。

※3：CI値達成率の詳細な算定方法は、資源エネルギー庁ホームページにて公表される方法に従うものとする。

※4：年間設備利用率 = 年間発電電力量（送電端）/（設備容量（送電端）×暦時間数）

i. 年間設備利用率が40%以下の場合

年間最低混焼率 ＝ 70%

ii. 年間設備利用率が40%を超える場合

年間最低混焼率 ＝ （ 2,800 /（年間設備利用率 × 100））%

(5) 年間CO_2貯蔵率の達成

既設火力をCCS付火力に改修する電源は、契約容量の発電に伴うCO_2発生量※1に対するCO_2貯蔵量※2の割合（以下「年間CO_2貯蔵率」という。）が、年間最低CO_2貯蔵率を達成すること。

なお、年間最低CO_2貯蔵率は年間設備利用率※3に応じて算定します。

※1：電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生するCO_2に限る。所内率分の発電に伴って発生するCO_2や、CO_2の分離回収に使用する蒸気を発生させるためのCO_2発生量は含まない。

※2：CO_2の分離回収に使用する蒸気を発生させるために排出するCO_2も分離回収の対象となり、貯蔵量に含まれる場合には、その分の貯蔵量は除く。

※3：年間設備利用率 = 年間発電電力量（送電端）/（設備容量（送電端）×暦時間数）

i. 年間設備利用率が40%以下の場合

年間最低CO_2貯蔵率 ＝ 70%

ii. 年間設備利用率が40%を超える場合

年間最低CO_2貯蔵率 ＝ （ 2,800 /（年間設備利用率 × 100））%

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること。

ただし、第 9 条第 1 項に基づく容量停止計画※1※2 を提出する場合は、8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

※1：対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

※2：自然影響：日没、無風、渇水等により、契約電源の出力が低下又は停止する場合については、容量停止計画の提出は不要。

(2) 年間設備利用率の達成

対象実需給年度の年間設備利用率※1 が、電源種別、発電方式に応じた年間設備利用率の基準値を達成すること。

年間設備利用率の基準値	太陽光	陸上風力	洋上風力	流込式水力
応札年度:2023 年度	18.3%	28.0%	34.8%	44.8%
応札年度:2024 年度	18.3%	29.1%	39.3%	44.8%
応札年度:2025 年度	18.3%	29.1%	39.3%	44.8%
応札年度:2026 年度	14.8%	24.5%	25.2%	51.0%

※1：年間設備利用率 = 年間発電電力量（送電端）/（設備容量（送電端）×暦時間数）

第 20 条　対象実需給年度のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します。

年間停止コマ相当数 ＝ 計画停止コマ相当数 ＋（計画外停止コマ相当数 × 5 ）

・当該電源の計画停止コマ相当数※1 ＝

（アセスメント対象容量 － 提供する供給力の最大値）／ アセスメント対象容量

※1：計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

・当該電源の計画外停止コマ相当数※2 ＝

（アセスメント対象容量 － 提供する供給力の最大値）／ アセスメント対象容量

※2：計画外停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画※1 が提出されていない時間帯に、小売電気事業者等が活用しない発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札※2 しているかを確認します。

※1：出力抑制に伴う停止計画は除く。

※2：揚水、蓄電池及び長期エネルギー貯蔵システムの場合、1 日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り

入札すること。

なお、アセスメントはコマごとに評価するものとします。

・リクワイアメント未達成量※3

＝ 小売電気事業者等が活用しない発電余力

－ 卸電力取引所等に売り入札した容量※4※5

・小売電気事業者等が活用しない発電余力※3

＝ アセスメント対象容量又は提供する供給力の最大値のいずれか低い値

－ 発電計画値

※3：負値となる場合は零とする。

※4：提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約又は充電制約等の妥当性が確認できない場合は、小売電気事業者等が活用しない発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とする。

※5：卸電力取引所等に売り入札した容量とは、卸電力取引所等に売り入札したが落札されなかった容量とする。

(3) 電気の供給指示への対応

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。アセスメント対象容量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達成量と判断します。

・リクワイアメント未達成量※1

＝ アセスメント対象容量※2 － 発電量調整受電電力量

※1：負値となる場合は零とする。

※2：出力抑制に伴う容量停止計画が提出されている時間帯は提供する供給力の最大値とする。

(4) 脱炭素燃料の混焼率の達成

脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く。）の混焼率が前条第1号(4)に定める基準以上であることを確認します。

① 水素、アンモニアを燃料とする電源の場合

・混焼率＝（A / B）×（C / D）※1 ×100 %

A：契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における脱炭素燃料から生じた高位発熱量

B：契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における全燃料から生じた高位発熱量合計

C：水素社会推進法に基づくCI値の要件を満たす水素・アンモニアの量

D：対象実需給年度中に取得した水素・アンモニアの量

※1：応札年度が2025年度以前の電源については、1とする。

② バイオマスを燃料とする電源の場合

・混焼率＝（A / B）×100 %

A：契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における脱炭素燃料から生じた高位発熱量

B：契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における全燃料から生じた高位発

熱量合計

(5) 年間 CO_2 貯蔵率の達成

既設火力を CCS 付火力に改修する電源の年間 CO_2 貯蔵率が前条第 1 号(5)に定める基準以上であることを確認します。

・年間 CO_2 貯蔵率 ＝（A / B）×100 %

A：契約容量における CO_2 貯蔵量

B：契約容量の発電に伴う CO_2 発生量

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

年間の計画停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します。

年間停止コマ相当数 ＝ 計画停止コマ相当数 ＋（計画外停止コマ相当数 × 5 ）

・当該電源の計画停止コマ相当数※1 ＝

（アセスメント対象容量 － 提供する供給力の最大値）／ アセスメント対象容量

※1：計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

・当該電源の計画外停止コマ相当数※2 ＝

（アセスメント対象容量 － 提供する供給力の最大値）／ アセスメント対象容量

※2：計画外停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

(2) 年間設備利用率の達成

対象実需給年度の年間設備利用率が、前条第 2 号(2)に定める年間設備利用率以上であることを確認します。

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。

① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。

② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 7 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。

③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

第 21 条 対象実需給年度のペナルティ

1. 本機関は、前条の対象実需給年度のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 ＝

容量確保契約金額（各年） ×（年間停止コマ相当数※2 － 8,640）× 0.0125%

※1：負値となる場合は零とする。

※2：対象実需給年度内での累計

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない小売電気事業者等が活用しない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ ＝ リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート ＝ 容量確保契約金額（各年） ／（契約容量 × Z[※1]）

※1：1 年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間であり、対象実需給年度のメインオークション募集要綱に記載される時間

(3) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成量に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ ＝ リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート ＝ 容量確保契約金額（各年） ／（契約容量 × Z[※1]）

※1：1 年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間であり、対象実需給年度のメインオークション募集要綱に記載される時間

(4) 脱炭素燃料の混焼率の達成

脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く。）の混焼率が第 19 条第 1 号(4)に定める基準未満の場合、達成度合いに応じて経済的ペナルティを科します。バイオマス専焼電源（新設・リプレースを除く。）については、年間設備利用率によらず年間設備利用率が 40%以下として扱います。なお、合理的な理由なく、継続的に混焼率が著しく低くなる場合には、重大な違反行為とし、第 33 条第 3 項に示す契約の解除とします。

i. 年間設備利用率が 40%以下の場合

(ア) 当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が 35%以上 70%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額（各年） × 10%

(イ) 当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が 35%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額（各年） × 20%

ii. 年間設備利用率が 40%を超える場合

(ウ) 当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が（ 1,400 /（年間設備利用率×100））%以上（ 2,800 /（年間設備利用率×100））%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額（各年） × 10%

(エ) 当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が（ 1,400 /（年間設備利用率×100））%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額（各年） × 20%

(5) 年間 CO_2 貯蔵率の達成

既設火力を CCS 付火力に改修する電源の年間 CO_2 貯蔵率が第 19 条第 1 号(5)に定める基準未満の場合、年間設備利用率と達成度合いに応じて経済的ペナルティを科します。なお、合理的な理由なく、継続的に年間 CO_2 貯蔵率が著しく低くなる場合には、重大な違反行為とし、第 33 条第 3 項に示す契約の解除とします。

i. 年間設備利用率が 40%以下の場合

(ア) 年間 CO_2 貯蔵率が 35%以上 70%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額（各年） × 10%

(イ) 年間 CO_2 貯蔵率が 35%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額（各年） × 20%

ii. 年間設備利用率が 40%を超える場合

(ウ) 年間 CO_2 貯蔵率が（ 1,400 /（年間設備利用率×100））%以上

（ 2,800 /（年間設備利用率×100））%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額（各年） × 10%

(エ) 年間 CO_2 貯蔵率が（ 1,400 /（年間設備利用率×100））%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額（各年） × 20%

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 ＝

容量確保契約金額(各年) ×(年間停止コマ相当数※2 － 8,640)× 0.0125%

※1：負値となる場合は零とする。

※2：対象実需給年度内での累計とする。

(2) 年間設備利用率の達成

電源種別、発電方式に応じた年間設備利用率の基準値未満の場合、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額（各年）

× {1.1 ×（1 － 年間設備利用率 / 年間設備利用率の基準値※1)※2}

※1：第 19 条第 2 号(2)で定める電源種別、発電方式に応じた年間設備利用率の基準値

※2：負値となる場合は零とする。

2. 前項に定めるペナルティのうち、第 1 号（1)、(2)、(3) 及び第 2 号（1）は月ごとに算定し、第 1 号（4)、(5) 及び第 2 号（2）は対象実需給年度ごとに算定した上で、第 7 条に示す容量確保契約金額（各月）の算定時に反映します。

第 22 条 その他のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定めるその他のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(1) 脱炭素化ロードマップの遵守

LNG 専焼火力の新設・リプレース、水素専焼火力（グレー水素に限る。)・アンモニア専焼（グレーアンモニアに限る。）の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・既設改修※1、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修については、本機関が別途定める様式に従い、脱炭素化に向けたロードマップ※2※3 を作成し、必要に応じて改訂し、その内容を遵守すること。

※1：アンモニア・水素混焼を前提とした LNG 火力の新設・リプレース、又は既設の石炭火力・LNG 火力・石油火力をアンモニア・水素混焼にするための改修

※2：LNG 専焼火力の新設・リプレースについては、2050 年カーボンニュートラルとの関係性を考慮し、供給力提供開始日から 10 年後までの間に、脱炭素化に向けた対応（改修のための本オークションへの応札等）を開始する旨の記載を求める。

※3：脱炭素化（水素・アンモニアの混焼電源は水素・アンモニアの専焼化等。グレー水素又はグレーアンモニアを使用する電源は、低炭素水素・低炭素アンモニアへの燃料転換。）への道筋を示すこと。既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050 年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現すること。

第 23 条　その他のアセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

(1) 脱炭素化ロードマップの遵守

LNG 専焼火力の新設・リプレース、水素専焼火力（グレー水素に限る。）・アンモニア専焼（グレーアンモニアに限る。）の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・既設改修、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修について、必要に応じてロードマップを改訂し、その内容を遵守していることを確認します。

必要な改訂を行っていない場合や、脱炭素化に向けた追加投資を行っていない場合は、合理的な理由の有無を確認します。

既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050 年度における発電実績をもとにバイオマス燃料の専焼化が完了していることを確認します。

既設火力をバイオマス専焼にするための改修について、2050 年度末日より前に契約電源を設備廃止する場合は、廃止前 1 年間の発電実績をもとに専焼化が完了していることを確認します。

第 24 条　その他のペナルティ

本機関は、前条のその他のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

(1) 脱炭素化ロードマップの遵守

LNG 専焼火力の新設・リプレース、水素専焼火力（グレー水素に限る。）・アンモニア専焼（グレーアンモニアに限る。）の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・既設改修、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修について、合理的な理由なく必要なロードマップを改訂していない場合、又はその内容を遵守していない場合は、第 33 条第 3 項に示す契約の解除とします。

既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050 年度中（同年度末日までに契約電源の設備を廃止する場合は当該廃止前の 1 年間）にバイオマス燃料の専焼化が実現していない場合、以下状況に応じた対応をします。

i. 2051 年 4 月 1 日までに制度適用期間が終了している場合、第 30 条の参入ペナルティを科すとともに以下の経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = 制度適用期間最終年度の容量確保契約金額（各年） × 10%

ii. 2051 年 4 月 1 日までに制度適用期間が終了していない場合、第 33 条第 3 項に示す契約の解除とします。

第 25 条　対象実需給年度の経済的ペナルティの上限

1. 第 21 条に示す対象実需給年度の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。
   ① 年間上限額※1：容量確保契約金額（各年） × 110%
   ② 月間上限額：容量確保契約金額（各年） × 18.3%

   ※1：第 18 条第 1 項第 1 号(1)及び同項第 2 号(1)に定める経済的ペナルティが科される場合は、差し引いた金額とする。
2. 第 21 条第 1 項第 1 号(4)に示す脱炭素燃料の混焼率の達成に対する経済的ペナルティ、同号(5)に示す年間 CO_2 貯蔵率の達成に対する経済的ペナルティ及び同項第 2 号(2)に示す年間設備利用率の達成に対する経済的ペナルティについては、前項第 2 号に示す月間上限額の対象外とします。

第 26 条　金員の移動

本契約に基づく金員の移動は、相手方が指定する金融機関の口座に振込送金する方法によるものとし、振込送金にかかる手数料は、容量提供事業者が負担するものとします。

なお、本機関より容量提供事業者へ振込送金による金員の移動は、支払金額から振込送金にかかる手数料を差し引いた金額となります。

第 27 条　容量確保契約金額（各月）の精算

容量確保契約金額（各月）の精算に当たっては、以下の手続きによります。

① 本機関より、容量提供事業者に対して支払金額、請求金額等及びその根拠を通知します。
② 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知します。
③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、支払金額又は請求金額等を再度算定し、その結果を容量提供事業者に再度通知します。
④ 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、異議申立の手続きが完了するまで、第 2 号、前号に示す内容を繰り返します。
⑤ 第 2 号の異議が無い場合又は前号の手続きが完了した場合、第 7 条に示す期日までに、前条に基づき金員の移動を行います。

   なお、第 7 条に示す期日の一定期間前までに前号の異議申立が解消しなかった場合も、本機関の通知内容に基づき金員の移動を行います。
⑥ 請求金額が第 7 条に示す期日までに金員の移動が行われなかった場合、翌月の支払金額の減額や容量提供事業者の事業者名、請求金額の入金がない事実の公表等を行います。

第 28 条　還付

1. 容量提供事業者は、他市場収益※1 が正値となる場合は、他市場収益の一部を事後的に還付することが求められます※2。

還付額は、他市場収益の多寡に応じて以下のように算定します。

① 応札価格に織り込まれている資本コスト※3※4（単位「円/年」）までの他市場収益は、95%を還付対象とします。

② 「契約単価×契約容量」と対象実需給年度における「メインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定価格） × 契約容量」の差額を超える部分※5の他市場収益は85%を還付対象とします。

③ ①と②の間の他市場収益は90%を還付対象とします。

還付額は、上記に基づき算定された①と②と③の合計金額とします。

※1：応札時の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）から生じる実際の他市場収入※6と、当該部分の設備容量（発電端）によって生じる実際の可変費から、応札価格に算入した可変費（別紙 1「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」に従い補正する。）を控除した値に基づき算出する。ただし、相対契約に係る規律が満たされていない場合は、実際の他市場収益は、スポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と電源種ごとの高度化法義務達成市場の単純平均価格の合計額（揚水、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム及び LNG 専焼火力は、スポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格）をもとに算出する。

※2：容量提供事業者とは異なる事業者が、契約電源を用いて他市場収益を得た場合、容量提供事業者が当該収益の一部を事後的に納付することが求められる。

※3：別紙 1「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」に従い補正した後の値とする。

※4：別紙 2「事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法」に従い契約単価を変更している場合、変更前の契約単価における資本コストの比率に、変更後の契約単価と契約容量を乗じて算出したものとする。

※5：契約単価からメインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定単価）を引いた値が応札価格に織り込まれている資本コストより小さくなり、①と②が重複する部分は②として扱う。

※6：応札価格に算入した設備や物品等を利用して、「kWh 収入」、「ΔkW 収入」や「非化石価値収入」以外の収入（LNG タンクを第三者に利用させて得た収入、燃料を転売して得た収入など。）を得る場合は、これらも他市場収入として扱う。なお、LNG タンクを第三者と共有する予定で自社割合分を応札価格に算入している場合は、想定される利用比率で按分する。

ただし、他市場収益の還付方法として「還付の固定化」を選択した LNG 専焼火力について、当該方法を選択している期間は、還付水準額（円/kW/年）に、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）※7を乗じたものを還付額とします。なお、「還付の固定化」における還付水準及び水準の設定方法については、今後、国の審議会（電力安定供給ワーキンググループ）において検討が継続されます。その結果を、本約款に反映します。

※7：脱炭素燃料の混焼率拡大のための追加投資が行われた場合は、追加投資に係る制度適用期間開始以降、追加投資における当該容量を控除した容量とする。

2. 還付額は、契約電源ごとに算定するものとします。
3. 還付額は、年間の他市場収益の確定後に算定するものとします。
4. 対象実需給年度における他市場収益が負値となる場合、当該金額は翌年度の他市場収益の算出において当該金額を更に減じた後の他市場収益を当該翌年度の他市場収益※1とします。

※1：専焼化に伴い建て替えを実施する場合において、建て替え前電源の運転終了日が属する年度の前年度の他市場収益が負値となる場合、当該金額は建て替え後電源の制度適用期間初年度の他市場収益の算

出において当該金額をさらに減じた後の他市場収益を建て替え後電源の制度適用期間初年度の他市場収益とします。

5. 容量確保契約金額、第 21 条及び第 25 条に基づき算定される経済的ペナルティ並びに本条に基づき算定される他市場収益の還付額は、消費税等相当額の課税対象となります。ただし、当該経済的ペナルティの年間累計額及び他市場収益の還付の合算値が容量確保契約金額（各年）を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）となります。

第 29 条　不可抗力が生じた場合の特則

1. 第 12 条から第 24 条にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する事象や、その他の事業者の予見できない事象（以下「不可抗力」という。）が生じたことにより、合理的な努力をしたにもかかわらず、リクワイアメントを達成できない、又は、リクワイアメントを達成できなくなることが明らかとなった場合、容量提供事業者は遅滞なく本機関に連絡するものとし、本機関は当該容量提供事業者の状況を個別に確認した上で、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。ただし、第 11 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号又は第 11 号のいずれかに該当し、その場合に科される第 12 条に示す市場退出時の経済的ペナルティには、本項を適用しません。
   ①　大規模な風水害や地震等の天災地変
   ②　戦争、内乱、暴動、革命その他の無秩序状態
   ③　事後的な法令改正や規制適用、裁判による運転停止
   ④　一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等
2. 容量提供事業者は、不可抗力が発生した場合であっても、不可抗力による供給力の提供に対する影響が最小限となるよう努力するとともに、その影響が除去されたとき、ただちに本機関に通知するものとします。

第 30 条　参入ペナルティ

本機関は、容量提供事業者が、2051 年度期首時点で制度適用期間が終了している既設火力をバイオマス専焼にするための改修について、2050 年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現していないことが明らかになった場合、当該容量提供事業者に容量オークションへの参入ペナルティを科すことができるものとします。

第 4 章　契約の変更等

第 31 条　契約の変更

1. 容量提供事業者に以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源の内容に変更が生じた場合、容量提供事業者と本機関は、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従い、本契約を変更するものとします。
   ① 契約電源が第 11 条に示す市場退出をした場合
   ② 第 10 条に示す電源等差替を実施した場合
   ③ 供給力提供開始時期の変更に伴い制度適用期間の開始時期が変更される場合
   ④ 第 13 条に基づく「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメント不履行により、第 15 条に基づき短縮された第 6 条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間が短縮した場合
   ⑤ 契約電源に係る系統接続費が応札価格に含めた見積もり額を下回った場合
   ⑥ 契約電源に係る水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の支援金額が応札価格から控除した支援予想金額を超えた場合
   ⑦ 制度適用期間中の新設・リプレース又は追設に対し、混焼率拡大のための追加投資を行う場合
   ⑧ 制度適用期間中の既設火力のアンモニア・水素混焼設備への改修に対して、専焼化に向けた追加投資による建て替えを行う場合
   ⑨ 第 32 条に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がなされた場合
   ⑩ 複数の契約電源を含む本契約のうち、特定の契約電源が第 33 条 3 項に基づき契約解除となった場合
   ⑪ 法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、第 6 条に基づき容量確保契約金額及び制度適用期間の両方若しくは片方が変更となった場合
   ⑫ その他、本機関が変更を必要と判断した場合
2. 前項の本契約の変更は、原則として容量市場システムを通じて行うものとします。
3. 第 1 項の本契約の変更は、本機関の容量確保契約の承認をもって成立するものといたします。

第 32 条　権利義務及び契約上の地位の譲渡

1. 容量提供事業者は、事前に本機関の同意を得た場合を除き、本契約に定める自己の権利若しくは義務又は本契約上の地位（以下総称して「本契約上の地位等」という。）を第三者に譲渡又は承継させることはできません。
2. 容量提供事業者は、本契約上の地位等を譲渡又は承継する場合、譲渡又は承継の時点で既に発生している容量提供事業者の債権及び債務の承継については、本機関の同意を得て決定するものとします。

   なお、プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人について、容量確保契約を対象とした担保設定等に対する承諾が必要な場合には、本機関指定の様式（ひな型）を用いることを原則として、本機関と容量提供事業者の間で協議するものとします。
3. 承継により新たな容量確保契約を締結した場合であっても、承継される電源のリクワイアメント達成状況が承継されるものとします。

第 33 条　契約の解除

1. 本機関及び容量提供事業者は、相手方が以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
   ① 監督官庁より業務停止等の処分を受けたとき
   ② 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は不渡り処分を受けたとき
   ③ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき
   ただし、信用状況が極端に悪化したと認められる場合に限る。
   ④ 信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき
   ⑤ 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき
   ⑥ 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申し立てがなされたとき、又はその原因となる事由が生じたとき
   ⑦ 解散の決議をしたとき
   ⑧ その他、前各号のいずれかに準ずることが明らかとなったとき
2. 本機関は、容量提供事業者が、容量市場の公正を害する行為をしたと認めた場合には、容量提供事業者に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
3. 本機関は、容量提供事業者が、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合や、送配電等業務指針、本オークション募集要綱、容量市場業務マニュアル、本約款及びその他容量市場に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が認めた場合は、容量提供事業者に通知することにより、本契約又は契約電源ごとの契約を解除することができるものとします。
   ① LNG 専焼火力の新設・リプレース、水素専焼火力（グレー水素に限る。）及びアンモニア専焼火力（グレーアンモニアに限る。）の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・改修、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修について、合理的な理由なくロードマップの実現への取組みを行っていないことが明らかになったとき
   ② 契約電源が第 6 条第 2 項に基づき算定された容量確保契約金額（各年）を受け取っている場合であって、建て替え後の発電設備が市場退出した場合
   ③ 2051 年度期首時点で制度適用期間が終了していない既設火力のバイオマス専焼にするための改修について、2050 年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現していないことが明らかになったとき
   ④ 契約電源の補助金の受領又は申請を伴う減税・免税措置の適用が後になって判明したとき
   ⑤ 契約電源について環境影響評価が必要な場合において、環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを称する書類を事業計画書の提出時に添付できず、約定結果公表後、5 か月以内に提出されないとき
   ⑥ 脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く。）について、合理的な理由なく、継続的に混焼率が著しく低いことが明らかになったとき
   ⑦ 既設火力を CCS 付火力に改修する電源について、合理的な理由なく、継続的に年間 CO_2 貯蔵率が著しく低いことが明らかになったとき

⑧　監視に当たり電力・ガス取引監視等委員会に提出しなければならない書類を合理的な理由なく提出していないことが明らかになったとき

4. 前 3 項により契約解除となった場合、契約容量の全ての容量又は契約電源の契約容量の全量を第 11 条に示す市場退出とします。

なお、第 1 項及び第 2 項により契約解除となった場合には、第 12 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科した上で、契約解除となった年度において市場退出までに交付された容量確保契約金額（各年）を上限に契約解除の経済的ペナルティを科す場合があります。

第 5 章　一般条項

第 34 条　免責

本機関は、本機関に故意又は重過失がある場合を除き、リクワイアメントを達成することによる発電設備の事故や停電等により容量提供事業者が受けた不利益について、一切の責任を負いません。

第 35 条　守秘義務

1. 本機関及び容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容及びその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知り得た相手方に関する情報（以下総称して「秘密情報」という。）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己又は親会社の役員及び従業員、容量提供事業者に容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、金融機関、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く。）に開示してはならないものとします。
   ① 開示のときに既に公知であったもの、又は開示後に、被開示者の責めによらずして公知となったもの
   ② 開示のときに、被開示者の既知であったもの、又は被開示者が既に所有していたもの
   ③ 被開示者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
   ④ 被開示者が、開示された情報によらずして独自に開発したことを証明できるもの
   ⑤ 法令に従い行政機関又は司法機関により開示を要求されたもの、企業会計基準「収益認識に関する会計基準」に基づくもの又は電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者より正当な手続きを経て開示請求され、本機関が適切と承認したもの
   なお、開示する内容はできる限り最小限の範囲となるよう努力するものとし、速やかに、その事実と開示する情報を相手方に通知するものとします。
   ⑥ 本オークション募集要綱で公表するとした情報
   ⑦ 第 27 条第 1 項第 6 号に基づき公表するとした情報
2. 前項にかかわらず、本機関及び容量提供事業者は、本契約の履行に必要な範囲において、以下の各号に掲げる者に対して、秘密情報を開示することができるものとします。
   ① 監督官庁
   ② 電力・ガス取引監視等委員会
   ③ 一般送配電事業者
3. 容量提供事業者は、本機関が本契約の履行に必要な範囲において、各一般送配電事業者から当該容量提供事業者の情報を得ることについて、あらかじめ同意することとします。
4. 前各項の定めは、本契約の存続、終了によらず、本契約及び附帯する一切の契約等の有効期間終了後も有効とします。

第 36 条　個人情報の取扱い

1. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に定める情報をいう、以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱います。

2. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、本条に基づき個人情報の適切な管理のために本機関が行うべき必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるよう書面で義務づけます。
3. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報を取り扱う場合には、適切な実施体制のもと個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のための必要な措置を講じます。
4. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、ただちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、容量提供事業者に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等についてただちに報告します。
5. 本機関は、本機関又は再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報に係る違反等があった場合は、これにより容量提供事業者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負います。
6. 本規定は、本契約又は委託業務に関連して本機関又は再委託先が容量提供事業者から預託され、又は自ら取得した個人情報について、委託業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有します。

第 37 条　反社会的勢力との関係排除

1. 本機関及び容量提供事業者は、次の各号に掲げる事項を表明し、保証するものとします。
   ① 自己及び自己の役職員が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう、以下同じ。）でないこと、又は、反社会的勢力でなくなった時から 5 年を経過しない者でないこと。
   ② 自己及び自己の役職員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと。
   ③ 自己及び自己の役職員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと。
   ④ 自己及び自己の役職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
   ⑤ 自己及び自己の役職員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行わず、相手方の名誉や信用を毀損せず、相手方の業務を妨害しないこと。
2. 容量提供事業者及び本機関は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方にただちに通知するものとします。
3. 容量提供事業者又は本機関は、相手方が第 1 項各号に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、ただちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第 38 条　準拠法

本契約は、日本語を正文とし、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。

第 39 条　合意管轄裁判所

本契約に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第 40 条　誠実協議

本契約に定めのない事項又は本契約その他本契約の内容に疑義が生じた場合には、本機関及び容量提供事業者は、本契約及び電気事業法その他関係法令等の趣旨に則り、誠意を持って協議し、その処理にあたるものとします。

別紙 1

物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法

約定単価から減額要素（応札価格に含めた見積もり額を下回った分の系統接続費及び応札価格に含めた水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の支援予想金額を超えた分の支援金額を制度適用期間の年数と落札時の契約容量で除したもの。）を差し引いた値に対し、容量提供事業者が応札時に選択した補正方法に則り契約単価を補正する（制度適用期間の年度ごとの期首に毎年補正。）。

1. 応札価格に含まれる各費用項目の全部又は一部を補正する場合

容量提供事業者が応札時点で選択した費用項目について次の算式に基づき補正した上で、応札価格に含まれる各費用項目を合算する。なお、次の算式の補正指標は補正実施時点で公表されているものとする。

(1) 資本費※1

（建設費＋廃棄費用＋系統接続費）×（供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター / 応札年度前年度の建設工事費デフレーター）

(2) 運転維持費

運転維持費（可変費を除く） ×（対象実需給年度前年の国内企業物価指数（総平均、年平均値） / 応札年度前年の国内企業物価指数（総平均、年平均値））

(3) 資本コスト※1※2

資本コスト ×（供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター / 応札年度前年度の建設工事費デフレーター）×（(応札年度のベースの WACC※3＋（対象実需給年度前年の金利－応札年度前年の金利)） / 応札年度のベースの WACC※3）

(4) 可変費

(ア) 水素・アンモニアの燃料費

補正後の水素・アンモニアの燃料費※4 - LNG・石炭の燃料費※4

(イ) CCS の可変費

補正後の分離回収費用(燃料、電気代)※4 ＋ 補正後の分離回収費用(CO_2吸収液等のその他費用)※4 ＋ 輸送・貯留費用※4

※1：建設工事費デフレーターは、建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）の値を指す。

※2：金利は、国内銀行の貸出約定平均金利（新規・長期、年平均値）の値を指し、資本コストの補正方法は、建設工事費デフレーターでの補正、金利での補正又はその両方での補正が選択可能。

※3：応札年度 2023～2025 年度は 5.0%、応札年度 2026 年度は 5.5%とする。

※4：補正後の数値については、表 1 及び表 2 に基づいて算定。

2. 消費者物価指数（コア CPI、年平均値）で補正する場合

対象実需給年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）を応札年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）で除した値を乗算する。なお、消費者物価指数（コア CPI、年平均値）は補正実施時点で総務省により公表されている最新の基準年のものとする。

表 1 水素・アンモニアの燃料費の補正

		水素・アンモニアの燃料費(以下の合計)		LNG・石炭の燃料費
		原料代・電気代	水素・アンモニアの製造・輸送費	
化石燃料由来の水素・アンモニア	天然ガスマーケット連動	①の算式	④の算式	⑥の算式
	天然ガスエスカレ補正	②の算式		
再生可能エネルギー由来の水素・アンモニア	電気料金マーケット連動	③の算式	⑤の算式	

① 天然ガスの燃料費※5×天然ガスの価格指標（HH 又はブレント（原油価格連動の場合））の変化率※6×米ドル為替レートの変化率※6※9

② 天然ガスの燃料費※5×調達国の消費者物価指数の変化率※6※9×米ドル為替レートの変化率※6※9

③ 電気代※5×米ドル為替レートの変化率※6※9

④ （水素・アンモニアの燃料費 - 天然ガスの燃料費）※5 のうちの CAPEX※7×（供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数/応札年度前年の調達国の消費者物価指数）※9×米ドル為替レートの変化率※6※9＋（水素・アンモニアの燃料費－天然ガスの燃料費）※5 のうちの OPEX※7×調達国の消費者物価指数の変化率※6※9×米ドル為替レートの変化率※6※9

⑤ （水素・アンモニアの燃料費 - 電気代）※5 のうちの CAPEX※7×（供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数/応札年度前年の調達国の消費者物価指数）※9×米ドル為替レートの変化率※6※9＋（水素・アンモニアの燃料費－電気代）※5 のうちの OPEX※7×調達国の消費者物価指数の変化率※6※9×米ドル為替レートの変化率※6※9

⑥ LNG・石炭の燃料費※5×LNG・石炭貿易統計価格の変化率※6×水素・アンモニアと LNG・石炭の発熱量比率※8

※5：天然ガスの燃料費、水素・アンモニアの燃料費、LNG・石炭の燃料費、電気代は、応札価格の算定時に見積もった費用（円/応札 kW/年）を指す。

※6：変化率とは各指標の「対象実需給年度前年の年間平均値/応札年度前年の年間平均値」を指す。第 6 条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間の最後の 10 年度間のうち、前の 9 年度間の各指標の差分（対象実需給年度前年と対象実需給年度の期首が属する年の指標の差分）のみの累積損益（各年度の累積損益がプラスの場合は 0 とする）がマイナスの場合は、その絶対値の 9 割の金額を、当該期間の最終年度の期首において容量確保契約金額（各年）に加算する。

※7：CAPEX とは、建設費、運転開始前に必要となる費用（許認可の取得等）、資金調達コスト、利益、税金を指し、OPEX とは、水素等の継続的な供給に必要な費用を指す。

※8：発電コスト検証の LHV の数値を引用する（水素 120MJ/kg、アンモニア 18.6MJ/kg、LNG49.84MJ/kg、石炭 24.8MJ/kg（制度適用期間において一律とする）。発熱量比率は、水素 LNG 混焼・水素専焼の場合は 2.41、水素石炭混焼の場合は 4.84、アンモニア石炭混焼の場合は 0.75、アンモニア専焼の場合は 0.37 の値を用いる。

※9：応札時に当該指標による補正を不要と選択した場合は、1 とする。

表 2 CCS の可変費の補正

	分離回収費用（燃料費、電気代）	分離回収費用（CO_2 吸収液等のその他費用）	輸送・貯留費用
国内貯留	⑦の算式	⑧の算式	
海外貯留		⑨の算式	⑩の算式

⑦ CO_2 分離回収に要する燃料費※10※12と（外部調達する場合の）蒸気代※10の合計×LNG・石炭・石油貿易統計価格の変化率※11＋（外部から CO_2 分離回収のための電気を調達する場合の）CO_2 分離回収に要する電気代※10※12×国内スポット市場価格（システムプライス）の変化率※11

⑧ 輸送・貯留費用※10（CAPEX※13に限る。）×（供給力提供開始年度前年の国内企業物価指数/応札年度前年の国内企業物価指数）※14＋輸送・貯留費用※10（OPEX※13のうち燃料費に限る。）×LNG・石炭・石油貿易統計価格の変化率※11＋輸送・貯留費用※10（OPEX※13のうち電気代に限る。）×国内スポット市場価格（システムプライス）の変化率※11＋分離回収費用（その他費用）と輸送・貯留費用（OPEX※13のうち燃料費・電気代を除いた費用に限る。）の合計※10×国内企業物価指数の変化率※11

⑨ 分離回収費用（その他費用）※10×国内企業物価指数の変化率※11

⑩ 輸送費用※10（CAPEX※13に限る。）×（供給力提供開始年度前年の米国生産者物価指数/応札年度前年の米国生産者物価指数）※14×米ドル為替レートの変化率※11※14＋輸送費用※10（OPEX※13のうち燃料費・電気代を除いた費用に限る。）×米国生産者物価指数の変化率※11※14×米ドル為替レートの変化率※11※14＋貯留費用※10（CAPEX※13に限る。）×（供給力提供開始年度前年の貯留対象国の企業物価指数/応札年度前年の貯留対象国の企業物価指数）※14×米ドル為替レートの変化率※11※14＋貯留費用※10（OPEX※13のうち燃料費・電気代を除いた費用に限る。）×貯留対象国の企業物価指数の変化率※11※14×米ドル為替レートの変化率※11※14＋輸送・貯留費用※10（OPEX※13のうち燃料費に限る。）×LNG・石炭・石油貿易統計価格の変化率※11＋輸送・貯留費用※10（OPEX※13のうち電気代に限る。）×米ドル為替レートの変化率※11※14

※10：CO_2 分離回収に要する燃料費、蒸気代、CO_2 分離回収に要する電気代、分離回収費用（その他費用）と輸送・貯留費用の合計、分離回収費用（その他費用）、輸送費用、貯留費用は、応札価格の算定時に見積もった費用（円/応札 kW/年）を指す。

※11：変化率とは各指標の「対象実需給年度前年の年間平均値/応札年度前年の年間平均値」を指す。第 6 条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間の最後の 10 年度間のうち、前の 9 年度間の各指標の差分（対象実需給年度前年と対象実需給年度の期首が属する年の指標の差分）のみの累積損益（各年度の累積損益がプラスの場合は 0 とする）がマイナスの場合は、その絶対値の 9 割の金額を、当該期間の最終年度の期首において容量確保契約金額（各年）に加算する。

※12：液化設備・CO_2 貯蔵設備・荷役設備へ蒸気・電力を供給（外部調達含む）する場合の燃料費・電気代、及び燃焼前の CO_2 分離回収と国内外での貯留を併せて化石燃料由来の水素発電を行う場合の（分離回収費用以外の）水素製造に係る電気代・燃料代等は、「分離回収費用（燃料費、電気代）」に含めて自動補正を行う。

※13：CAPEX とは、建設費、運転開始前に必要となる費用（許認可の取得等）、資金調達コスト、利益、税金を指し、OPEX とは、継続的な輸送・貯留（燃料費、電気代、その他）に必要な費用を指す。

※14：応札時に当該指標による補正を不要と選択した場合は、1 とする。

別紙 2

事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法

供給力提供開始期限が 10 年以上となり、かつ、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 30 万 kW 以上の電源の新設・リプレースについて、法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用（建設費の増加額及び制度適用期間に発生する運転維持費の増加額の合計額）が契約期間中に応札価格に算入できる予備費（申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）による補正後）を超えて増加した場合（複数事象により累積して超過した場合も含む。）、容量提供事業者からの申請が行われた日及び増加した建設費の対象となる工事が完了した日に応じて、監視を経て認められた増加金額をもとに以下のとおり契約単価を算定し、契約単価に適用する。

なお、1. の場合は、申請時に、1.(1)増加金額の算式のうちの①及び②（②は単年度の増加金額（円/年））の確認・監視を行い、実際の工事完了後に、1.（1）の増加金額の算式のうち、申請時に算定した①及び②（②は実際の工事完了日を基に計算）に加え、③及び④を算定し、1.（2）の契約単価を算定した上で再申請を行い、1.(1)増加金額及び 1.(2)契約単価について確認・監視を行う。

1. 建設費が増加した場合

(1) 増加金額の算式

増加した建設費に対する増加金額を次の算式に基づき算定する。

（①＋②＋③）※1×90%※2＋④

①（資本費の増加額※3-応札価格に算入した予備費※4）×応札年度前年への補正係数※5

②運転維持費の増加額※6×応札年度前年への補正係数※7

③資本コストの増加額※8×応札年度前年への補正係数※9

④（制度適用期間が延長になる場合）追加の運転維持費（延長期間×当初の契約単価に含まれる運転維持費） ＋ 追加の建設費（経年改修費）※10

※1：物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法において、消費者物価指数（コア CPI、年平均値）を選択している場合は、「応札年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）/申請日が属する年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）」を、①、②及び③の合計値に乗算する。ただし、この場合における①、②、③の応札年度前年への補正係数は 1 とする。

※2：（①＋②＋③）の 10%は容量提供事業者の負担とする。

※3：資本費のうち建設費及び廃棄費用が対象。資本費のうち建設費の増加額（制度適用期間の延長によって発生せざるを得なくなった当初織り込んでいない追加の経年改修費を含む。）は、申請時点（当該経年改修費は再申請時）の見積金額であり、応札価格に算入した建設費から応札価格に算入した予備費を控除した値（申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）で補正後の値）の 0.5 倍を上限。

※4:申請日が制度適用期間中の場合は、申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値）で補正。

※5：申請日が制度適用期間前の場合は「応札年度前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）/申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値)」とし、制度適用期間中の場合は 1 とする。なお、容量提供事業者が応札時に資本費を自動補正の項目として選択していない場合は 1 とする。

※6：申請時点は、「運転維持費の 1 年当たりの増加額」。再申請時は、これに「実際の工事が完了した日が属する年度の翌年度以降の最新の制度適用期間の残余年数」を乗じる。運転維持費（各年）の増加額は、申請時点の見積金額であり、当初の契約単価に含まれる運転維持費（申請日が属する年度に行う別紙 1 による物価・ 金利変動等の補正後の値）に対して 0.5 倍を上限。

※7：応札年度前年の国内企業物価指数（総平均、年平均値）/申請日が属する年の前年の国内企業物価指数（総平均、年平均値)。なお、容量提供事業者が応札時に運転維持費を自動補正の項目として選択していない場合は 1 とする。可変費部分については、別紙 1 の可変費の補正方法により応札年度前年の数値に補正する。

※8：実際の工事完了時点を資本コスト算定の起点とし、当該時点において、建設費の増加額が発生し、その翌年度から契約単価の補正が行われる前提で算定した資本コスト（率は応札時と同じ。)。

※9：申請日が制度適用期間前の場合は「応札年度前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）/申請日の属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値)」とし、制度適用期間中の場合は 1 とする。なお、容量提供事業者が応札時に資本コストを自動補正の項目として選択していない場合は 1 とする。

※10：制度適用期間の延長によって生じる追加の経年改修費（当初織込んでいた経年改修費（想定使用期間が当初の制度適用期間を跨ぐ場合に、当初の制度適用期間分に比率按分し限定していた費用）について、制度適用期間の延長年数に応じた増加金額）を、※3 の範囲内において、追加の建設費として加算可能。

(2) 契約単価の算式

容量提供事業者からの申請日及び増加した建設費の対象となる工事が完了した日に応じて契約単価を次の算式に基づき算定する。

① 制度適用期間前に増加した建設費の工事が完了した場合

（増加金額 ＋ 当初の容量確保契約金額※11）/ 契約容量 / 当初の制度適用期間の年数

② 増加した建設費の対象となる工事が完了した日が最新の制度適用期間中の場合

（増加金額＋期間補正後の容量確保契約金額※12）/ 契約容量 / 増加した建設費の対象となる工事が完了した日の属する年度の翌年度以降の最新の制度適用期間の残余年数※13

※11：当初の制度適用期間の開始年度から終了年度までに支払われる当初の容量確保契約金額（各年）の合計値。

※12：増加した建設費の対象となる工事が完了した日が属する年度の翌年度から、当初の制度適用期間終了年度までに支払われる当初の容量確保契約金額(各年)(当初の容量確保契約金額(各

年）のうち、資本費と資本コストについては供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）で補正後）の合計値。

※13：この算式に基づく算定後の契約単価が当初の契約単価（資本費と資本コストについては供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）で補正後）に対して1.5倍を超える場合は、1.5倍以下となるよう制度適用期間を最短期間延長し、新たな制度適用期間（年単位）として設定。

③　最新の制度適用期間中に申請を行い、増加した建設費の対象となる工事が完了した日が最新の制度適用期間終了後の場合

増加金額 / 契約容量 / 新たに設定する制度適用期間の年数※14

※14：増加した建設費の対象となる工事が完了した日が属する年度の翌年度から、当初の契約単価（資本費と資本コストについては供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値で補正後）に対して1.5倍以下となる最短の新たな制度適用期間（年単位）を設定。なお、制度適用期間は当初の年数に新たに設定した制度適用期間の年数を合算した値とし、当初の制度適用期間終了年度の翌年度から工事が完了した日が属する年度は制度適用期間の対象外とする。

2.　運転維持費のみが増加した場合

(1) 増加金額の算式

増加した運転維持費に対する増加金額を次の算式に基づき算定する。

運転維持費（各年）の増加額※15　×応札年度前年への補正係数※16※17×　申請が認められた日が属する年度の翌年度以降の最新の制度適用期間の残余年数　×　90%※18

※15：運転維持費（各年）の増加額は、申請時点の見積金額であり、当初の契約単価に含まれる運転維持費（申請日が属する年度の物価・金利変動等の補正後の値。）に対して0.5倍を上限。

※16：応札年度前年の国内企業物価指数（総平均、年平均値）/申請日が属する年の前年の国内企業物価指数（総平均、年平均値）。なお、容量提供事業者が応札時に運転維持費を自動補正の項目として選択していない場合は1とする。可変費部分については、別紙1の可変費の補正方法により応札年度前年の数値に補正する。

※17：物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法において、消費者物価指数（コアCPI、年平均値）を選択している場合は、「応札年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）/申請日が属する年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）」とする。

※18：10%は容量提供事業者の負担とする。

(2) 契約単価の算式

契約単価を次の算式に基づき算定する。

（増加金額＋期間補正後の容量確保契約金額※19）/ 契約容量 / 補正後の制度適用期間※20

※19：申請が認められた日が属する年度の翌年度から、最新の制度適用期間終了年度までに支払われる当初（物価・金利変動等の補正前）の容量確保契約金額（各年）（当該翌年度が制度適用期間開始年度以降の場合における容量確保契約金額（各年）は、資本費と資本コストについては供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）で補正後）の合計値。

※20：申請が認められた日が属する年度の翌年度以降の最新の制度適用期間の残余年数

別添

用語の定義

属地	：	発電量調整供給契約等を締結している一般送配電事業者の供給区域
調整不調電源	：	容量停止計画の調整業務を実施した結果、追加設備量を利用する場合、及び供給信頼度確保に影響を与える場合に、容量停止計画を調整することに応じられなかった電源
アセスメント対象容量	：	容量提供事業者又は本機関が指定した、契約電源が提供する供給力。期待容量等算定諸元一覧に記載された「提供する各月の供給力」若しくは「各月の管理容量」を指す
コマ	：	毎正時又は毎30分を起点とし、1日を48に等分割した30分間
消費税等相当額	：	消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額
週（1週）	：	土曜日を初日とした金曜日までの7日間
休日	：	土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日及び本機関が指定する日
平日	：	休日以外の日
営業日	：	土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、12月29日～31日以外の日
昼間	：	8時00分以降22時00分までの時間帯
夜間	：	昼間以外の時間帯
金融機関休業日	：	日曜日及び銀行法施行令第5条第1項で定める日
供給力提供開始日	：	契約電源が、本オークションの応札価格に算入した初期投資の工事が完了した後に、供給力の提供を開始する日（契約電源によってアセスメント対象容量以上の供給力を安定的に提供できる状態となる日を指し、試運転開始日、営業運転開始日、試運転期間中のある時点（一定の負荷試験終了後など）など、事業者によって判断いただき、広域機関に通知してください。）
供給力提供開始年度	：	供給力提供開始日が属する年度
供給力提供開始時期	：	容量提供事業者が電源等情報に登録した契約電源の供給力提供開始年度
供給力提供開始期限	：	契約電源が供給力を提供開始しなければいけない期限日
制度適用期間	：	供給力提供開始年度の翌年度（供給力提供開始年度が2025年度以前となる場合は2027年度）から原則20年間の容量収入を得られる期間
対象実需給年度	：	制度適用期間のうちの特定の１年度（4月1日から翌年3月31日）
水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度	：	資源エネルギー庁が制度整備を進める水素・アンモニアのサプライチ

ェーン構築及び供給インフラ整備を支援する制度

CCSコスト差支援措置 ： 資源エネルギー庁が制度整備を進める、事業者によるCCS事業（パイプライン案件）への投資を促すための支援措置

セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）
： インターネットとの通信が行える幅広いIoT製品を対象として、共通的な物差しで製品に具備されているセキュリティ機能を評価・可視化することを目的とした、情報処理推進機構が運用する「IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針」に基づき構築された制度

支援予想金額 ： 水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援又はCCSコスト差支援措置で予想される支援金額

同時落札条件付応札 ： 同一場所（託送供給等約款で定める1発電場所）、若しくは主要な共用設備を持った異なる場所の複数電源（ユニット、号機）に対し、電源ごとに応札したものの特定の応札が非落札となった場合に残りも同時に非落札とする条件を付けた応札

脱炭素化ロードマップ：本制度で落札した燃料に化石燃料、グレー水素又はグレーアンモニアを含む電源に対して、当該電源の燃料の脱炭素化への道筋を示す書類

CI値 ： 水素･アンモニアの1キログラム当たりの製造に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量（その製造等に伴って二酸化炭素以外の温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）が排出される場合には、当該二酸化炭素の量に、当該二酸化炭素以外の温室効果ガスの量に当該温室効果ガスの地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第五項に規定する地球温暖化係数をいう。）を乗じて得た量を加えた量とする。）。を指す。なお、脱炭素燃料の混焼率の達成のリクワイアメントで求めるCI値は、第三者機関による確認を受け、水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する判断の基準となるべき事項（令和6年経済産業省告示第174号）第四の一に規定される方法により算定した値であること

他市場収益： 契約電源が発電した電気、契約電源が有する需給調整市場で取引する価値及び当該電気が有する非化石価値を相対契約又は卸電力取引市場等を通じて小売電気事業者又は自社の小売部門等に対して売却した際の収入から当該発電に係る可変費を減じた後の収益。また、応札価格に算入した設備や物品等を利用して、「kWh収入」、「ΔkW収入」や「非化石価値収入」以外の収入（LNGタンクを第三者に利用させて得た収入、燃料を転売して得た収入、CO_2分離回収設備等のCCS関連設備を利用してCO_2を販売して得た収入など。）を得る場合は、これらも他市場収入として扱う。なお、LNGタンクを第三者と共有する予定で自社割合分を応札価格に算入している場合は、想定される利用比率で按分する。

別紙３

電力広域的運営推進機関

容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2026年度）（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	対象箇所	ご意見	回答
長期脱炭素電源オークションの仕組みについて			
1	第3章 募集概要	G7気候・エネルギー・環境大臣会合では、排出削減対策の講じられていない既存石炭火力を2030年代前半、または1.5°C目標と整合する時間軸で廃止することが合意されている。また、その廃止までの間も、石炭火力の利用を1.5°C目標と整合する水準まで可能な限り削減することが確認されている。 20%程度の混焼やCO_2回収を理由として石炭火力を長期脱炭素電源オークションの対象とし、長期間にわたる容量収入を保証することは、このG7合意に反する方向で既設石炭火力を維持することにつながる。2030年代前半に廃止すべき設備に対して、長期的な投資回収を保障する制度設計には明らかな矛盾がある。 また、水素・アンモニア混焼率やCCSのCO2回収率について、制度参加時の最低水準が10%または20%にすぎない一方、制度適用期間を通じた実際のCO_2排出量や、脱炭素化が実現する時期が十分に担保されていない。将来的に混焼率や回収率を引き上げる計画を提出させるだけでは、石炭やLNGの消費とCO_2排出の固定化を防ぐことはできない。	第7次エネルギー基本計画でもお示ししたとおり、DXやGXの進展に伴い電力需要の増加が見込まれる中、エネルギー危機にも耐えうる強靭なエネルギー需給構造を実現するため、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用していく必要があります。 また、現時点で単独で全ての課題を解決できる完璧なエネルギー源は存在しないことから、Ｓ＋３Ｅの大原則（安全性、安定供給、経済効率性、環境適合）の下、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが重要です。このため、多様な脱炭素電源の導入の促進を図ることが重要と考えております。 その上で、火力発電は温室効果ガスを排出するという課題がある一方で、供給力として電力需要を支えるとともに、再生可能エネルギー等による出力変動や周波数変動を補う調整力、系統の安定性を保つ慣性力・同期化力等として重要な役割を担っています。このため、トランジション手段としてのLNG火力の確保を進めるとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化について、技術開発やコストなどを踏まえて時間軸や排出量にも留意し、事業者の予見可能性を確保しながら進めていく必要があります。こうした考え方の下、本制度では、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化ロードマップの提出及び遵守を前提として、既設の石炭火力やLNG火力のアンモニア・水素混焼等への改修案件に加え、LNG火力の新設・リプレース案件も支援対象としております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
2	第3章 募集概要	LNG専焼火力の募集量600万kWは、過大であり、撤回すべきである。 LNG専焼火力については、制度創設時には、2023年度から2025年度までの3年間を通じた募集量を合計600万kWとする設計であった。ところが、第1回オークションだけで575.6万kWが落札され、当初想定した3年間の募集枠をほぼ使い切った。これは、600万kWという募集量自体が電力需給や脱炭素化との整合性を十分に検証した上で設定されたものではなく、事業者の建設計画を広く受け入れる仕組みとして機能したことを示している。 それにもかかわらず、その後は当初の「3年間で600万kW」という上限を維持するのではなく、2024年度、2025年度にそれぞれ200万kWの募集枠が追加され、さらに今回、新たに600万kWを募集しようとしている。今回分まで含めれば、制度開始以降に設定されたLNG専焼火力の募集枠は累計1,600万kWに達する。当初の上限が事実上意味を失い、十分な政策評価や排出削減との整合性の検証もないまま、募集枠がなし崩し的に拡大されていることは極めて問題である。 世界の平均気温上昇を1.5°Cに抑える目標の達成が極めて危ぶまれる中、新たなLNG火力の大量建設を促進する政策は、温室効果ガスの迅速な削減という要請に明確に逆行する。LNG火力は石炭火力より燃焼時のCO_2排出量が少ないとしても、化石燃料を燃焼する以上、発電時に多量のCO_2を排出する。また、天然ガスの採掘、液化、輸送、再ガス化の過程では、強力な温室効果ガスであるメタンの漏出や、多量のエネルギー消費に伴う排出も発生する。	
3	第3章 募集概要	本オークションで落札された電源には原則20年間、LNG専焼火力については希望により最長30年間にわたって容量収入を得られる仕組みが設けられている。今回募集される設備が2030年代に運転を開始すれば、2050年前後まで制度的な支援を受けながら稼働する可能性がある。 これは、今後数年間で大幅な排出削減を実現しなければならない時期に、CO_2排出を長期にわたって固定化する、いわゆるカーボン・ロックインを招くものである。 将来、水素、アンモニア、合成メタン、CCSなどによって脱炭素化するロードマップを提出させるとしても、それらの燃料・技術の供給量、コスト、削減効果、実現時期は確実ではない。将来の技術転換の可能性を前提として、現時点で大量のLNG専焼火力を建設することは、排出削減策として合理的とはいえない。脱炭素化が実現しなければ、設備の早期廃止による座礁資産化、または高コストな燃料転換やCCS導入の費用が、将来の電力消費者に転嫁されるおそれがある。 したがって、LNG専焼火力600万kWの募集は中止すべきである。少なくとも、新たな募集を行う前に、これまでに落札されたLNG火力の想定設備利用率、年間および制度適用期間全体のCO_2排出量、燃料調達リスク、脱炭素化の実現可能性、電力需要家の負担、再生可能エネルギー・蓄電池・需要側資源による代替可能性を総合的に検証し、その結果を公開する必要がある。	
4	第3章 募集概要	本来、本制度において優先的に支援すべきなのは、既設火力を延命するための水素・アンモニア混焼や部分的なCCSではなく、再生可能エネルギーの大量導入を可能にする蓄電池、揚水発電、長期エネルギー貯蔵システムなどの調整力である。 今回の募集要綱案では、リチウムイオン蓄電池40万kW、リチウムイオン以外の蓄電池40万kW、揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム40万kWとされており、これらを合計しても120万kWにとどまる。一方で、LNG専焼火力には600万kW、既設火力の延命につながり得る脱炭素火力には50万kWの枠が設けられている。この配分は、再生可能エネルギーを主力電源化し、化石燃料から脱却するという政策の方向性と逆行している。 太陽光や風力の導入拡大に伴って必要となるのは、火力発電所を長期間維持することではなく、余剰電力を蓄え、需要が高い時間帯に供給できる蓄電設備や、需要側の調整力、地域間連系線などの柔軟性を高めることである。すでに蓄電池と太陽光発電または風力発電の組み合わせが火力のコストを下回ることが国際再生可能エネルギー機関（IRENA）によって報告されており、蓄電池等の導入を拡大すれば、再生可能エネルギーの出力抑制を減らし、化石燃料火力への依存を低下させるとともに、燃料価格の変動や海外からの燃料調達に伴うリスクの軽減にもつながる。 したがって、既設火力の水素・アンモニア混焼や部分的なCCSへの募集枠は撤廃または大幅に縮小し、その分を蓄電池、揚水発電、長期エネルギー貯蔵システムなどの募集量の大幅な拡大に振り向けるべきである。長期脱炭素電源オークションは、化石燃料を使用する設備を長期にわたって維持する制度ではなく、再生可能エネルギーを加速度的に拡大できる電力システムへの転換を支える制度として再設計すべきである。	

No.	対象箇所	ご意見	回答
募集電源について			
5	第3章 募集概要	対象エリアにつき、但し書きで沖縄地域及びその他地域の離島を除くとの記載があるが、例えば発電設備（FIT/FIP上の定義において、変電設備も発電設備の一部と理解）の一部を離島に設置する場合であっても、基幹系統に接続する場合は、当該電源は対象となることで間違いないか。	離島とは電気事業法第二条第一項第八号イにて定められるものを指しており、属地一般送配電事業者の主要な電線路と電気的に接続されていない離島に発電設備の一部を設置した応札は認められません。他方、属地一般送配電事業者の主要な電線路と電気的に接続されている島に発電設備の一部を設置する場合は応札が可能です。
6	第3章 募集概要	今般の改定内容とは直接関係のない意見で恐縮ですが、水力電源の参加要件について、揚水式のみ大規模改修を対象とした応札が認められておりますが、揚水式に限り認めている理由や背景について、ご教示いただけますと幸いです。	水力はライフサイクルの長い既存電源のインフラ（導水路等の土木設備や水車等）をそのまま活用し、老朽化した電気設備等を更新するケースも多いことを踏まえ、大規模改修となる揚水式水力については、リプレースに該当するものとし、参加対象としております。
7	第3章 募集概要	「応札単位は、電源（ユニット、号機）単位ごととします。」と記載がございますが、複数の風力発電機で構成される風力発電設備については、風力発電設備全体で一つの単位で応札できることを確認頂けますでしょうか？	同一発電所内に複数の風力発電機がある場合は、本オークションに応札する発電機全体に対して1つの特定計量器を設置いただくことで、1応札単位として認めます。なお、同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に長期脱炭素電源オークションに参加する電源がある場合、長期脱炭素電源オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置を求めます。
洋上風力ゼロプレミアム電源の要件について			
8	第3章 募集概要	長期脱炭素電源オークションガイドライン（案）及び電力広域的運営機関が意見募集している募集要綱（案）を確認すると、オークションに参加可能な最低設備容量（送電端）は10万kW以上で、異なる場所(託送供給等約款で定める1発電場所ではないもの)を合算して応札できないことが原則であると読み取れる。 他方で、洋上風力のラウンド2/3公募において、公募時点から複数の連系点を承継することを前提としていた海域の案件は、託送供給等約款で定める1発電場所ではないものの、複数の連系点を合算して明白に1つの発電所（当該海域に対してFIP認定も1つ）であることを前提としているため、当該ラウンド2/3公募案件は公募落札にて承継した連系点を合算して1単位で応札することを認めていただきたい。	制度措置の趣旨を鑑みて、海洋再エネ整備法に基づく公募案件の第2・第3ラウンドに限り、託送供給等約款で定める1発電場所でない案件についても、FIP認定が1つの海域は、1単位での応札を認めます。 ご指摘を踏まえ、募集要綱を修正いたします。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
9	第3章 募集概要	再エネ海域利用法に基づく公募案件の第2・第3ラウンドに係る応札単位について、複数の接続契約を有する発電設備は、一つの単位として応札できるかどうか確認頂けますでしょうか？	
10	第3章 募集概要	同一の公募占用計画に係る洋上風力発電事業が、系統接続上の事情により複数の電源情報に分かれる場合には、各電源の登録、計量及び供給力管理は個別に行いつつ、同時落札条件を付して同一価格で応札した当該複数電源について、合算した応札容量を有する一つの電源として、募集上限内電源及び限界電源の判定を行うことを明記していただきたい。 【理由】 同一の公募占用計画に係る洋上風力発電事業が複数の受電地点、系統コード又は電源等識別番号に分かれる場合について、同時落札条件を設定できるか、「同一場所」に該当しない場合でも対象となるか、募集上限内電源の判定において合算容量で一つの電源とみなされるか、限界電源の判定においても一体的に扱われるか、が必ずしも明確ではない。 同一公募占用計画に係る洋上風力発電事業は、複数の系統接続がある場合でも、資金調達、共通設備、建設工程、運転開始及び運転維持管理を一体として実施するものであり、系統接続上の区分は事業の分割を意味しない。 したがって、既存の同時落札条件及び同一価格の場合の一電源扱いを活用し、その適用対象と判定方法を明確化することが、制度変更を最小限に抑えながら、競争条件の公平性及び事業者の予見可能性を確保する上で適当である。	
11	第3章 募集概要	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく洋上風力発電事業における第2ラウンド及び第3ラウンド案件については、プレミアム発生の可能性を完全に排除するため、公募占用計画における供給価格を0円/kWhへ変更するとともに、本オークションへの参加登録までに、FIP制度全期間にわたるバランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄する必要がある。 一方で、長期脱炭素電源オークションは競争入札であり、洋上風力の募集量には上限が設定されていることから、応札した案件が必ずしも落札できるとは限らない。特に、FIP制度において一定のプレミアム収入が見込まれる案件については、落札可否が確定する前段階で当該経済的価値を放棄することが求められており、落札不成立となった場合には、本オークションへの参加のみを理由として経済的不利益を負うこととなる。このため、落札不成立となった場合には、FIT/FIP制度上の認定条件及び経済条件について、本オークション参加前の状態へ復帰できる等、何らかの取扱いをご検討いただきたい。	容量市場（メインオークション）での取扱いと同様に、仮に不落札となった場合にFIP交付金を受領できる制度とすると、FIP交付金の受領を考慮しての応札行動となり、受領できない場合と比較して、応札行動が変わる可能性が生じ得ることから、他の長期脱炭素電源オークション参加者との公平性に鑑み、長期脱炭素電源オークションにおいても約定結果に関わらずバランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄することを応札条件とし、また、公募占用計画における供給価格が０円/kWhであることを応札条件としております。初めて応札する本オークションの参加登録までに、FIP制度の全支援期間にわたりバランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄した上で、初めて本オークションに応札するまでに供給価格を０円/kWhとする必要があります。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
12	様式２ 事業計画書	エネ庁殿が提案されている財政投融資を活用した融資制度について、長期脱炭素電源オークションの対象となる洋上風力案件も支援対象とする説明があった。　第2・第3ラウンド洋上風力も支援対象となると理解してよいか。支援対象となる場合、契約においてどのような留意点があるかご教示願いたい。	頂いたご意見は、長期脱炭素電源オークションそのものに対するものではなく、国と連携して現在検討を行っている別の制度（改正電気事業法に基づく融資制度）の支援対象に関するものですので、本意見募集における回答は控えさせていただき、当該融資制度における今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
13	第4章 参加登録	30頁には、洋上風力ゼロプレミアム電源について、電源等情報登録時に「公募占用計画変更表明書」を提出し、公募占用計画の変更認定取得後、変更後の公募占用計画を提出するとの記載があります。また、31頁には、変更後の公募占用計画を2026年12月28日までに提出できない場合、本オークションの参加資格通知書を発行できず、応札に参加できないとの記載があります。一方で、公募占用計画の変更認定に要する審査期間は、必ずしも事業者が管理できるものではありません。したがって、事業者が変更認定申請を適時に行い、行政庁からの照会等にも適切に対応しているにもかかわらず、行政庁の審査に時間を要することにより、2026年12月28日までに変更後の公募占用計画を提出できない場合も想定されます。このため、このような場合には、変更認定の申請中であることを示す書類を提出することにより、条件付きで参加資格通知書を発行いただき、変更認定取得後に変更後の公募占用計画を追完する取扱いをご検討いただけますでしょうか。	応札の受付を開始する2027年1月19日（火）の前に、本機関が参加資格通知書を発行の上、応札を受け付けた電源を対象に約定処理を行います。そのため、参加要件が未確定の電源を約定処理の対象とし、参加要件を満たさないことが後になって判明した場合、落札候補となる電源全体に影響するため、対応は困難です。 なお、変更後の公募占用計画において、供給価格0円/kWhを確認しており、当該変更の手続き完了については、資源エネルギー庁と調整した上で、2026年12月28日としております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
募集量について			
14	第3章 募集概要	募集量について 募集要項においては、募集上限付き電源について、落札対象が募集上限の範囲内に限定されることとされている。しかしながら、全体落札量が総募集量に達しない場合であっても、個別の募集上限により追加落札ができない仕組みでは、脱炭素電源の導入機会を逸する可能性がある。特に洋上風力発電については、導入拡大の黎明期にあり、サプライチェーンの維持・発展や継続的な案件形成の観点から、市場の予見性を確保することが重要である。また、第2,3ラウンドの事業環境整備策として長期脱炭素電源オークションへの参加が容認された背景も踏まえると、総募集量に未達が生じた場合には、未充足分に限り、洋上風力に係る募集上限を超えた追加落札を認める救済措置の導入をご検討いただけないか。 例えば、総募集量500万kWに対して落札量が490万kWとなった場合、残り10万kW分については、洋上風力の募集上限に達していた場合であっても、追加的な落札を認めるといった制度設計にしていただきたい。	洋上風力の上限価格は、閾値の20万円/kW/年を超える水準で設定しているため、脱炭素火力と同様に、需要家負担に配慮し、募集上限を設けるとともに、落札電源の総容量が脱炭素電源の募集量に達しない場合も、募集上限を超えて追加の落札は行わないこととしております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
15	第3章 募集概要	洋上風力の募集上限は50万kWと、第2ラウンド及び第3ラウンド案件の全件が落札できない容量と設定されており、且つ「洋上風力については募集上限を跨ぐ電源を超えて落札されることはない」とされている。今年度のオークションで落札出来ない場合、更なるインフレやサプライチェーン確保の観点から事業実現性が著しく低下することが懸念されるため、全案件の実現を促すべく、洋上風力については募集上限を超えて落札することを認めるのが良いと考える。 オークションという性格上必要な競争環境を担保するのであれば、全体募集量に余りがある場合には、落札できるような仕組みを加えてはどうか。	
16	第3章 募集概要	募集量について、揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システムは合計で４０万kWであり、今回は上限を超えての落札はしないこととしている。 揚水発電所は単機あたり２０万kW級の発電所が多く存在するため、落札電源は２件程度になると推察される。過去３回の長期脱炭素電源オークション結果においても揚水発電所は２～３件の落札件数となっており、昨年度募集量５００万kWに満たなかったことや慣性力やブラックスタート機能を有する揚水発電所の供給力を確保する観点からなど、募集量の増加は必要と考える。 したがって、揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システムの募集量について、以下のとおり提案する。 〇揚水式水力・長期エネルギーシステムの募集上限を８０万kW程度まで増加させる。 〇過去のオークション同様、５００万KWに満たない場合は、４０万kWの募集上限を超えての落札を認める。 〇揚水式水力と長期エネルギーシステムの募集枠を分け、それぞれに募集上限を設ける。	蓄電池・揚水式水力は、放電・発電のためには蓄電・ポンプアップが必要であり、供給力としての価値が限定的であるため、募集上限を設けており、第1～3回ともに、募集上限を上回る落札容量（初回：募集上限100万kW⇒落札容量167万kW。第2回：募集上限150万kW⇒落札容量173万kW。第3回：募集上限80万kW⇒落札容量171万kW。）となったことを踏まえ、第4回入札では、バランスのとれた電源の導入を図る観点から、長期エネルギー貯蔵システムを含め、募集上限を120万kWに減少させ、追加の落札は行わないことが適切と考えております。 その上で、慣性力やブラックスタート機能等のメリットを有する揚水式水力と長期エネルギー貯蔵システムを同一区分とし、一定程度確保しつつ、競争の上で落札案件を決定することが適切と考えております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
17	第3章 募集概要	(1)の7ポツ目につき、以下記載のとおり修正すべき。 （修正案） 募集量を満たすために「募集上限」を超えてこれらの電源が落札される可能性があります。ただし、「脱炭素火力」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）」、~~「揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム」~~、「洋上風力」は「募集上限」を跨ぐ電源を超えて電源が落札されることはありません。 ［理由］ 2050年カーボンニュートラルの方針も踏まえて、電源の脱炭素化が重要はあり、募集量分（第4回では500万kW）を確保できることが望ましいと認識。そのため、第３回までは蓄電池・揚水・LDESは募集上限の２倍までは募集上限を超えて落札させていたものと思料。 今回は、蓄電池・揚水・LDESすべてに対し募集上限までと整理されているが、募集量を確保できることが望ましいものと認識。そのうえで、資源エネルギー庁　電力・ガス事業部　電力基盤整備課による『長期脱炭素電源オークションの第4回募集に向けて（案）』に整理されているとおり、蓄電池の落札容量のペースは引き続き調整する必要がある一方で、揚水発電ついては、整理いただいているとおり、系統安定化機能を有する電源として今後も確保していくことが重要であると認識。 また、揚水発電において、リプレース案件が「既設電源による機能維持」を目的とすることに対し、新設案件は「将来に向けた系統安定化機能の新たな創出」に資することから、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達する本オークションにおいては、リプレース案件だけでなく、新設案件も一定程度確保していくことが望ましいと考える。 一方、新設とリプレースでは事業特性や事業リスクが異なり、価格の上限設定にも反映されているとおり、施工対象が多い新設案件では応札価格が高くなる傾向にある。 さらに、揚水リプレース案件については、過去のオークション結果から、募集枠（40万kW）と同等程度の不落札電源の存在が確認されており、かつ揚水電源は１件あたりの設備容量が十～数十万kW程度と募集枠に対して一定の規模を有すことから、同一区分で競合する揚水新設およびLDES案件は落札が極めて困難となるものと想定。 このため、区分cでは、新設揚水やLDES案件にも一定の落札機会を確保し、将来の系統安定化機能の新規導入を促進する観点から、募集上限を超えた追加の落札について、第3回と同様に最大で募集上限の2倍まで認めることとしてはどうか。	再エネ電源（太陽光、風力、地熱及びバイオマス）は、本オークションだけでなくFIT/FIP制度の対象でもある中で、本オークションでもFIT/FIP制度の上限価格を参照した上で、制度適用期間をFIT/FIP制度の20年よりも長くすることは、20年（地熱は15年）の制度適用期間を前提とした調達価格等の設定を通じ、徐々に価格を低減させながら再エネの導入を進めるFIT/FIP制度とのバランスを欠いてしまうおそれがあります。そのため、本オークションとFIT/FIP制度の制度適用期間を合わせることが適切と考えております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
18	第3章 募集概要	脱炭素火力50万kWの募集上限について、既設火力の改修を対象から除外すべきである。 募集要綱案では、脱炭素電源500万kWのうち、脱炭素火力の募集上限を50万kWとし、その対象に、水素・アンモニアの混焼やCCSの導入による既設火力の改修を含めている。募集要綱案では、既設火力の改修について、水素は10%以上の混焼、アンモニアは20%以上の混焼、既設石炭火力および既設LNG火力へのCCS導入は20%以上のCO2回収を対象としている。このため、50万kWの募集枠によって維持され得る既設火力の設備容量は、アンモニア20%混焼またはCCSのCO2回収率20%の場合には最大250万kW、水素10%混焼の場合には最大500万kWに達する。 「脱炭素火力50万kW」という表記から受ける印象とは異なり、実際にはその数倍から10倍もの既設火力設備に対して、長期的な収入を保証し、運転継続を支援することになり得る。このような募集量の設定は、既設火力の退出を促すどころか、大規模な延命を可能にするものであり、気候変動対策の観点から到底容認できない。 とりわけ石炭火力へのアンモニア20%混焼の場合、残る熱量の約80%は引き続き石炭によって賄われる。アンモニアを一部混焼したとしても、石炭の燃焼とそれに伴う多量のCO_2排出が続くことに変わりはない。さらに、燃料アンモニアの製造段階で化石燃料が使用され、十分な排出削減措置が講じられなければ、ライフサイクル全体での削減効果は一層限定的になる。 CCSについても、CO_2の回収がわずか20%以上にとどまる改修を「脱炭素電源」と位置付けることは不適切である。仮に回収率が20%にとどまれば、残る約80%のCO_2はそのまま大気中に排出される。設備の一部分に混焼や回収設備を導入しただけで、発電設備全体を脱炭素化したかのように扱うべきではない。	募集要綱 第3章第2項(1)に記載のとおり、脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力）の募集量50万kWは、新設・リプレースの脱炭素部分の容量と既設火力の改修の脱炭素部分の容量の累計であり、既設火力の改修における化石燃料由来のkWは含まれません。 そのため、ご記載いただいた状況は発生しません。 なお、本制度では、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化ロードマップを提出し、遵守することを前提に、既設の石炭火力やLNG火力をアンモニア・水素混焼等にするための改修案件を対象としています。
制度適用期間について			
19	第3章 募集概要	該当箇所 （２） 制度適用期間 本制度で落札した電源の容量収入を得られる期間であり、供給力提供開始年度の翌年度を始期として以降、原則 20 年間となります。 ※以下に示す電源種については、20 年よりも長期の適用期間（1 年単位）を希望することも可能です。 制度適用期間について、前年度は「全電源共通で20年を原則としつつ、20年を超える期間も選択可能」でしたが、今年度は、原則20年とし、一部の電源種については30年又は40年まで選択可能とされているものの、再エネ（太陽光、風力、地熱及びバイオマス）については20年に限定されており、電源種ごとに選択可能な期間が制限される変更となっています。 WG資料では、再エネの上限価格がFIT/FIP制度を参照していること等を踏まえ、制度適用期間も20年とする考え方が示されていますが、本制度とFIT/FIP制度は目的及び支援の仕組みが異なるため、仮に上限価格の算定でFIT/FIP制度を参照していても、制度適用期間まで同一にする必然性はないものと考えます。 制度適用期間については、電源種にかかわらず20年を超える期間も選択可能とすることで、応札可能な案件の拡大につながる可能性があります。供給力確保という本制度の目的に照らし、前年度と同様の期間設定とすることについて、改めてご検討いただきたいと考えます。	再エネ電源（太陽光、風力、地熱及びバイオマス）は、本オークションだけでなくFIT/FIP制度の対象でもある中で、本オークションにおいて上限価格はFIT/FIP制度を参照した上で、制度適用期間をFIT/FIP制度の20年よりも長くすることは、20年（地熱は15年）の制度適用期間を前提とした調達価格等の設定を通じ、徐々に価格を低減させながら再エネの導入を進めるFIT/FIP制度とのバランスを欠いてしまうおそれがあります。そのため、本オークションとFIT/FIP制度の制度適用期間を合わせることが適切と考えております。 なお、発電コスト検証の30.9円は稼働期間25年を前提としている一方で設備利用率は30%を前提としているのに対し、本制度の洋上風力の上限価格では、制度適用期間は20年を前提とする一方で設備利用率を39.3%を前提としており、バランスの取れた設定になっているものと考えております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
20	第3章 募集概要	再エネ電源（太陽光・風力・地熱・バイオマス）は、20年超の制度適用期間を認めないこととなっている。FIT/FIP制度を参照した上限価格を設定したため、制度適用期間も同制度に合わせ20年としたものとの説明であったが、一方で例えば洋上風力で基準となっている発電コスト検証WG 30.9円/kWhについては、稼働年数25年を前提に算出された想定値と理解している。係る前提に鑑みれば、少なくとも同年数（25年）までの制度適用期間を認めるべきではないか。 また、FIT/FIP制度と本オークションは対象実需給年度のリクワイアメント・ペナルティの有無や他市場収益の還付要否等、根本的に収入構造が異なるため、係る制度上の違いを考慮せず、制度適用期間のみを統一するとの判断に必ずしも合理性がないのではないか。	
21	第3章 募集概要	【意見】 1.革新軽水炉の建て替え案件を対象とした、制度適用期間の在り方の検討 既設の原子力の安全対策工事および既に新設が進んでいる原子力の上限価格を引き上げ、それに合わせて制度適用期間の上限を３０年に短縮する今回の改定を支持する。 その上で、次回以降の改定議論においては、革新軽水炉の建て替え案件に関して、革新軽水炉の建て替え案件に関して、建設実績がないことをふまえ、柔軟な制度適用期間を検討いただきたい。 【理由】 原子力発電は巨額の初期投資（固定費）を要するため、適用期間が短縮されると1年あたりの容量確保契約金額（受取額）が大きくなる。その結果、リクワイアメント（供給力提供義務）を満たせずペナルティを受けた際の単年度の減収額が大きく、投資回収の予見性が低下する。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
上限価格について			
22	第3章 募集概要	上限価格について 為替・金利等の変動の影響も大きく、建設デフレーターによる補正では実態から乖離するおそれがあり、 上限価格については、現在の実勢にあった水準に設定頂きたい。	一部電源種の第4回の上限価格は、現下の物価上昇の状況を踏まえ、諸元のコストの1.5倍から2倍に引き上げる見直しを行っておりますが、第5回以降の上限価格については、引き続き検討いたします。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
23	第3章 募集概要	【意見】 2.革新軽水炉の建て替え案件を対象とした、上限価格の見直し 原子力の上限価格を、１９３，８１０円/kW/年へ引き上げる方針に賛同する。その上で、革新軽水炉にはまだ建設実績がなく、今後の技術動向や実態コストとの乖離が生じることもありうるため、上限価格の見直しを引き続き検討していただきたい。 【理由】 ・上限価格の諸元は、過去の運転開始した発電所(サンプルプラント、4基)の最新のデータと関連事業者へのヒアリングを基に作成されている。デフレーター補正だけでは足元の建設費高騰を反映しきれないと考えられ、今般の引き上げ方向は妥当である。 ・一方で、革新軽水炉は新技術の採用により、従来の想定とはコスト構造が大きく異なる可能性がある。事業者が予見性を持って巨額の投資判断を決断できるよう、実態コストに即した継続的な見直しが必要である。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
24	第3章 募集概要	洋上風力の上限価格については、「洋上風力の発電コスト30.9円/kWh（2023年）のうち、予算関連政策経費1.3円/kWhを控除した29.6円/kWhに、2025年（暦年）までの物価変動を建設工事費デフレーターにより補正した」31.9円/kWhを基に計算されているが、2026年1月の調達価格等算定員会では、業界団体より「平均発電コストは30円/kWh台半ば」との報告がなされており、また、同時点から更に円安・金利上昇・インフレは進行している。少なくとも30円/kWh 台半ばを基準に上限価格は算定されるべきと考える。	「総合資源エネルギー調査会 洋上風力促進ワーキンググループ」において、洋上風力の今後の進め方として、コスト効率的に事業を実施できる海域から優先的に案件形成を進めることが望ましく、発電コスト検証WGにおける洋上風力の発電コストが30.9円/kWhであること、ご指摘の業界団体の想定事業コストが30円/kWh台半ばであることに加え、他の電源の発電コストが10円/kWh台であること、JEPXの電力価格が10～15円/kWh程度であることを総合的に勘案し、30円/kWh程度までを優先的に案件形成を進めていく目安とするとの方針が示されました。こうした方針を踏まえ、優先的に案件形成を進めていく目安が30円/kWh程度までとされていることも参照しつつ、本オークションの洋上風力の上限価格を設定しております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
参加登録について			
25	様式２ 事業計画書	同一地点・同一連系点・同一事業計画で、発電機メーカー選定のため複数案（２案）で接続検討を実施しております。電源等情報の登録後に詳細設計を進めた結果、仕様変更が生じた際には、設備容量（発電端、送電端）の変更は可能でしょうか。	募集要綱　第4章第1項(3)に記載のとおり、電源等情報の登録受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更は行えません。
26	様式２ 事業計画書	※３および※４について、電源等情報の登録後から審査合格までに、経済性等の観点から、メーカー、台数、仕様変更等による送電端出力を変更したい場合、接続検討の回答書が提示できれば変更可能でしょうか。	募集要綱　第4章第1項(3)に記載のとおり、電源等情報の登録受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更は行えません。ただし、審査合格前に申請した接続検討申込み内容に変更が生じ、再検討した結果、工事費負担金額が変わる場合に限り、接続検討回答書の差替えは認めます。
27	第4章 参加登録	⇒「3. 電源等情報の登録（8）」のただし書きにおいて、「応札予定の電源が新設電源等であり、電源等情報の登録時に合理的な理由により書類が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります」と記載があるが、合理的判断の基準や例示を記載いただきたい。	個別の事例を確認して判断するため、一律の回答は致しかねますが、「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」など、新設電源であるが故に、電源等情報の登録時に証憑が存在しないものが該当します。
28	様式２ 事業計画書	水素・アンモニアを燃料とする電源は、予備審査依頼を提出することになり、燃料の炭素集約度（CI）の算定に使用する製造・設計データと、それらの根拠資料を申請時に開示することが求められています。しかし、製造・設計データは、燃料生産者にとって商業上・競争上のリスクを伴う機密情報とみなされています。そのため、このような機密情報の開示に代えて、独立した第三者検証機関が製品の炭素強度が要件に適合していることを保証（検証）する仕組みを認めることが提案します。	第4回長期脱炭素電源オークションでは、水素・アンモニア発電の応札を行う場合、水素社会推進法による予備審査に適合していることが必要となります。予備審査に適合するためには、水素等の製造に伴って排出される温室効果ガスが一定の値以下となっていること、当該水素等を利用することがわが国の温室効果ガスの削減に寄与していることを確認する必要があることから、炭素集約度の具体的な算定方法等が確認できるデータの提出を求めています。その上で、頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
29	様式３ バイオマス発電設備に係る燃料調達計画	添付書類として「ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証」の提出が求められていますが、一部の認証制度では、発電事業者に適用される認証スキーム内容や審査体制の整備が完了しておらず、発電所建設前の段階では認証を取得することが困難な状況にあります。その結果、本来供給力の確保に資する案件であっても、事業者の努力では解決できない要因により応札要件を満たせず、本制度への参加機会が制限される可能性があります。そのため、電源等情報登録時点での認証書提出は求めず、遅くとも供給力提供開始日までに取得する取扱いに変更するのが良いのではないでしょうか。	本オークションは、FIT/FIP 制度における事業計画策定ガイドラインに準拠して事業運営を行っていただくこととしており、「ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証」は、燃料のサプライチェーンを担保するため、応札前に求めることが適切と考えております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
30	第4章 参加登録	4.期待容量の登録（2）につき、算定方法として言及されている「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン（最新版は2025年11月版と理解）」において、「太陽光（全量）及び風力は発電端設備量＝送電端設備量とみなす。」との記載がある。（P4. 第3章(1)イ 電源別供給能力の算定方法（ウ）新エネルギー等） 変動電源の期待容量は期待容量等算定諸元一覧にて設備容量（送電端）×調整係数にて算出されると理解しているが、「設備容量（送電端）」には上記ガイドラインに従い発電端設備量と同じ値を入力することで良いか。必要に応じて補足説明等を追記いただきたい。	期待容量等算定諸元一覧における期待容量・応札容量の考え方のとおり、所内消費に供出する容量および自家消費に供出する容量（ベース分）が0kWの場合は、設備容量(発電端)と設備容量(送電端)は同値となります。ただし、設備容量(送電端)は同時最大受電電力以下である必要があります。 詳細は期待容量等算定諸元一覧をご確認ください。

No.	対象箇所	ご意見	回答
接続検討回答書について			
31	第4章 参加登録	※１について、接続検討申込から回答までの期間が長期化していることから、応札時まで接続検討回答書の提出締切を待って頂けないでしょうか。 少なくとも電源情報登録の提出期限を１週間程度の猶予を頂けないでしょうか。	本オークションは参加登録の審査に合格した場合のみ、応札参加資格が得られる仕組みとなっており、事業実施能力を担保するための方策として、参加登録時（具体的には電源等情報登録時）に接続検討回答書の提出を求めております。初回及び第2回オークションは創設間もないため特例で緩和措置を講じておりましたが、第3回以降のオークションにおいては、本来ルールである参加登録時の提出を求めることとしているため、第4回についても提出期限の延長は認めません。
32	第4章 参加登録	今般の制度見直し（LNG専焼火力の経過措置期間延長および上限価格引き上げ等）に伴い、応札を目指す事業者への「接続検討回答書」の提出期限について、実質的な参入機会の確保と事業蓋然性の担保を両立する柔軟な運用（提出期限の猶予・延長）を求めます。 今般の募集要綱（案）において、LNG専焼火力の募集期間延長およびLNG基地等併設の場合の上限価格引き上げという前向きかつ大きな要件変更が示されたことを受け、新たに今年度の応札を目指し検討しております。しかし、本要綱（案）27ページ注1にも「申込から回答書発行まで計約5ヶ月を要する」旨が明記されている通り、今後の要綱確定後に接続検討を申し込んだ場合、2026年10月19日からの電源等情報登録期日までに正式な回答書を受領・提出することは実質的に不可能です。「事業実施能力を担保するための方策として、参加登録時に接続検討回答書」を求めていると記載ございますが（2025年度意見およびOCCTOさま回答の6ページ）、事業実施能力を有していたとしても提出書類が間に合わないため応札の機会が閉ざされてしまいます。 第2回オークションQ&A（No.31）において、貴機関は「準備に大きな影響を与える要件変更が行われた電源に限っては、他電源との公平性の観点から、合理的な範囲で緩和することが望ましい」との見解を示されています。今回の要件変更も同様の大きな要件変更に該当すると認識しております。 大きな要件変更が行われ、かつ募集量が増加する中、要件変更を受けて応札を目指す事業者が募集スケジュールにより実質的に排除される一方で、要件変更前に先行して手続きを行っていた一部の事業者に参入機会が限られるとすれば、「脱炭素電源への投資を着実に促すこと」およびオークションによる「需要家の利益保護」が損なわれることを懸念しております。 なお、事業蓋然性の確認にあたっては、第1回と第2回での過去事例があります通り、「一般送配電事業者による接続検討申込の受付票」等の添付を登録要件とし、正式な回答書の提出期限を入札時（2027年1月）までの延長を要望いたします。	
33	第4章 参加登録	電源等情報の「設備容量（送電端）」に係る証憑となる「接続検討回答書」は、本オークション応札時点における最新の回答書で良いことをお示し頂きたい。 詳細設計や一般送配電事業者との協議が進捗途中の場合、回答の前提となっている設備や連系形態等に変更が生じ、接続検討の要否確認や再度の接続検討が必要となるケースも想定されるが、「設備容量（送電端）」に変更がない限りにおいては問題ないものと思料。	電源等情報の登録受付期間に提出する接続検討回答書は、2023 年6月21日以降に発行された接続検討回答書であれば有効期限は問わないとしております。その上で、当該期間に提出可能な最新の接続検討書をご提出ください。 なお、応札に用いた接続検討回答書は、供給力提供開始時期の遵守等のアセスメントの諸元となりますが、当該アセスメントにおいて、応札に最新の接続検討回答書を用いていたかについては、属地一般送配電事業者に確認しますので、ご留意ください。
蓄電池について			
34	第4章 参加登録	蓄電池（リチウムイオン電池）について、経済安全保障推進法に基づく安定供給確保のための取組に関する計画の認定について、どの時点での認定を受けている場合に優先的に落札される対象として認められるのでしょうか。電源等情報の登録後や応札後に認定を受けた場合も認められるのでしょうか。	電源等情報の登録受付期間中に、蓄電池に係る事業計画の添付資料4として、蓄電池の供給確保計画の認定を証する書類を提出した蓄電池を、認定付きリチウムイオン蓄電池として扱います。 電源等情報の登録受付期間終了後に認定を受けた場合は認められません。
35	第3章 募集概要	「※13」において、リチウムイオン電池については複数メーカーの蓄電池を組み合わせることにより1電源とする場合に本制度の対象として認めない旨の記載があります。こちらについては、経済安全保障推進法に基づく安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定を受けているメーカー同士を組み合わせる場合と、同認定を有するメーカーと有しないメーカーを組み合わせる場合のいずれについても認められないと理解して相違ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。経済安全保障推進法に基づく安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定を受けているメーカー同士を組み合わせる場合と、同認定を有するメーカーと有しないメーカーを組み合わせる場合のいずれについても、複数メーカーのリチウムイオンを組合せることに該当するため、本制度の対象と認めません。なお、複数メーカーのセルを組み合わせることも認めておりませんので、募集要綱の記載を見直します。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
36	様式４ 蓄電池に係る事業計画	経済安保推進法における供給確保計画認定を受けたメーカー製セルが落札上限無く優先的に約定することに関して、当該認定メーカーが各応札事業に対して無制限に入札時の証憑となる見積もりを提出でき、入札事業者もそれを採用する予定のセルメーカーとしての商標として使用できると仮定すると、約定した事業が認定メーカーの生産能力を上回る可能性があるため、認定メーカーを優先する落札容量に制限を設けるまたは、認定メーカーはDeliveryを入札時点でCommitする必要があると考えられます。	第4回オークションからは、様式4　蓄電池に係る事業計画の2.導入予定の蓄電池メーカー・型番で求める見積書は、「メーカーが当該応札案件で使用する蓄電池に関する有効な見積書を発行している旨を証明する書面（当該メーカーが発行する書面に限る。）」であることを条件として加えており、見積もりの厳格化により規律を確保することとしております。 そのため、認定付きリチウムイオン蓄電池の募集上限を設定する必要はないと考えております。
37	様式４ 蓄電池に係る事業計画	経済安保推進法における供給確保計画認定を受けたメーカー製セルで優先的に落札した場合について質問です。 応札時と異なる他のメーカーが同認定を取得した場合、落札後に蓄電池メーカーの変更は可能でしょうか。	認定を受けているメーカーが製造するセルを使用し、認定付きリチウムイオン蓄電池として落札した場合、セル変更は認定を受けているメーカーが製造するセルへの変更に限り認めます。なお、セルを変更する場合には「蓄電池に係る事業計画」の再審査に合格する必要があります。
38	様式４ 蓄電池に係る事業計画	今回、“供給確保計画”の認定を受けた蓄電池の案件が優先的に約定することとなっていますが、次のようなことは可能という理解で合っているでしょうか： ・オークションには供給確保計画の認定を受けた蓄電池で応札 ・約定後、状況に応じ、同計画の認定は受けていないがオークションの要件（広域認定やJC-STAR）を満たしている蓄電システムに変更 募集要綱上は可能と読めますが念のため確認させてください。	認定を受けているメーカーが製造するセルを使用し、認定付きリチウムイオン蓄電池として落札した場合、認定を受けていないメーカーが製造するセルへ変更することは不可であることを、募集要綱に追記いたします。
39	様式４ 蓄電池に係る事業計画	「※2」において、リチウムイオン電池以外の場合にセル製造国・地域を1つの国・地域に限定する旨の記載があります。こちらについては、前回入札（応札年度：2025年度）のように出力比率が最大の国・地域を記載することを意味するのか、あるいはセル製造国・地域が複数となるケースを認めないことを意味するのか、ご教示いただけますでしょうか。	リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池については、セルを製造する国・地域は、１つの国・地域に限定することとしており、セル製造国・地域が複数となる応札を認めないことを意味しております。

No.	対象箇所	ご意見	回答
40	様式４ 蓄電池に係る事業計画	“７．地元調整の状況”の１ポツ目の“説明会等（2026年度内に実施されたものに限る。”の要件は見直していただくようお願いします。 （例えば“電源等情報登録の最終日から3年以内に実施されたものに限る。”としていただく等） 理由： ・地元調整についてはこういった要求によらずとも適切な時期及び内容の説明会等を実施しており、単に長期脱炭素電源オークションに参加するために説明会等を実施することは合理的ではなく、説明会等の調整に協力いただくことになる地元関係者等にも無用な負担を与え、又は困惑させることになるため	本オークションでは蓄電池の事業規律の確保を要件としているため、オークション開催年度における電源等情報の登録時点で導入の可能性が最も高い蓄電池について、蓄電池に係る事業計画の提出を求めています。そのため、設置する土地の地権者、立地市町村や近隣（敷地境界線から100m以内）の住民・事業者に対して行った説明会等は2026年度内に実施されたものに限るという条件を付与しております。 2026年度より前に実施した説明会等にもとづく証憑では、応札が認められません。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
41	様式４ 蓄電池に係る事業計画	“６．セキュリティ対策”の末尾の※２の次の要件は削除いただくか、見直していただくようお願いします： JC-STAR 制度における★１の取得対象とならない機器を導入するにあたり、将来的にJC-STAR 制度における★２の基準が運用開始され取得対象となった場合には、供給力提供開始までに★２を取得すること。供給力提供開始後に★２の基準が運用開始された場合には、速やかに★２を取得すること。 見直し案： JC-STAR 制度における★１の取得対象とならない機器を導入するにあたり、将来的にJC-STAR 制度における★２の基準が運用開始され取得対象となった場合には、【遅滞なく】★２を取得する【よう努めること】。 理由： ・JC-STAR★２について、申請に対する審査を含め、具体的にどのように運用されることになるか現時点で分からず、将来の取得の予見性が十分ではないため （既に★１について特定の条件に該当する製品がラベルを取得できない状況が顕在化しており、こういった点も含め、★２がどのように運用されるか分からないため） ・供給力提供開始直前に★２の取得対象となること等もありうることから、供給力提供開始までの取得を義務付けることは合理的ではないため	サイバーセキュリティの観点から認められません。 なお、機器変更に伴う費用増加に対して、契約単価の調整は行わないため、原則、応札時点にてJC-STAR★１の認証を受けた機器を導入してください。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
42	様式４ 蓄電池に係る事業計画	容量市場長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2026年度・案）様式4（蓄電池に係る事業計画）では、将来的に一部の機器についてJC-STAR★2認証が適用対象となった場合、当該認証の取得が必要になる旨が記載されています。 この場合、機器メーカーが合理的な期間内に当該認証を取得または提供できない場合には、事業者は認証取得済みの別メーカーの機器へ変更することが求められる、または認められるとの理解でよいでしょうか。 また、このような機器変更に伴い設備費用が増加した場合、増加コストを反映するため、約定価格（応札価格）の見直しまたは調整を行うことは可能でしょうか。 運用開始後の場合に、速やかに取得する必要があると記載されていますが、「速やかに」とは具体的にどの程度の期間でしょうか？ 制度上の取扱いについてご確認のうえ、ご教示いただけますと幸いです。	速やかに取得しているかどうかについては、合理的な努力の有無について個別に確認の上、判断します。 また、JC-STARの認証を受けている機器から認証を受けていない機器への変更以外であれば、再審査を経て変更は可能です。 ただし、機器変更に伴う費用増加に対して、契約単価の調整は行わないため、原則、応札時点にてJC-STAR★１の認証を受けた機器を導入してください。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
応札価格・落札電源の決定			
43	第5章 応札方法	火力・揚水・蓄電池等に求められる調整機能について、洋上風力や変動電源に対して将来的に追加的な系統要件・制御要件が課される場合の費用負担、応札価格への算入可否、既落札案件への適用関係を明確化いただきたい。 【理由】 系統安定化要件やサイバーセキュリティ要件は今後強化される可能性があり、長期契約では制度適用期間中の追加費用発生が想定される。事前に費用算入・補正ルールを明確化することが望ましい	建設費の増加リスクへの対応として、応札価格に建設費の10％を予備費を織り込めることに加えて、事業報酬の応札価格への織り込み及び他市場収益の約1割の留保を認めていることを踏まえ、この中でご対応いただくものと考えておりますが、頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
44	第6章 落札電源及び約定価格の決定方法	『「脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）」、「揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム」、「洋上風力」、「既設の原子力電源の安全対策投資」（以下「募集上限付き電源」という。）には「募集上限」が設定されており、落札される電源は「募集上限」を跨ぐ電源以下に限定されます。　』とありますが、これら電源の内、「既設の原子力」については発電容量が他電源と比較して非常に大きく、”「募集上限」を跨ぐ電源”までが対象となると理論的には「募集上限」を大きく超える電源が落札可能となります(他電源と”「募集上限」を跨ぐ”の意味合いが異なる)。一般的に競争力のある既存の原子力電源の安全対策投資の応札有無次第で競争環境が劇的に変わることは、他電源の応札意向に大きく影響を与えることになると考えますが、これに対する政府のお考えを御教示お願い致します。	既設の原子力電源の安全対策投資を含む一部電源に募集上限が設定されており、原則、落札される電源は「募集上限」を跨ぐ電源以下に限定されますが、電源種混合で応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札される仕組みであることから、既設の原子力電源の安全対策投資の応札があったとしても、落札されるとは限りません。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
45	第6章 落札電源及び約定価格の決定方法	「「脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくは CCS 付火力）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）」、「揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム」、「洋上風力」、「既設の原子力電源の安全対策投資」（以下「募集上限付き電源」という。）には「募集上限」が設定されており、落札される電源は「募集上限」を跨ぐ電源以下に限定されます。」と記載されている。一方、「長期脱炭素電源オークションの概要について（応札年度：2026年度）」説明資料23ページの「3－3　募集量」の下段には「※3 募集上限を跨ぐ電源を超えて落札されることはない」と記載されている。 募集上限が設定されている電源が限界電源になった場合は、当該電源を落札とした場合の募集量からの超過量が、非落札とした場合の募集量への不足量の10倍以下である場合は落札となるという理解で良いかご教示いただきたい。説明資料の「※募集上限を跨ぐ電源を超えて落札されることはない」という記載が「募集上限枠が設定されている電源はその枠以内でしか落札されない」とも解釈できるため。	ご理解のとおりです。募集上限を跨ぐ電源が限界電源となる場合においても、「限界電源を落札とした場合の募集量から超過する容量」が「限界電源を非落札とした場合の募集量に対して不足する容量」の10倍以下であることで落札と判定されます。
46	第6章 落札電源及び約定価格の決定方法	電源種混合で応札価格の低い順に落札電源が決定する本オークションにおいて、上限価格の差異は応札可否に直結する認識である。電源種別に上限価格が設定されることは建設コスト等の違いから理解できるが、エリアごとの調整係数の違いを理由に同一電源種内で上限価格に差異が生じることは地域の選定に繋がり、同一電源種内の公平な競争を阻害しているのではないか。また、特定地域の排除と同義ではないか。	本オークションにおいて、太陽光・陸上風力・洋上風力・揚水（リプレース）・蓄電池はエリアごとの調整係数に基づき上限価格が設定されておりますが、上限価格の範囲内で応札価格は応札事業者が定めることとしているため、エリアにかかわらず、原則、応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札されます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
事後的な費用増加			
47	第7章 契約条件	2（4）の事後的な費用増加が発生した場合の調整について、他律的なコスト増加リスクは設備容量や工期の長短にかかわらず全ての案件において予見が困難であるため、現行の「供給力提供開始期限が10年以上」かつ「設備容量30万kW以上」という要件を削除していただけないでしょうか。	事後的な費用増加への対応は、契約単価を事後的に修正する特別な措置であることに鑑み、特にその必要性が高いと考えられる「供給力提供開始期限が10年以上となり、かつ、（建設費の多くが千億円以上となる水準である）本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が30万kW以上の大型電源の新設・リプレース投資」に対象を限定することが適切と考えております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
48	第7章 契約条件	【意見】 3.革新軽水炉の建て替え案件を対象とした、事業者に帰責性のない費用増加が発生した場合の制度措置の検討 事業者に帰責性がない費用増加*が発生した場合に発動される制度的対応における適用上限（当初見積もりの１．５倍まで）及び事業者負担（当初見積もりの１．１倍を超過する費用の10%）については、事業リスクの予見性向上の観点から、今後の実態コストの動向も踏まえ、必要に応じた見直しを検討していただきたい。*法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、事業者にとって他律的に発生する費用であり、発電事業者があらかじめ見積もることが困難であった費用 【理由】 ・本制度的対応の対象は「事業者に帰責性がない他律的な費用」に限定されており、かつ事業者が増加分の1割を自己負担するため、需要家負担を抑制するモラルハザード対策としては機能を果たしていると考える。一方で、革新軽水炉のように長期かつ巨額の投資を要する案件では、事後的な費用増加が1.5倍という一律の上限を超過する可能性も否定できない。需要家負担の抑制と、確実な電源投資（安定供給の確保）を両立させるため、実際のプロジェクトの進捗や実態コストの動向を踏まえつつ、上限設定のあり方について継続的な検討をお願いしたい。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
不可抗力			
49	第7章 契約条件	2（1）の系統接続費の増大に伴う市場退出ペナルティの免除について、費用の増大のみならず、工事遅延や再接続検討の結果生じた連系不可等の事由についても、事業者の責によらない不可抗力として扱い、ペナルティなしでの退出を認めるよう対象範囲を拡大いただけないでしょうか。	応札時点の工事費負担金の見積額よりも実際の工事費負担金が高くなることで経済性が悪化し、、供給力提供開始前に市場退出を希望する場合は、市場退出ペナルティを科さないこととしておりますが、工事遅延や再接続検討の結果生じた連系不可等が発生した場合は市場退出を認めておりません。 事業者に帰責性がない事由により、供給力提供開始時期や供給力提供開始期限の遵守のペナルティが科される場合は、当該アセスメントにおいて異議申立を行っていただき、本機関が合理的と判断した場合は、経済的ペナルティを科さない場合があります。
50	第7章 契約条件	容量確保契約に基づくリクワイアメントの不履行について責めを負わないこととする条件について、「燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により供給力を提供しない場合を除く」とあるが、為替変動に起因するものはリクワイアメント不履行の免責事項としていただきたい。 【理由】 CPI及び建設工事デフレーターによる補正では、為替変動について発生時点かつ実際値の反映が限定的になると考えられる為。	リクワイアメント不履行の免責事項として個別事由を記載することはいたしませんが、当該事由を各アセスメントにおいて異議申立を行っていただき、本機関が合理的と判断した場合は、経済的ペナルティを科さない場合があります。
51	第7章 契約条件	【意見】 4.革新軽水炉の建て替え案件を対象とした、供給力提供開始期限の見直し検討 導入リードタイムの長い革新軽水炉の建て替えでは、応札時から運転開始までの間に種々の事情変更が発生する蓋然性が高いことから、供給力提供開始期限の5年前までの申告を条件に、同期限の合理的な範囲での延長の検討をお願いしたい。 【理由】 ・導入リードタイムの長い電源の原子力では入札段階で決定した運転開始時期には不確実性があるこのため建設準備ならびに建設工事を計画的かつ安全に進めるため、帰責性にかかわらず当初の運転開始の5年前までに事業者が申請することにより、運転開始期限を超えて運転開始が遅延しても、ペナルティの対象とせず、見直しができることが望ましいと考える。 ・今般の制度見直しにおいて、LNG専焼火力の供給力提供開始期限が、プラントメーカーのリソース逼迫といった実態を踏まえて延長されたことについては、適切な措置であると受け止めている。原子力のような極めて導入リードタイムが長い電源においては、長期間にわたるサプライチェーンの制約や外部環境の変化等、予見困難な事情変更が発生するリスクが高い。火力発電において実態に即した期限の見直しが行われたことと同様に、長リードタイム電源についても将来の不確実性に柔軟に対応できるよう、合理的な範囲での期限延長の仕組みについて、今後の制度検討の課題としていただきたい。 ・また、原子力発電の新規建設には、サプライチェーンの維持・強化ならびにそれを支える人材確保と育成が必須である。厳しいペナルティの回避を理由に事業の意思決定が遅れた場合には、サプライチェーンや人材などにネガティブな影響が産業大に及ぶ恐れがあるため、早期に民間事業者が投資意思決定しやすい制度となるよう、今後の検討をお願いしたい。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
請求・交付・還付			
52	第4章 参加登録	※９について、燃料価格や需給環境の変動により収益の予見性が著しく低いため、他市場収益の還付方法を供給開始年度に固定せず、毎年度の収益確定後に事後選択できる（もしくは自動的に8,000円分が返還の上限となる）仕組みへ変更いただけないでしょうか。	LNG専焼の還付における新たな仕組みは、LNG燃料の長期契約を促すことを目的としたものです。そのため、年ごとに容量提供事業者が有利な方法を選択するものではないと考えておりますが、今後の制度検討の参考にさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
53	第7章 契約条件	5.(1)について、容量確保契約金額（各月）から契約約款第18条、第21条に基づき算定される経済的ペナルティ等を減じることにより支払・請求金額を算定するとの記載がある。変動電源のリクワイアメントである年間設備利用率の達成は、年度終了後にアセスメントを行うこととなる理解だが、当該リクワイアメント未達時の経済的ペナルティについては最終月（3月）の容量確保契約金額（単月）から一括で減じることとし、負値になる（不足する）場合には一括で請求される理解でよいのか（場合によっては巨額の請求となり得るため、確認したいもの）。	年間設備利用率の達成のリクワイアメント未達成による経済的ペナルティは、対象実需給年度の翌年度（対象実需給年度＋1年度4月以降）として交付する容量確保契約金額（各月）から一括で減じ、容量確保契約金額（各月）が負値となった場合は当該金額を請求します。なお、詳細な時期は今後の業務マニュアル等で公表いたします。

別紙４

電力広域的運営推進機関

容量市場 長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	対象文書	ご意見	回答
約款の変更について			
1	第1章 総則	長期脱炭素電源オークションへの応札者は本約款をベースに応札し、巨額の初期投資を行うことから、契約条件の予見性及び安定性は極めて重要です。第2条第1項に「本機関は、電気事業法その他の法令の改正や制度改定、趣旨の明確化等により本約款を変更する必要が生じた場合、本約款を変更することがあります。その場合、本契約の契約条件は変更後の本約款によるものとします。」とあるが、約款変更は真にやむを得ない場合に限定するとともに、既に締結された容量確保契約に対して容量提供事業者の経済性又は契約上の地位を不利に変更する内容を遡及適用しない旨を明確化していただきたい。	電気事業法その他の法令の改正等については、電気事業を営むすべての事業者に適用されるべきものであり、当該変更に伴い、容量市場の扱いが変更になることは避けられません。なお、遡及適用する場合は、過年度の契約電源への影響も検討した上で、判断いたします。
容量停止計画について			
2	第3章 権利及び義務	計画停止の定義についての質問です。第９条に次のように記載されています。 4.本機関は、次の各号に掲げる期間を計画停止の期間として扱います。 ①実需給の2年度前に提出された容量停止計画に記載された期間 ②実需給の前月末日までに提出された容量停止計画に記載された期間 ③上記②以降、前週火曜日17時までに提出された容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された期間 ④上記②が変更された場合で、本機関が合理的と判断した場合 ⑤容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された休日又は夜間における停止期間 ⑤の“容量停止計画”は、“前週火曜日17時以降に提出された容量停止計画”と理解すればよいでしょうか。 そういった特定の場合の容量停止計画を指している場合、そのような記載にしていただけると助かります。	約款 第9条第4項⑤に定める容量停止計画は、前週火曜日17時以降に提出した容量停止計画に限りません。 需給バランス評価において平常時と判定された休日又は夜間における停止期間は全て計画停止として扱います。
3	第3章 権利及び義務	第9条1項の容量停止計画の対象①「電源等の維持・運営に必要な作業」に関して、注釈※1※2を除き、特段の制約は無い認識でよいか。例えば、発電所の事故発生に伴う復旧作業が必要となり、同9条4項②に基づき前月末日までに容量停止計画として事故発生の翌月以降を停止期間として提出した場合は、当該復旧期間も計画停止期間と認められる理解となるのか。「電源等の維持・運営に必要な作業」に関する特段の制約がない旨、追記いただきたい。もしくは何等か制約が生じる場合は注釈等で記載いただきたい。	容量停止計画の対象は、約款第9条第1項①②③に示すものであるため、その他に制約がないものを記載することはいたしません。 また、電源トラブルによる復旧までの出力停止又は抑制期間についても、同条第4項の各号を満たすものは、計画停止の期間として扱います。
市場退出について			
4	第3章 権利及び義務	現在、発電事業者が事前審査および応札時に特定した上流・供給事業が、落札後に事業化に至らなくなった場合、市場退出および市場退出ペナルティの対象となり得るものと理解しています。 また、その手当として、8か月間の配慮措置が設けられているものと理解しています。本制度が、事前審査時点において、十分な成熟度、実現可能性および供給確実性を備えた上流・供給事業の確保を発電事業者に求める趣旨であることは十分に理解しています。発電事業者は、単に供給候補を特定するだけではなく、上流事業の蓋然性・技術性・経済性等の充足について適切なデューデリジェンスを行い、供給契約その他の契約上の措置を通じて、供給確実性を可能な限り高めるべきものと考えます。 一方、こうした対応を十分に講じた場合であっても、国際的な水素・アンモニアサプライチェーンは形成途上にあり、落札後に、上流事業の共同株主による投資方針の変更、プロジェクトファイナンスの不成立、重要な許認可の不取得、EPC事業者の履行不能、輸出入規制の変更その他、発電事業者が合理的に予見または単独で管理することが困難な事由により、当初特定した上流・供給事業が事業化に至らなくなる可能性があります。発電事業者が当該上流事業の一定持分を保有している場合においても、一般の共同事業（JV）管理において、上流事業に関する全ての意思決定を単独で支配できるとは限りません。このような場合に直ちに市場退出を求めることは、必ずしも低炭素水素等の供給確実性を高めることにはならないと考えます。むしろ、当初案件と同等以上の成熟度および供給条件を有する代替上流案件を確保し、発電事業を継続する方が、脱炭素電源の確保および長期的な燃料供給の安定性という制度目的に資する場合があります。 このため、当初特定した上流・供給事業が、発電事業者による合理的なデューデリジェンスおよびリスク低減措置にもかかわらず事業化に至らなくなった場合には、国による再審査および事前承認を条件として、配慮措置期間以降についても、当初案件と同等以上の条件を満たす代替上流・供給事業への変更を認める対応をご検討いただきたいと考えます。	当面の間、水素・アンモニア事業の黎明期が続くことから、計画当初においては、原則、供給側を1つに固定する（計画において、特定の水素等製造拠点からの供給する）ことを前提としていますが、世界で複数の上流案件が立ち上がっている状況下で、当初計画の案件と同様の政策意義を満たしつつ、価格等の条件がよい案件が現れた際等は、上流案件の変更を審査の上、認め得ると考えています。また、CCSの貯留地に関しても、同様の変更を審査の上、認める可能性があります。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象文書	ご意見	回答
制度適用期間前のリクワイアメント・アセスメント・ペナルティについて			
5	第3章 権利及び義務	“電源種ごとの供給力提供開始期限”の表において、蓄電池の供給力提供開始期限が“4年後の日が属する年度の末日”とされていますが、一般送配電事業者による連系工事の工期延長や特別高圧受変電設備の長納期が常態化していることも鑑み、5年以上の期間に見直していただくようお願いします。 4年という数字は過去の制度設計の資料によれば事業者へのヒアリング等により見積もられたもののようですが、当時は大規模な蓄電所の実績はほとんどなかったこと及び本オークション自体が蓄電所案件の規模を増大させるように制度変更されている（30MW以上への限定、6時間以上への限定）ことを鑑みても、供給力提供開始期限を4年のまま据え置くことは合理的ではないと考えます。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
6	第3章 権利及び義務	【意見】 革新軽水炉の建て替え案件を対象とした、供給力開始期限の見直し検討 導入リードタイムの長い革新軽水炉の建て替えでは、応札時から運転開始までの間に種々の事情変更が発生する蓋然性が高いことから、供給力提供開始期限の5年前までの申告を条件に、同期限の合理的な範囲での延長の検討をお願いしたい。 【理由】 ・導入リードタイムの長い電源の原子力では入札段階で決定した運転開始時期には不確実性があるこのため建設準備ならびに建設工事を計画的かつ安全に進めるため、帰責性にかかわらず当初の運転開始の5年前までに事業者が申請することにより、運転開始期限を超えて運転開始が遅延しても、ペナルティの対象とせず、見直しができることが望ましいと考える。 ・今般の制度見直しにおいて、LNG専焼火力の供給力提供開始期限が、プラントメーカーのリソース逼迫といった実態を踏まえて延長されたことについては、適切な措置であると受け止めている。原子力のような極めて導入リードタイムが長い電源においては、長期間にわたるサプライチェーンの制約や外部環境の変化等、予見困難な事情変更が発生するリスクが高い。火力発電において実態に即した期限の見直しが行われたことと同様に、長リードタイム電源についても将来の不確実性に柔軟に対応できるよう、合理的な範囲での期限延長の仕組みについて、今後の制度検討の課題としていただきたい。 ・また、原子力発電の新規建設には、サプライチェーンの維持・強化ならびにそれを支える人材確保と育成が必須である。厳しいペナルティの回避を理由に事業の意思決定が遅れた場合には、サプライチェーンや人材などにネガティブな影響が産業大に及ぶ恐れがあるため、早期に民間事業者が投資意思決定しやすい制度となるよう、今後の検討をお願いしたい。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
7	第3章 権利及び義務	“第18条 対象実需給年度前のペナルティ”において、“なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、・・”とありますが（案の15ページ末尾）、ここでいう“調整以降に、・・追加、・・”は、対象実需給年度前だけでなく、対象実需給年度中の停止期間の追加等も含むでしょうか。	対象実需給年度前に実施する容量停止計画の調整以降、対象実需給年度の前年度までに、約款第16条①(1)及び②(1)に該当する停止期間を容量提供事業者の事由により追加・変更する場合が該当します。 そのため、対象実需給年度中の追加・変更されたものについては、約款第18条のペナルティの対象外となりますが、容量停止計画の調整以降に追加・変更となることが判明次第、速やかに変更後の容量停止計画を提出する必要があります。

No.	対象文書	ご意見	回答
8	第3章 権利及び義務	第21条①（2）の経済的ペナルティの式において、分子にリクワイアメント未達成量、分母に契約容量があります。 リクワイアメント未達成量には調整係数がかかっておらず、契約容量には調整係数がかかっているため、全体としては調整係数に反比例するペナルティになっていると理解しています。 式の見た目からすぐに読み取れない要素であり、念のためこの理解で合っているか確認させていただけると有難く思います（（3）についても同様）。 また、もしこの理解で合っている場合、分母の契約容量をアセスメント対象容量と置き換えるべきではないかと考えます。 （調整係数が小さい（期待される容量が小さく容量市場への影響が小さい）電源ほど大きなペナルティを受けるのは不合理であるため） なお、本オークションの容量確保契約金額と異なり、メインオークションでは分子の容量確保契約金額に調整係数が入っているため、相殺されて調整係数は計算結果に影響しないと考えています。 また、供給力提供開始時期のペナルティが調整係数に比例することは、期待される容量の規模に応じたペナルティになることから、違和感はありません。	約款第21条第1項①(2)(3)のペナルティレートは、対象実需給年度の契約容量とZを対象に各リクワイアメントが全量未達であった場合に、容量確保契約金額が全額没収となる考え方に基づき設定されていることから、契約容量を用いた算定式となっております。 なお、ペナルティレートの算定式における容量確保契約金額は契約容量と契約単価を乗じたものであり、分母分子で契約容量は相殺されるため、調整係数は経済的ペナルティの算定結果に影響しません。
9	第3章 権利及び義務	第21条　対象実需給年度のペナルティ①電源等の区分が安定電源の場合(2)発電余力の卸電力取引所等への入札、ならびに(3)電気の供給指示への対応に関しての意見です。経済的ペナルティはリクワイアメント未達成量×ペナルティレートで計算されるようになっており、ペナルティレートの分母は契約容量となっていますが、リクワイアメント未達成量はアセスメント対象容量をベースに計算されるものと理解しています。蓄電池・揚水については、アセスメント対象容量は各月の管理容量となるため、調整係数を乗じる前の数値となっています。一方で、契約容量は調整係数を乗じた後の数字になっています。結果として、分母と分子でベースとする容量が異なっており、分子の方が大きくなっているため、過剰にペナルティが計算されるのではないでしょうか。分母は契約容量ではなく、アセスメント対象容量とすべきではないでしょうか。もしくは、蓄電池・揚水のアセスメント対象容量については、調整係数を考慮したあとの容量とすべきではないでしょうか。	
10	第3章 権利及び義務	変電源等の区分が変動電源の場合、第9条第1項に基づく容量停止計画は、自然影響により電源等の出力が停止又は出力低下する場合、容量停止計画の提出は不要と記載されている。これは、第20条で記載されているのアセスメントの対象外であり、[第21条>②電源等の区分が変動電源の場合>(1)供給力の維持]で規定されている年間停止コマ相当数へはカウントしないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。供給力の維持リクワイアメントにおいて、自然影響である日没、無風、渇水等により、契約電源の出力が低下又は停止する場合については、容量停止計画の提出は不要であるため、年間停止コマ相当数には計上されません。
11	第3章 権利及び義務	水素・アンモニア混焼に係る混焼率リクワイアメントについて、CI値要件を満たす燃料の取得量を反映して算定する方向性には賛同します。一方で、CI値達成率は、燃料製造、輸送、貯蔵、混合、第三者認証、トレーサビリティ管理等を含むサプライチェーン全体に依存し、発電事業者のみで完全に管理できるものではないと認識しております。燃料供給者、上流事業者、認証機関、輸送・貯蔵事業者等によるCI値の算定誤り、証憑不備、認証遅延又は事後修正・取消し、トレーサビリティ上の不備、輸送・貯蔵段階におけるCI算定方法又は実測値の変更等により、発電事業者が合理的な確認を行って低炭素燃料を調達・使用していたにもかかわらず、事後的にCI値要件の充足を確認できない、又は未達と扱われる事態が生じ得ます。このような第三者起因の事由により、直ちに混焼率未達、経済的ペナルティ、重大違反又は契約解除と扱われる場合、容量収入の予見可能性が損なわれ、プロジェクトファイナンスによる長期資金供給上の制約となります。ついては、CI値達成率の算定方法、認められる証憑、第三者認証・確認の方法、燃料ロット単位又は年間取得量単位での確認方法、輸送・貯蔵・混合時の扱い、証憑提出期限、証憑遅延・不備・事後訂正時の暫定的な取扱いを、応札前に具体的に明確化いただきたいと考えます。また、発電事業者が合理的な確認を行ったにもかかわらず第三者起因でCI値要件の充足を確認できない又は事後的に未達と判明した場合には、一定の治癒期間を設け、代替証憑の提出、燃料の差替え、翌年度以降の追加調達等による是正を認め、当該期間中は直ちに混焼率未達、経済的ペナルティ、重大違反又は契約解除とならないことを明確化いただきたいと考えます。	CI値達成率の算定方法は個別に確認をするため、水素社会推進法の予備審査記載要領等で示した考え方に基づき算定を行い、予備審査依頼書で示してください。また、利用開始後においては、水素社会推進法に基づく計画認定を受けた事業者が法令に基づき報告を行う必要があります。認定を受けた事業者が発電事業者である場合、その発電事業者が報告することになりますので、責任をもってCI値の算定等について対応してください。 また、「第三者起因でCI値要件の充足を確認できない又は事後的に未達と判明した場合」については、個別の事例を確認して判断するため、一律の回答はいたしかねますが、一般論として、約款第29条の不可抗力に該当しない限りは、リクワイアメントを満たすCI値の水素・アンモニアとは認められません。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象文書	ご意見	回答
不可抗力について			
12	第3章 権利及び義務	第11条第1項⑤について、系統側工事の費用増大の規定に加え、工事の遅延や再接続検討に伴う連系不可等、事業者の予見・制御が不可能な系統側の事由を追加いただけないでしょうか。	約款の当該リクワイアメントの条項における異議申立、若しくは第29条第1項の不可抗力として認められた場合には、経済的ペナルティを適用しない場合があります。 個別の事例を確認して判断するため、事象が発生した際に、個別に本機関へお問合せください。
13	第3章 権利及び義務	第15条について、一般送配電事業者の工事遅延や再接続検討等の系統側の事情により供給力提供開始時期が遅延した場合には、事業者に経済的ペナルティを科したり容量確保契約金額が得られる期間を短縮したりすることなく、当初の契約条件を維持する等の柔軟な救済措置を講じていただけないでしょうか。	
14	第3章 権利及び義務	第29条　不可抗力が生じた場合の特則 「不可抗力」として下記事象も含めていただきたい。 ⑤世界保健機関（WHO）が指定するパンデミックによる「工場の操業停止」「港湾閉鎖」「物流網の寸断」「入国制限による技術者の派遣不能」 ⑥政府による輸出規制・行政命令 ⑦全国規模のストライキ・物流停止	
15	第3章 権利及び義務	第29条に定める不可抗力の発生により、建設工事が遅延し、第13条に定める制度適用期間前のリクワイアメントとしての電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過した場合、第15条第1項②に定める容量収入の受領期間の短縮措置を適用除外とし、制度適用期間の全期間にわたり容量収入を得られる旨を明記いただきたい。	
16	第3章 権利及び義務	第24条について、脱炭素化ロードマップの前提条件が事業者の責によらない理由により達成が困難となった場合に、経済的ペナルティなしでの計画見直しやLNGによる燃焼継続を認めていただけないでしょうか。	
17	第3章 権利及び義務	(第11条第2号)　洋上風力の風車設備設置においては、地盤・海流条件を踏まえた詳細設計の段階で、サイトレイアウトに修正を必要とするケースがあります。こうした場合に契約電源容量の縮小(一部の市場退出)を余儀なくされることは応札時点では予見困難である為、本号の不可抗力に該当すると見做されるべきと考えますが、如何でしょうか。	個別の事例を確認して判断するため、一律の回答は致しかねます。 事象が発生した際に、個別に本機関へお問合せください。 なお、落札後に契約容量の一部の提供が不可能となることが想定される場合は、応札時点で当該リスクをふまえて応札容量を設定してください。
18	第3章 権利及び義務	第２９条　「不可抗力が生じた場合の特則」について ＣＣＳにおけるＣＯ２貯留能力に関連する地下構造については、合理的な範囲で事前調査、解析およびシミュレーションを実施した場合であっても、地下の不均質性や観測上の限界等に起因する地下構造の不確実性により、事業計画において想定した貯留性能を確保できないなど、圧入開始前には予見が困難な事象が生じる可能性があります。 このような場合において、事業者がその時点における最新の知見および一般に合理的と認められる技術水準に基づき、必要な調査、評価等を実施していたにもかかわらず、地下構造の不確実性に起因する予見困難な事象が発生し、当該事象が事業者の責めに帰することができないことを説明・証明できる場合には、LTDA約款における不可抗力の定義である「その他の事業者の予見できない事象」に該当し、個別確認の上で、経済的ペナルティを適用しない事由として取り扱われるとの理解でよろしいでしょうか。	個別の事例を確認して判断するため、一律の回答は致しかねますが、一般論として、CCSにおけるCO2貯留において、予見が困難な事象が生じた場合の対応は、本制度の不可抗力として対応するのではなく、CCSにおける輸送貯留の契約にて御対応ください。なお、そうした事情にも考慮し、CO2貯蔵率は７割まで低下してもペナルティを設けないこととしています。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
19	第3章 権利及び義務	不可抗力事由について、第29条に①～④号に該当する事象やその他の事業者の予見できない事象として定義されています。CCSは地下の開発を伴うため、事前に十分な試掘やシミュレーション等を行ったとしても、地下の不確実性に起因する予期せぬ総貯留量の低下などは事象として十分に起こりえるものと考えています。 特に、本邦のCCS事業は黎明期にあり、代替貯留地や第三者が提供する貯留サービスが十分に整備されていないことから、地下の不確実性が顕在化した場合に、新規貯留基地開発等の対応が必要となり、個別事業者が当面の代替手段を確保することは困難です。 したがって、事業者が合理的に必要な事前調査等の技術的に可能な対応を講じており、事業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、地下の不確実性に起因して貯留性能が著しく低下し、義務の履行が困難となった場合については、第29条に基づく不可抗力事由として扱うべきと考えます。	個別の事例を確認して判断するため、一律の回答は致しかねます。 事象が発生した際に、個別に本機関へお問合せください。

No.	対象文書	ご意見	回答
20	第3章 権利及び義務	27頁には、不可抗力の例として、大規模な風水害や地震等の天災地変、事後的な法令改正又は規制適用、並びに一般送配電事業者が保有する送電線の故障による出力抑制等が記載されています。一方で、洋上風力発電事業では、容量提供事業者が保有する海底送電ケーブル、洋上変電設備又は構内ケーブル等が、天災、第三者による損傷その他容量提供事業者の責めに帰することができない事情により故障する可能性があります。また、故障後の修理についても、荒天、海象条件又は作業船の安全確保等により、合理的な努力を行っても直ちに実施できない場合があります。このため、このような事情により供給力を提供できない場合についても、個別の事情に応じて不可抗力に該当し、経済的ペナルティを適用しない取扱いとなり得るか、ご教示いただけますでしょうか。	「天災」については約款29条第1項①「大規模な風水害や地震等の天災地変」に該当する場合は不可抗力となり得ますが、「第三者による損傷」については本制度の不可抗力としては認められませんので、民事上の損害賠償請求等によりご対応ください。
21	第3章 権利及び義務	第29条1項において、④一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等はリクワイアメント・ペナルティの対象外とある。令和5年6月21日に公表された総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第十一次中間とりまとめ（案）等に関するパブリックコメントのNo101の回答として「日射量・風量・水量等の立地条件が悪い案件を排除するため、最低限満たすべき年間設備利用率の達成をリクワイアメントとして求めることとしております。一方で、系統や需給状況等による一般送配電事業者の給電指令に伴う出力制御については、年間設備利用率のリクワイアメントが未達成の場合、アセスメントの審査において確認させて頂き、年間設備利用率の算定で考慮することを想定しており、今後検討して参ります。（ノンファーム電源の場合も同様といたします。）」とあったが、送電線故障によらない需給並びに系統要因による出力抑制指令についても同④の記載により対象外と整理されているのか。	送電容量制約及び需給バランス制約による出力抑制が発生した場合は、供給力の維持リクワイアメントと年間設備利用率の達成リクワイアメントにおいて、以下のとおり扱う想定です。 ・供給力の維持 需給バランス制約による出力抑制は、発電計画・発電上限の抑制は求められておらず、容量停止計画の対象ではありません。また、ノンファーム電源の送電容量制約による出力抑制コマの扱いについては検討中になります。 ・年間設備利用率 年間発電電力量（送電端）とあわせて出力抑制コマをアセスメント諸元として提出いただき、約款第19条②(2)における年間設備利用率の算定式において、出力抑制コマは年間設備利用率の算定対象（分母と分子の両方）から除外します。 整理が完了次第、今後公表する業務マニュアルに記載いたします。
22	第3章 権利及び義務	供給力の維持及び設備利用率リクワイアメントの判定に際し、出力抑制コマは判定対象から控除可能ということであれば、約款上明記頂くことは可能でしょうか。	
23	第3章 権利及び義務	第29条　不可抗力が生じた場合の特則 事業者としては需給バランス等の理由から一般送配電事業者から要求される一定の出力抑制を見込んでいるものの、「年間を通じてリクワイメントを満足しない程の想定を超える出力抑制が生じた場合」についても不可抗力が生じた場合の特則に含まれるという理解でよいか。	
他制度との関係性（洋上風力ゼロプレミアム電源関連）について			
24	第3章 権利及び義務	29条1項にて「以下の各号のいずれかに該当する事象や、その他の事業者の予見できない事象（以下「不可抗力」という。）が生じたことにより、合理的な努力をしたにもかかわらず、リクワイアメントを達成できない、又は、リクワイアメントを達成できなくなることが明らかとなった場合、容量提供事業者は遅滞なく本機関に連絡するものとし、本機関は当該容量提供事業者の状況を個別に確認した上で、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。」と規定されている。 一方、洋上風力の第2ラウンド・第3ラウンドの公募占用指針では「当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始（※）をしなかったこと（ただし、激甚災害による直接の被害、武力行使による直接の被害その他当事者のコントロール又は回避が可能ではない事象が生じた場合は除く。） ※運転開始：市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること 」が保証金の没収事由として規定されている。 容量確保契約約款の「不可抗力」と「当事者のコントロール又は回避が可能ではない事象が生じた場合」は必ず同解釈されるという理解でよいかご教示いただきたい。 （例えば不可抗力が生じ運転開始時期が遅延する場合に、長期脱炭素電源オークションのリクワイアメント未達事由からは免除されるものの、公募占用指針の保証金没収事由には該当する、もしくはその逆、というケースがあり得るか否か）	本オークションと海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下「海洋再エネ整備法」という。）に基づく洋上風力発電事業における第2ラウンド及び第3ラウンドでは運営主体が異なることから、「不可抗力」と「当事者のコントロール又は回避が可能ではない事象が生じた場合」は必ずしも同解釈されるとは限りません。 本オークションにおいては、事業者に帰責性のない事由により供給力提供開始時期の遵守のリクワイアメントが未達成となる場合は、当該事由を異議申立として提出していただくことで経済的ペナルティを科さない場合があります。
25	第3章 権利及び義務	海洋再エネ整備法に基づく洋上風力案件が本オークション落札後、運転開始日の遅延や事業の中止等により、①公募占用指針に基づく保証金没収等のペナルティと、②本オークションのリクワイアメントアセスメントペナルティが発生する場合、いずれかが優先して適用されるのか、または双方が適用されるのかを明確にしていただきたい。	海洋再エネ整備法に基づく洋上風力案件が本オークション落札後、運転開始日の遅延や事業の中止等により、①公募占用指針に基づく保証金没収等のペナルティと、②本オークションのリクワイアメントアセスメントペナルティが発生する場合は双方が適用されます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象文書	ご意見	回答
物価・金利変動等の補正方法について			
26	別紙1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法	約定価格に対する物価・金利変動等の補正方法として「応札価格に含まれる各費用項目の全部又は一部を補正する方法」を選択する場合、可変費に含まれる水素・アンモニアの燃料費について、燃料の調達国は海外であるものの、製造プロジェクトの開発およびオフテイクがいずれも円貨建てで実施されるケースにおいては、「米ドル為替レートの変化率」に基づいて補正を行うと、実際の取引金額との間に乖離が生じるおそれがある。このため、当該ケースについては、「調達国の消費者物価指数の変化率」は補正項目として維持しつつ、「米ドル為替レートの変化率」については補正項目から除外することが適当であると思われる。 また、既にFID済みの製造プロジェクトで、供給価格がドル建てで固定される契約条件となっているようなケースでは、製造国の物価変動の影響を受けないため、「調達国の消費者物価指数の変化率」による補正は不要と考えられる。一方で、為替変動は事業収支に直接的な影響を与える重要な要素であることから、「米ドル為替レートの変化率」については適切に反映されるべきである。 以上のようなケースを踏まえ、上流プロジェクトやオフテイク契約の実態に即した適切な補正が可能となるよう、「調達国の消費者物価指数の変化率」および「米ドル為替レートの変化率」といった物価・金利変動等の補正項目を、応札事業者が個別に選択・適用できるような柔軟な制度設計についてご検討いただきたい。	ご指摘を踏まえ、水素・アンモニアの可変費補正において、「調達国の消費者物価指数」及び「米ドル為替レート」による自動補正は、それぞれ、自動補正の適用を選択制とします。 また、CCSの可変費補正においても、「米国生産者物価指数」、「貯留対象国の企業物価指数」及び「米ドル為替レート」について、同様に選択制とします。 ただし、自動補正式では、「調達国の消費者物価指数」は、「供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数/応札年度前年の調達国の消費者物価指数」や、「調達国の消費者物価指数の変化率」といった形で複数回出てきますが、原則として全体に対して適用か非適用かを一括選択することとします。他の指数やレートについても、同様とします。例外として、水素・アンモニアの製造・輸送費のうちのCAPEX及びCCSの輸送・貯留費用のうちのCAPEX部分については、契約内容との整合性を図る観点から、全体での選択状況に関わらず、自動補正の非適用を選択することを可能とします。 なお、上記の自動補正適用の選択制については、過去の既落札案件に対しても遡及して適用することとします。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
27	別紙1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法	約款p.35を参照するに、長期脱炭素電源オークションにおいて、水素・アンモニア燃料費はガス価格指標、為替、CPIの3つの指標にて補正が可能と理解しておりますが、これらはそれぞれ独立して補正要否を選択できる理解でよろしいでしょうか？例えば、グリーンアンモニアにおいてCAPEX、OPEXの価格補正を行うことを選択した場合、為替調整は行うがCPI調整は行わない、といった補正方法を選択することは可能でしょうか？ もしそうでない場合は、補正要否を各指標で独立して選択できる運用をご検討いただきたいです。選択肢を多様化することで、事業者側のリスク軽減につながり、燃料費・応札価格の低下に貢献できると考えております。	
28	別紙1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法	別紙1(1)※1について確認です。 2025年度版では、「建設工事費デフレーターによる補正は制度適用期間開始年度の1回のみ」と明記されていましたが、2026年度変更案では当該記載が削除されています。 一方、別紙1冒頭には「制度適用期間の年度ごとの期首に毎年補正」と記載されているため、2026年度案では建設工事費デフレーターについても制度適用期間中毎年度補正されるものと解釈される可能性があります。 仮に、建設工事費デフレーターが制度適用期間中毎年度補正される場合、20～40年という長期間にわたり、掘削・切削等を含む関連設備の資本費（CAPEX）が物価変動の影響を継続的に反映できることになります。 一方で、燃料費補正については、グリーン水素・アンモニアの場合、電力費等の主要コストについて一定の固定的な前提で入札価格を算定する必要がある一方、ブルー水素・アンモニアについては天然ガス等の原料価格変動を補正する仕組みとなっています。 このように、CAPEXについて長期間の物価補正を認める一方、燃料コストの変動リスクについては技術ごとに異なる取り扱いとする場合、グリーン水素・アンモニアとブルー水素・アンモニアの間で、長期的なコストリスクの負担方法に不整合が生じる可能性があると考えます。 建設工事費デフレーターによる補正頻度およびCAPEX補正の対象範囲について、制度趣旨ならびに低炭素水素等の技術間の公平な競争環境の観点から、明確化を検討いただきたい。	今回の改定で削除した別紙１(1)※1「建設工事費デフレーターによる補正は制度適用期間開始年度の1回のみ」は、「供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター / 応札年度前年度の建設工事費デフレーター」から算出される補正値を、制度適用期間にわたって毎年同じ値を用いて補正することを意図しておりました。しかし、当該補正値は対象実需給年度に依らず一定であり、制度適用期間開始年度の1回のみ補正するよう誤認する可能性もあったため、削除しました。 そのため、今回の改定は記載の明確化であり、補正方法を変更するものではございません。 また、水素・アンモニアの燃料費におけるCAPEXは、可変費の一部であり、別紙１(1)の資本費には含まれず、約款別紙1の表1に基づき補正されます。なお、燃料費におけるCAPEXも対象実需給年度に依らず一定の値で補正されます。
29	別紙1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法	補正方法について、グリーン水素・アンモニアにおける電力費についてはエスカレ補正対象外とされる一方、ブルー水素における天然ガス等の燃料費についてはエスカレ補正対象とされています。 しかし、グリーン水素・アンモニアの製造に必要な再生可能エネルギー由来の電気代は、必ずしも制度適用期間を通じて固定されるものではありません。長期PPAに基づき電力を調達する場合であっても、PPA価格のプライスレビュー等を通じた改定・更新、送配電料金、系統利用料金、発電設備の運転維持費、人件費、保険料、土地利用料および租税公課等を通じて、調達国における物価変動の影響を受ける可能性があります。また、自営の再生可能エネルギー発電設備から電力を調達する場合にも、設備の維持管理、部品交換、大規模修繕および設備更新等に係る費用は、長期にわたり同様に物価変動の影響を受けます。 グリーン・ブルーの当該補正対象可否の区分および差異について、再検討・確認をお願いいたします。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象文書	ご意見	回答
事後的な費用増加について			
30	別紙2 事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法	【意見】 革新軽水炉の建て替え案件を対象とした、事業者に帰責性がない費用増加した場合の制度措置の検討 事業者に帰責性がない費用増加*が発生した場合に発動される制度的対応における適用上限（当初見積もりの1.5倍まで）については、事業リスクの予見性向上の観点から、今後の実態コストの動向も踏まえ、必要に応じた見直しを検討していただきたい。 *法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、事業者にとって他律的に発生する費用であり、発電事業者があらかじめ見積もることが困難であった費用 【理由】 ・本制度的対応の対象は「事業者に帰責性がない他律的な費用」に限定されており、かつ事業者が増加分の1割を自己負担するため、需要家負担を抑制するモラルハザード対策としては機能を果たしていると考える。一方で、革新軽水炉のように長期かつ巨額の投資を要する案件では、事後的な費用増加が1.5倍という一律の上限を超過する可能性も否定できない。需要家負担の抑制と、確実な電源投資（安定供給の確保）を両立させるため、実際のプロジェクトの進捗や実態コストの動向を踏まえつつ、上限設定のあり方について継続的な検討をお願いしたい。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）